

聖籠町
障がい者計画
第7期障がい福祉計画
第3期障がい児福祉計画

令和6年3月
聖籠町

はじめに



国では、これまでに障がいのある方の権利の保護や尊厳の尊重について重点的に取り組んできました。また令和3年5月には、障害者差別解消法が改正され、令和6年4月から合理的配慮の提供が事業者に対して義務化されます。また令和4年には障害総合支援法や精神保健福祉法の地域移行や就労支援に関する一部改正がなされ、障がいがある人の地域への移行や自立と社会参加が促されることとなります。

こうした障がい者施策における大きな制度改革の流れのなかで、これまでも増して町民一人ひとりの理解と配慮が求められております。

聖籠町では、地域のあらゆる町民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、助け合いながら暮らすことができる「地域共生社会」の実現を目指し平成30年3月に「聖籠町障がい者計画」「第5期障がい福祉計画」「第1期障がい児福祉計画」を策定し、共生社会の実現に向け、障がい者自らの決定に基づきあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して、自己実現できるよう施策を推進してきました。

本計画は、障がいの有無に関わらず、相互に尊重し、支え合い、地域で安心して自分らしく暮らすことができるよう、町民一人ひとり、そして行政が役割を担い、分担と連携をして取り組んでいくことが重要となります。

本町が目指す理念「～誰もがその人らしく自立し、ともに生きるまちづくり～」を共有しながら、本計画を推進してまいります。

町民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり貴重なご意見、ご提言をいただきました聖籠町障害福祉計画策定委員の皆様をはじめ、関係団体、町民の皆様、アンケート調査にご協力をいただきました皆様に心より御礼申し上げます。

令和6年3月

聖籠町長 西脇 道夫

目次

第1章 計画策定の基本的な考え方 ----- 1

- 1 計画策定の背景と趣旨 ----- 1
- 2 計画の位置づけ ----- 2
 - (1) 法的根拠 ----- 2
 - (2) 他の計画との関係性 ----- 2
- 3 計画の期間 ----- 3
- 4 計画の策定体制 ----- 3
 - (1) 計画策定委員会の運営 ----- 3
 - (2) 町民の意見反映 ----- 3
 - (3) 庁内関係部署との連携 ----- 4
- 5 基本指針の見直しの主なポイント ----- 4

第2章 障がい者を取り巻く状況 ----- 6

- 1 人口の状況 ----- 6
- 2 障がい者の状況 ----- 7
 - (1) 身体障がい者の状況 ----- 7
 - (2) 知的障がい者の状況 ----- 10
 - (3) 精神障がい者の状況 ----- 10
 - (4) 自立支援医療受給者の状況 ----- 11
 - (5) 特定疾患医療受給者の状況 ----- 12
 - (6) 精神障がい者入院費助成の状況 ----- 12
 - (7) 障害支援区分別の認定者数 ----- 13
- 3 アンケート調査の概要 ----- 14
- 4 調査結果 ----- 15
- 5 自由意見 ----- 25

第3章 計画の基本構想 ----- 29

- 1 計画の基本構想 ----- 29
- 2 基本理念 ----- 29
- 3 計画の視点 ----- 30
 - (1) 互いに支えあう社会づくり ----- 30
 - (2) 障がい者の自己実現への支援 ----- 30
- 4 計画の基本目標 ----- 30
- 5 計画の体系 ----- 31

第4章 障がい者計画の施策の展開 -----32

1	地域でともに生活するために -----	32
	(1) 相互理解の促進 -----	32
	(2) ボランティア活動の促進 -----	35
	(3) 地域移行の推進 -----	36
2	健康で自立した生活を実現するために -----	37
	(1) 障がいの早期発見・早期療育 -----	37
	(2) 保育・教育の充実 -----	38
	(3) 自立生活への支援 -----	40
	(4) 精神保健の充実 -----	46
3	自立と社会参加のために -----	47
	(1) 就労・雇用支援の促進 -----	47
	(2) 文化活動・スポーツ等の促進 -----	48
	(3) 安全な生活環境の整備 -----	49

第5章 第7期障がい福祉計画 -----52

1	第6期計画の数値目標の達成状況 -----	52
	(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行 -----	52
	(2) 地域生活支援拠点等の整備 -----	53
	(3) 福祉施設から一般就労への移行等 -----	54
	(4) 相談支援体制の充実・強化等 -----	56
	(5) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制 の構築 -----	56
2	第7期障がい福祉計画（令和8年度に向けた目標値） -----	57
	(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行 -----	57
	(2) 地域生活支援の充実 -----	58
	(3) 福祉施設から一般就労への移行等 -----	60
	(4) 相談支援体制の充実・強化等 -----	62
	(5) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る 体制の構築 -----	62
3	第6期計画及び第7期障害福祉サービスの利用状況と見込量 -----	63
	(1) 訪問系サービス -----	64
	(2) 日中活動系サービス -----	69
	(3) 居住系サービス -----	81
	(4) 相談支援サービス -----	84
	(5) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 -----	86

4	発達障がい者（児）等に対する支援-----	90
	（1）ペアレントトレーニング等への支援-----	90
	（2）ピアサポート活動への支援-----	91
	（3）相談支援体制の充実・強化のための取組-----	91
	（4）障害福祉サービス等の質を向上させるための取組-----	93
5	地域生活支援事業の実績と見込量-----	95
	（1）理解促進研修・啓発事業-----	95
	（2）自発的活動支援事業-----	96
	（3）相談支援事業-----	97
	（4）成年後見制度利用支援事業-----	100
	（5）成年後見制度法人後見支援事業-----	101
	（6）意思疎通支援事業-----	102
	（7）日常生活用具給付等事業-----	103
	（8）手話奉仕員養成研修事業-----	105
	（9）移動支援事業-----	106
	（10）地域活動支援センター機能強化事業-----	107
	（11）任意事業-----	109
6	第7期障害福祉サービス計画一覧（令和8年度に向けた目標量）-----	115

第6章 第3期障がい児福祉計画-----120

1	第2期計画の数値目標の達成状況-----	120
	（1）障がい児支援の提供体制-----	120
	（2）医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置等-----	121
2	第3期障がい児福祉計画（令和8年度に向けた目標値）-----	122
	（1）障がい児支援の提供体制-----	122
	（2）医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置等-----	123
3	障がい児支援-----	124
4	医療的ケア児等コーディネーターの配置人数-----	132
5	第3期障害児福祉サービス計画一覧（令和8年度に向けた目標量）-----	133

第7章 計画の推進-----134

1	サービスの円滑な利用促進-----	134
	（1）情報提供と啓発の促進-----	134
	（2）サービスの質の確保-----	134
	（3）企業・事業所等の雇用促進-----	134
	（4）災害や感染症対策等への支援-----	134
	（5）町民・事業者・地域等との協議の推進-----	134

2	計画の達成状況の点検及び評価 -----	135
	(1) 点検及び評価-----	135
	(2) 評価結果の周知 -----	135

資料編 -----136

1	聖籠町障害福祉計画策定委員会 名簿 -----	136
2	聖籠町障害福祉計画策定委員会審議経過 -----	137

第1章 計画策定の基本的な考え方

1 計画策定の背景と趣旨

本町では、障害者基本法に基づき「聖籠町障がい者計画」（平成30年度～令和5年度）を策定し、障がい者が障害福祉サービスや地域生活支援事業などを利用しながら、「誰もがその人らしく自立し、ともに生きるまちづくり」に取り組み、さまざまな施策を展開してきましたが、障がい福祉分野に関わる人材確保・育成の取組をより一層推進していくことが求められています。

また、障害者自立支援法の規定に基づき、平成19（2007）年以降、障がい児福祉も含めた「障がい福祉計画」を策定し、障がいのあるすべての人が安心して生活できるよう、必要なサービス提供基盤の整備に努めてきました。平成28（2016）年の児童福祉法の改正に伴い「障がい児福祉計画」を策定することが義務づけられてからは、「障がい児福祉計画」としてサービス量の見込みや目標を設定しています。

国においては、障がい者の高齢化、障がい児・者の増加、また障がい者福祉ニーズの多様化などを受けて、さまざまな法整備や改正が行われています。令和4（2020）年には、障がい者等の地域生活や就労の支援の強化等により、障がい者等の希望する生活を実現するため、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律」が公布され、新たな就労支援が創設されることになりました。

そのような国の動向や地域の実情を踏まえて、令和5（2023）年度に計画期間が終了となる「聖籠町障がい者計画」及び「聖籠町第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」を見直し、障がいや高齢者、子育てといった分野による縦割りの制度だけではなく、誰もが生きがいや役割を持ち、支えあい、助けあって暮らす地域共生社会の実現をめざして、「聖籠町障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」として一体化して策定しました。

■「障害」の「害」の字の表記について■

本計画は、「聖籠町『障がい』ひらがな表記取扱指針」に基づき、国の指針及び法律などは漢字で表記し、それ以外は「障がい」を表記することとしています。

2 計画の位置づけ

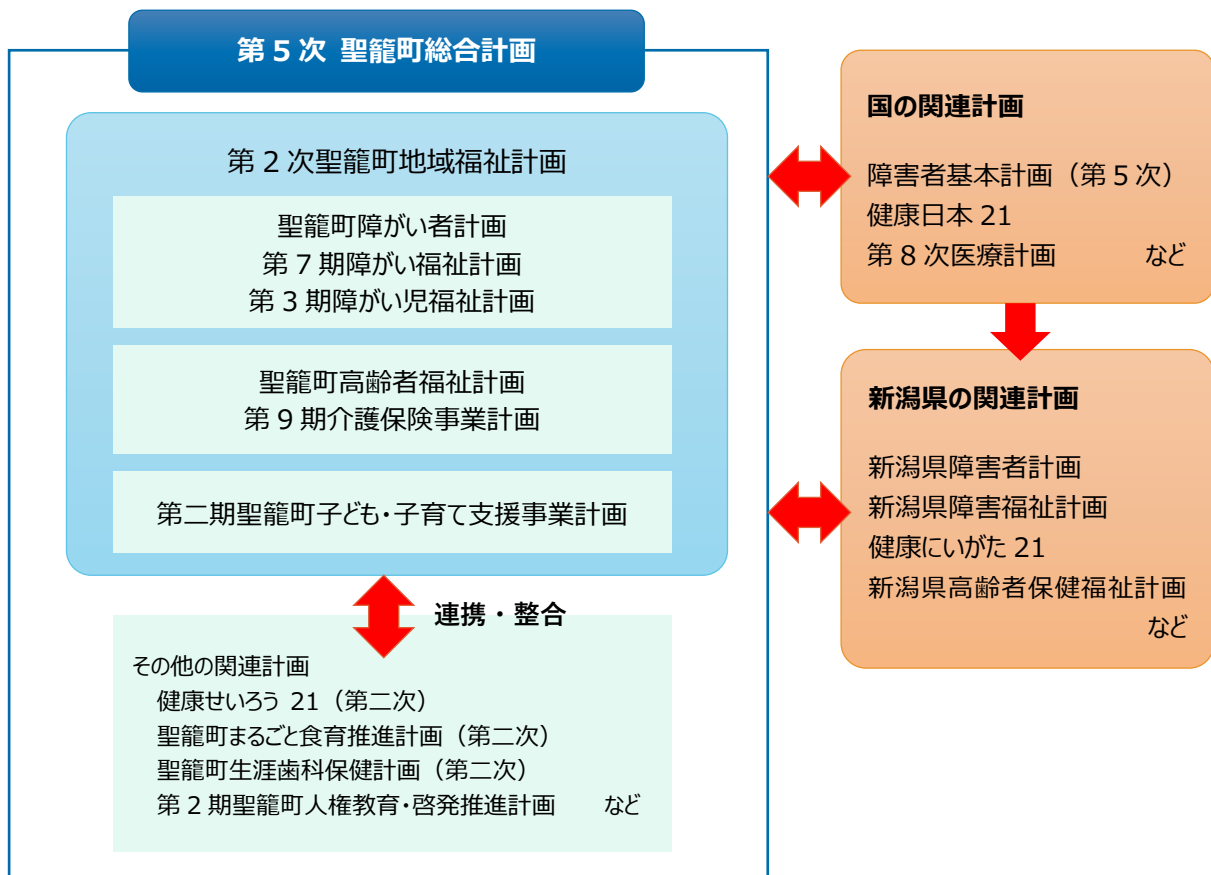
(1) 法的根拠

本計画の根拠法令と計画の性格は以下のとおりです。

	障がい者計画	第 7 期 障がい福祉計画	第 3 期 障がい児福祉計画
根拠法令	障害者基本法 第 11 条 第 3 項	障害者総合支援法 第 88 条 第 1 項	児童福祉法 第 33 条の 20 第 1 項
性 格	障がい者施策に関する基本的な事項を定める中長期的な計画	障害福祉サービス等の量と提供体制を確保するための計画	障がい児支援の提供体制を確保するための計画

(2) 他の計画との関係性

本計画は、「第 5 次聖籠町総合計画」を上位計画とする「第 2 次聖籠町地域福祉計画」の分野別計画として、他の関連計画との関係にも留意して策定します。



3 計画の期間

「聖籠町障がい者計画」は令和6(2024)年度～令和11(2029)年度の6年間、「聖籠町第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」は令和6(2024)年度から令和8(2026)年度までの3年間を計画期間とします。

なお、法の改正に伴い内容の見直し等が必要となった場合は、計画期間中であっても必要な見直しを行います。

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
聖籠町障がい者計画 (令和6年度～令和11年度)					
第7期障がい福祉計画 第3期障がい児福祉計画 (令和6年度～令和8年度)			第8期障がい福祉計画 第4期障がい児福祉計画		
			見直し		見直し

4 計画の策定体制

(1) 計画策定委員会の運営

本計画の策定にあたっては、学識経験者、障がい者団体、障がい者施設関係者、事業者等、幅広く委員を選出した10名より構成された「聖籠町自立支援協議会・聖籠町障害福祉計画策定委員会」で、国の基本指針等に即して、委員の意見を適宜反映させながら審議、検討を行いました。

(2) 町民の意見反映

障がい福祉施策に対する意識やサービスの利用状況、ニーズ等を把握するため、障がいのある人を対象として「福祉に関するアンケート調査」を実施しました。調査結果は計画策定の基礎資料として活用し、必要に応じて計画に反映しています。

また、計画への意見を広く町民から募るためパブリックコメントを実施しました。

(3) 庁内関係部署との連携

本計画は、保健福祉課のみならず、庁内関係部署との連携を図りながら策定しました。また、県の基本的な考え方を基に十分な連携を図り、各所管計画との整合、障がい者施策の検討等を行いました。

5 基本指針の見直しの主なポイント

① 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

- ▶ 重度障害者等への支援など、地域のニーズへの対応
- ▶ 強度行動障害を有する者への支援体制の充実
- ▶ 地域生活支援拠点等の整備の努力義務化
- ▶ 地域の社会資源の活用及び関係機関との連携も含めた効果的な支援体制の整備推進
- ▶ グループホームにおける一人暮らし等の希望の実現に向けた支援の充実

② 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ▶ 精神障がい者等の相談支援業務に関して市町村における実施体制を整える重要性及び当該業務を通じた日頃からの都道府県と市町村の連携の必要性

③ 福祉施設から一般就労への移行等

- ▶ 一般就労への移行及び定着状況に関する成果目標の設定等
- ▶ 就労選択支援の創設への対応
- ▶ 一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時的な利用に係る法改正への対応
- ▶ 地域における障がい者の就労支援に関する状況の把握や、関係機関との共有及び連携した取組

④ 障がい児のサービス提供体制の計画的な構築

- ▶ 市町村における重層的な障がい児支援体制の整備や、それに対する都道府県における広域的見地からの支援
- ▶ 地域におけるインクルージョンの推進

⑤ 発達障がい者等支援の一層の充実

- ▶ 市町村におけるペアレントトレーニングなど家族に対する支援体制の充実
- ▶ 市町村におけるペアレントトレーニング等のプログラム実施養成者の推進

⑥ 地域における相談支援体制の充実強化

- ▶ 基幹相談支援センターの設置及び基幹相談支援センターによる相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の推進
- ▶ 「地域づくり」に向けた協議会の活性化

⑦ **障がい者等に対する虐待の防止**

- ▶ 障害福祉サービス事業所等における虐待防止委員会や職員研修、責任者の配置の徹底、市町村における組織的対応、学校、保育所、医療機関との連携の推進

⑧ **「地域共生社会」の実現に向けた取組**

- ▶ 社会福祉法に基づく地域福祉計画及び重層的支援体制整備事業実施計画との連携を図りつつ、市町村による包括的な支援体制の構築の推進

⑨ **障害福祉サービスの質の確保**

- ▶ 障害福祉サービスの質に係る新たな仕組みの検討を踏まえた記載の充実

⑩ **障がい福祉人材の確保・定着**

- ▶ ICTやロボットの導入による事務負担の軽減、業務の効率化や職場環境の整備の推進

⑪ **よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障がい（児）福祉計画の策定**

- ▶ データに基づいた、地域における障がい福祉の状況の正確な把握

⑫ **障がい者による情報の取得利用・意思疎通の推進**

- ▶ 障がい特性に配慮した意思疎通支援及び支援者の養成等の促進

第2章 障がい者を取り巻く状況

1 人口の状況

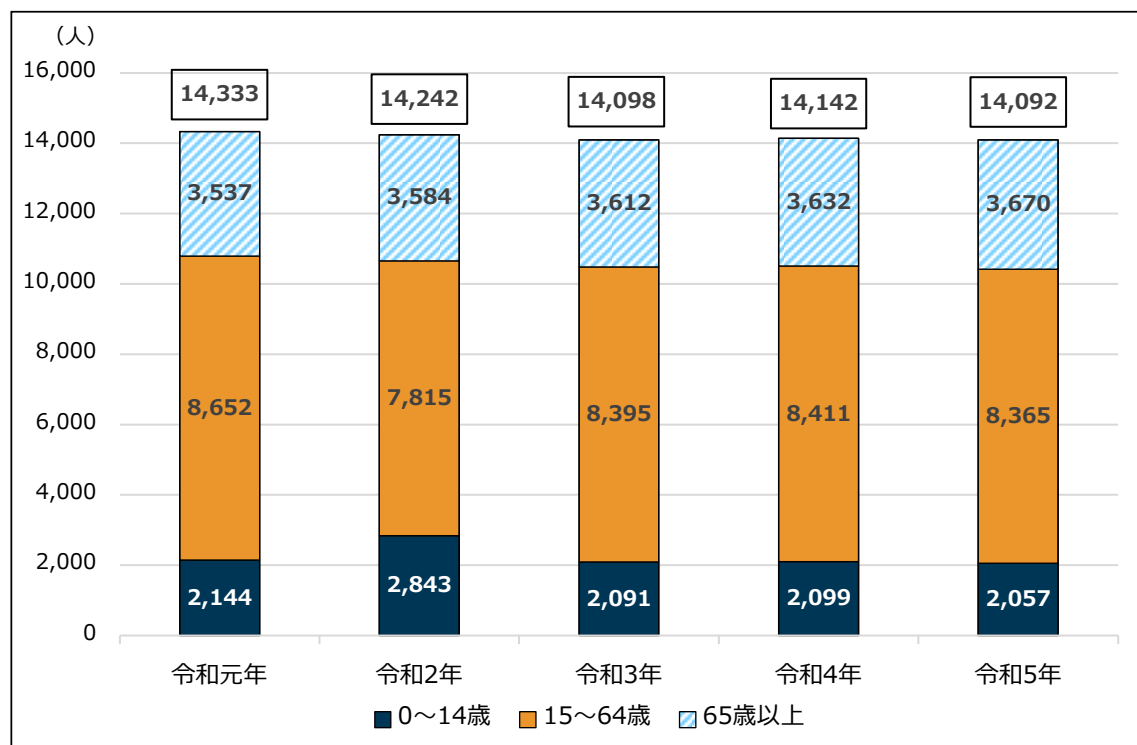
本町の令和5年10月1日の住民基本台帳による人口は14,092人、このうち高齢者数は3,670人で総人口に占める割合は26.0%となっています。

〈人口の推移〉

(単位：人)

区分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
総人口	14,333	14,242	14,098	14,142	14,092
0～14歳	2,144 (15.0%)	2,843 (20.0%)	2,091 (14.9%)	2,099 (14.8%)	2,057 (14.6%)
15～64歳	8,652 (60.4%)	7,815 (54.9%)	8,395 (59.5%)	8,411 (59.5%)	8,365 (59.4%)
65歳以上	3,537 (24.7%)	3,584 (25.2%)	3,612 (25.6%)	3,632 (25.7%)	3,670 (26.0%)

資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）



2 障がい者の状況

(1) 身体障がい者の状況

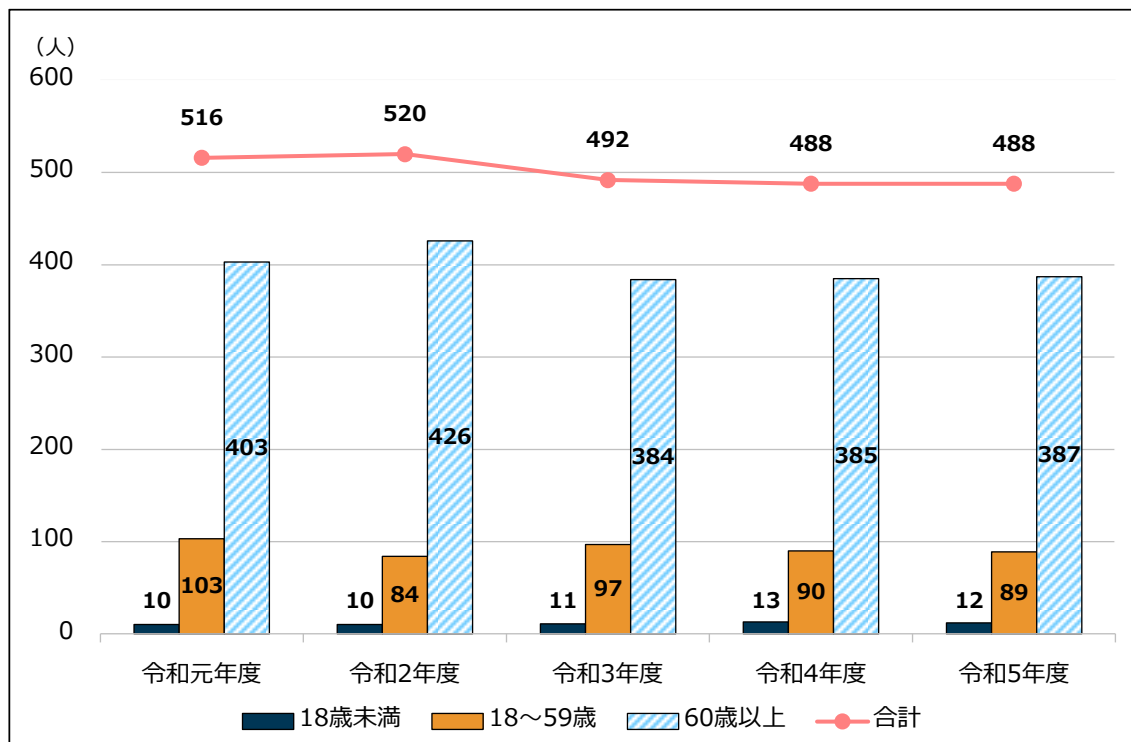
身体障害者手帳所持者数の推移は、令和元年度から令和5年度で見ると減少しています。また、手帳所持者の約80%が60歳以上となっています。

〈年齢別身体障害者手帳所持者数の推移〉

(単位：人)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
18歳未満	10	10	11	13	12
18～59歳	103	84	97	90	89
60歳以上	403	426	384	385	387
合計	516	520	492	488	488

資料：保健福祉課（令和5年は10月1日現在）



第2章 障がい者を取り巻く状況

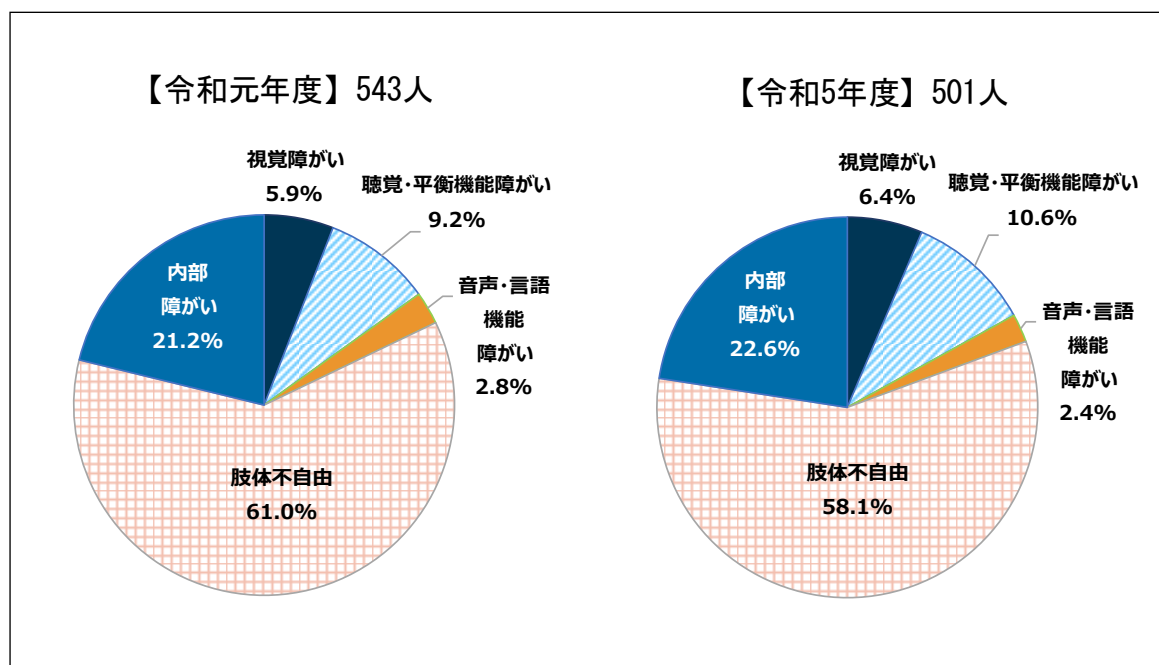
〈身体障害者手帳所持者の障がい種別割合〉

(単位：人)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
視覚障がい	32 (5.9%)	32 (5.8%)	33 (6.2%)	34 (6.7%)	32 (6.4%)
聴覚・平衡機能障がい	50 (9.2%)	54 (9.8%)	52 (9.8%)	57 (11.3%)	53 (10.6%)
音声・言語機能障がい	15 (2.8%)	16 (4.7%)	15 (2.8%)	15 (3.0%)	12 (2.4%)
肢体不自由	331 (61.0%)	337 (61.4%)	336 (63.0%)	296 (58.5%)	291 (58.1%)
※内部障がい	115 (21.2%)	110 (20.0%)	97 (18.2%)	104 (21.0%)	113 (22.6%)
合計	543	549	533	506	501

※手帳の重複者がいるため合計が実人数と合わない所があります。

資料：保健福祉課（令和5年度は10月1日現在）



※内部障がい

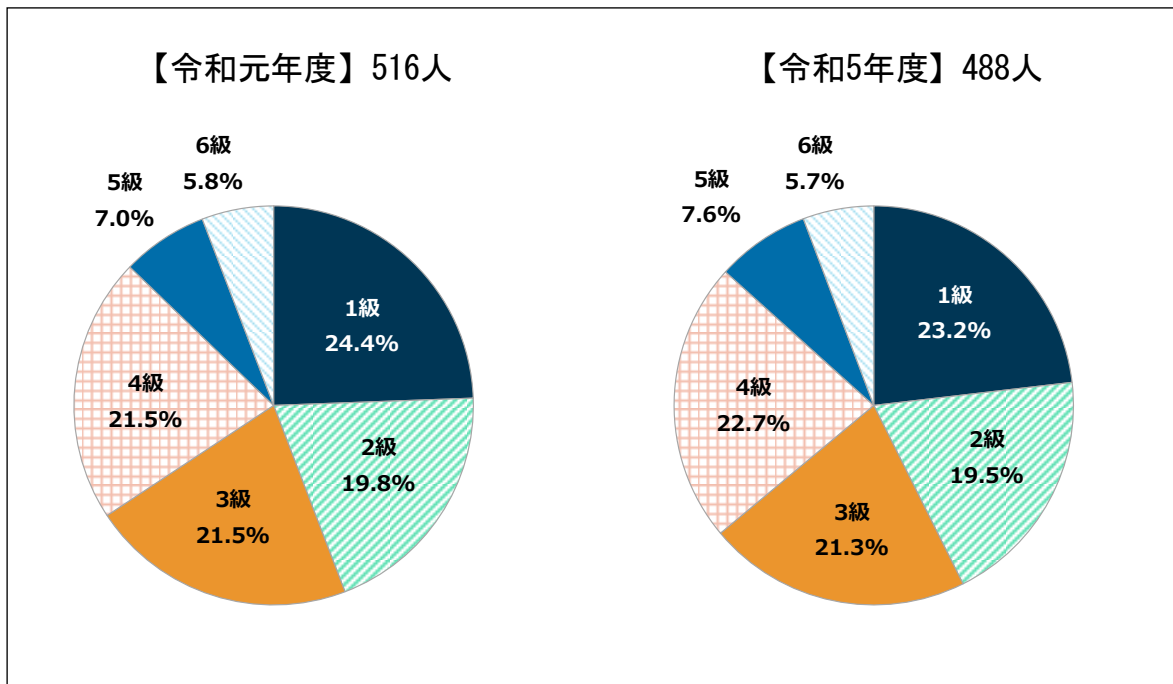
心臓機能障がい、腎臓機能障がい、呼吸器機能障がい、ぼうこう・直腸機能障がいなどをいいます。

〈身体障害者手帳所持者の等級別割合〉

(単位：人)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1級	126 (24.4%)	123 (23.6%)	114 (23.2%)	112 (23.0%)	113 (23.2%)
2級	102 (19.8%)	107 (20.6%)	99 (20.1%)	98 (20.1%)	95 (19.5%)
3級	111 (21.5%)	120 (23.1%)	107 (21.7%)	103 (21.1%)	104 (21.3%)
4級	111 (21.5%)	109 (21.0%)	109 (22.2%)	109 (22.3%)	111 (22.7%)
5級	36 (7.0%)	33 (6.3%)	34 (6.9%)	37 (7.6%)	37 (7.6%)
6級	30 (5.8%)	28 (5.4%)	29 (5.9%)	29 (5.9%)	28 (5.7%)
合計	516	520	492	488	488

資料：保健福祉課（令和5年度は10月1日現在）



(2) 知的障がい者の状況

療育手帳所持者数は緩やかに増加傾向がみられ、令和5年度には116人となっています。

〈年齢別療育手帳所持者数の推移〉

(単位：人)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
18歳未満	20	24	22	25	24
18歳以上	87	88	92	91	92
合計	107	112	114	116	116

資料：保健福祉課（令和5年度は10月1日現在）

〈療育手帳所持者の判定別割合〉

(単位：人)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
A判定 (重度)	38 (35.5%)	38 (33.9%)	40 (35.1%)	42 (36.2%)	42 (36.2%)
B判定 (中・軽度)	69 (64.5%)	74 (66.1%)	74 (64.9%)	74 (63.8%)	74 (63.8%)
合計	107	112	114	116	116

資料：保健福祉課（令和5年度は10月1日現在）

(3) 精神障がい者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向がみられ、令和5年度には140人となっています。

〈精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移〉

(単位：人)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手帳保持者	108	110	121	137	140

資料：保健福祉課（令和5年度は10月1日現在）

(4) 自立支援医療受給者の状況

自立支援医療には育成医療、更生医療、精神通院医療の3種類があります。

身体や精神に特定の障がいがあるために、特定の手術や治療で入院したり、定期的に通院したりする必要がある方に対して一部又は全部の医療費が支給されます。

① 自立支援医療（育成医療）受給者

自立支援医療（育成医療）の受給者は長期的な治療が少ないため受給者が横ばいになっていると考えられます。

〈自立支援医療（育成医療）受給者の推移〉

(単位：人)

区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受給者	入院	3	5	3	4	2
	通院等	2	5	5	2	4

資料：新発田地域振興局地域保健課及び保健福祉課（令和5年度は10月1日現在）

※令和5年度数値は4～9月請求分のもの。

② 自立支援医療（更生医療）受給者

自立支援医療（更生医療）の受給者は令和元年度以降、減少傾向となっています。

〈自立支援医療（更生医療）受給者の推移〉

(単位：人)

区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受給者	入院	13	11	14	14	9
	通院等	40	39	31	30	30

資料：保健福祉課（令和5年度は10月1日現在）

※令和5年度数値は4～9月請求分のもの。

③ 自立支援医療（精神通院医療）受給者

自立支援医療（精神通院医療）の受給者は令和元年度から令和5年度でみると増加傾向となっています。

〈自立支援医療（精神通院医療）受給者の推移〉

(単位：人)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受給者	138	164	140	179	174

資料：保健福祉課（令和5年度は10月1日現在）

(5) 特定疾患医療受給者の状況

原因不明で治療方法が確立していない特定の疾患に罹患している方に対して、その治療に必要な医療費の一部又は全部が支給されます。

支給決定は新潟県が行います。

特定疾患医療の受給者は、障害者総合支援法の「障害者」の範囲に含まれており、障害福祉サービスを利用することができます。

〈特定疾患医療受給者の推移、特定医療費（指定難病）受給者〉 (単位：人)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受給者	91	107	109	108	108

資料：新発田地域振興局地域保健課（令和5年度は10月1日現在）

(6) 精神障がい者入院費助成の状況

町では、精神障がい者で1ヶ月以上の入院治療を受けている方や保護者に入院費の自己負担額の一部を助成しています。

〈精神障がい者入院費助成の対象者の推移〉 (単位：人)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
対象者	24	29	26	26	21

資料：保健福祉課（令和5年度は10月1日現在）

(7) 障害支援区分別の認定者数

障害支援区分とは、障がい者の支援の必要度を示す尺度です。障害福祉サービスの介護給付費の支給決定の際に判定します。

区分1～区分6とあり、区分6が最も支援を必要と判定された状態です。

障害支援区分の認定者数は、令和5年10月1日現在42人となっています。

区分別では、区分6が24人と最も多く、次いで区分4が9人、区分3が5人と介護給付費のサービスは障がい程度が非常に重い方の利用が多い状況となっています。

〈障害支援区分別認定者数〉

(単位：人)

	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	合計
区分1	0	0	0	0
区分2	0	4	1	5
区分3	0	4	1	5
区分4	2	6	1	9
区分5	1	3	0	4
区分6	13	11	0	24
合計	16	28	3	47 (42)

資料：保健福祉課（10月1日現在）

※区分1につき、手帳を複数所持しているかたがいるため、障害支援区分の認定者数と障がい者の合計にずれがあります。(5人重複)

3 アンケート調査の概要

【調査目的】

調査は、令和6年度を初年度とする「聖籠町障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」の策定に向け、本町における障害福祉サービスの利用実態や福祉に関する意識、意向などを把握し、計画策定や施策推進に役立てるための基礎資料とすることを目的として実施しました。

【調査内容】

- 調査月：令和5年（2023年）8月
- 調査基準日：令和5年（2023年）7月1日現在
- 調査対象者：聖籠町民で
身体障害者手帳をお持ちの方
精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
障害福祉サービス・障害児福祉サービスを利用されている方
自立支援医療（精神）を利用されている方
- 配布・回収方法：郵送による配布・回収

【有効回答数】

- 配布部数：779部
- 回収部数：399部
- 回収率：51.2%
- 有効回答数：397部

【調査結果の見方】

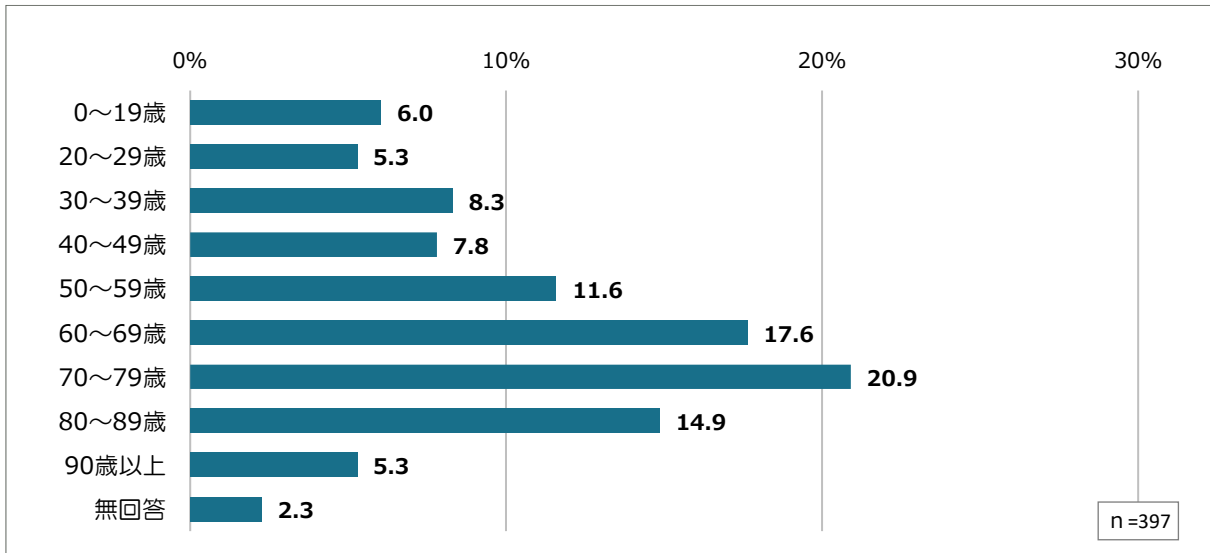
- ① グラフ等の「n」の数値は、設問への回答者数を表します。
- ② 回答の比率は、すべて小数点以下第2位を四捨五入して算出しました。したがって、回答者比率の合計が100.0%にならない場合があります。
- ③ 回答の比率は、その設問の回答者数を基数として算出しました。したがって、複数回答（「あてはまるものすべてに○」等）の設問については、すべての回答比率の合計が100.0%を超えることがあります。
- ④ 設問により令和2（2020）年に実施した前回調査結果と比較しています。
- ⑤ 調査結果は抜粋した項目となっています。

4 調査結果

① 年齢

あなたは何歳ですか（令和5年7月1日現在）

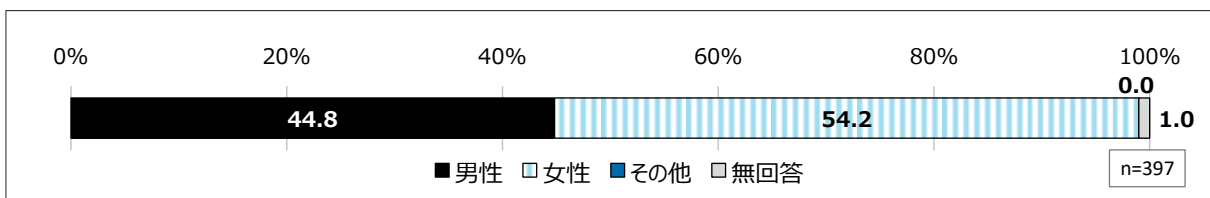
「70～79歳」が20.9%と最も高く、平均年齢は60.6歳となっています。



② 性別

あなたの性別をお答えください

「男性」が44.8%、「女性」が54.2%となっています。

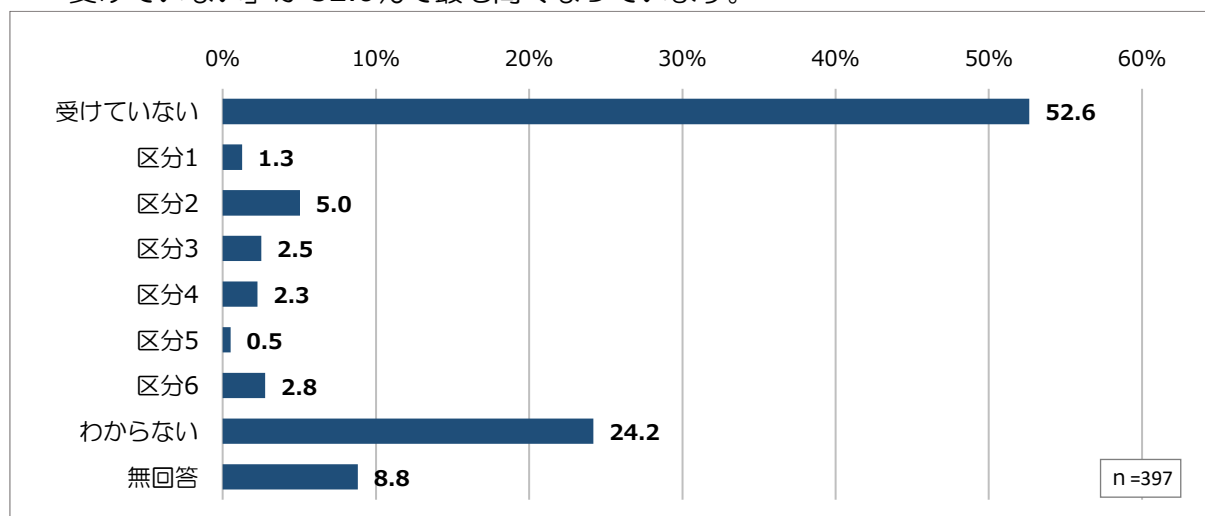


第2章 障がい者を取り巻く状況

③ 障害支援区分の認定

あなたは障害支援区分の認定を受けていますか

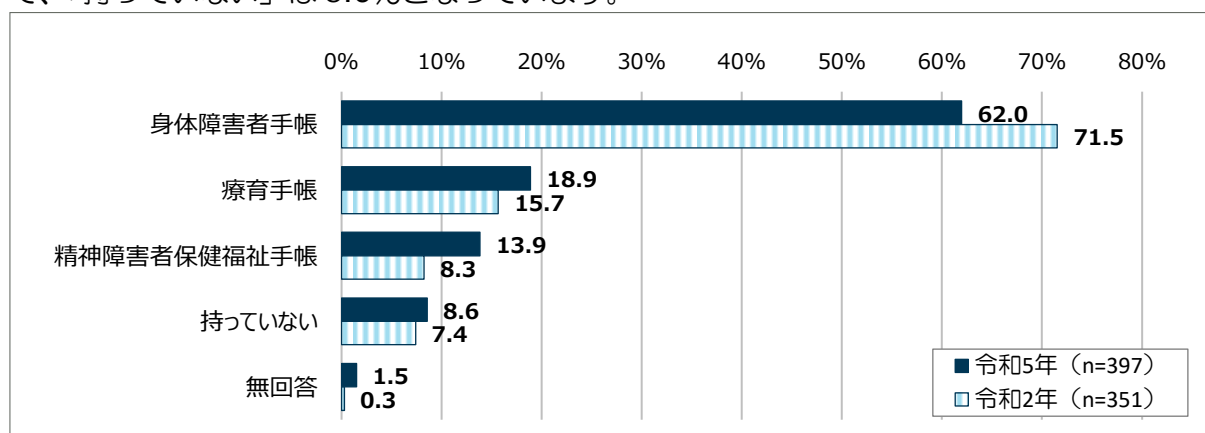
「受けていない」が52.6%で最も高くなっています。



④ 障がい者に関する手帳

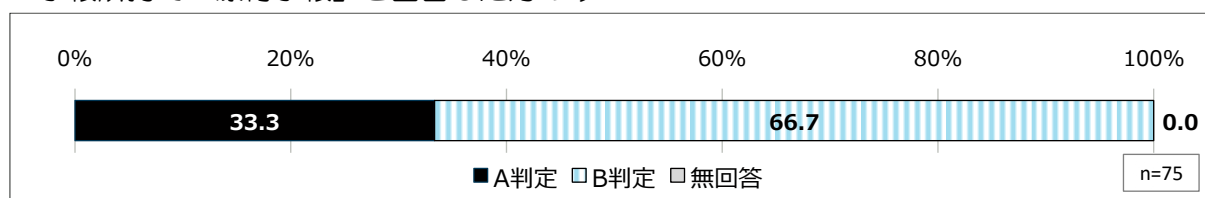
現在、お持ちの手帳の種類と等級はどれですか（複数回答）

「身体障害者手帳」が62.0%、「療育手帳」が18.9%、「精神障害者保健福祉手帳」が13.9%で、「持っていない」は8.6%となっています。



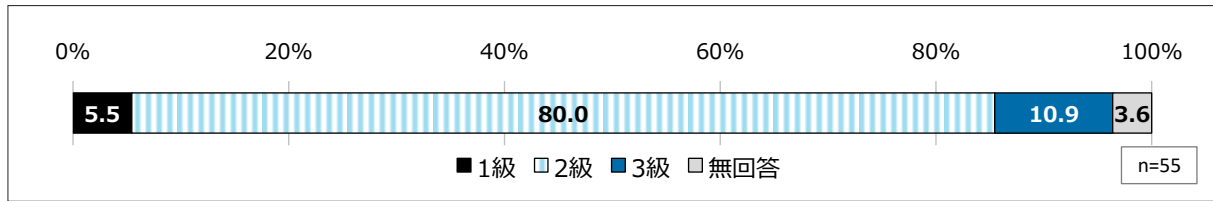
⑤ 療育手帳の種類

手帳所持で「療育手帳」と回答した方のみ



⑥ 精神障害者保健福祉手帳の等級

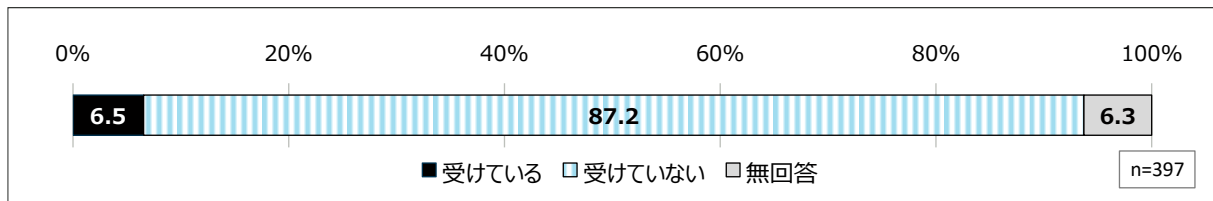
手帳所持で「精神障害者保健福祉手帳」と回答した方のみ



⑦ 難病の診断

あなたは難病（指定難病）の認定を受けていますか

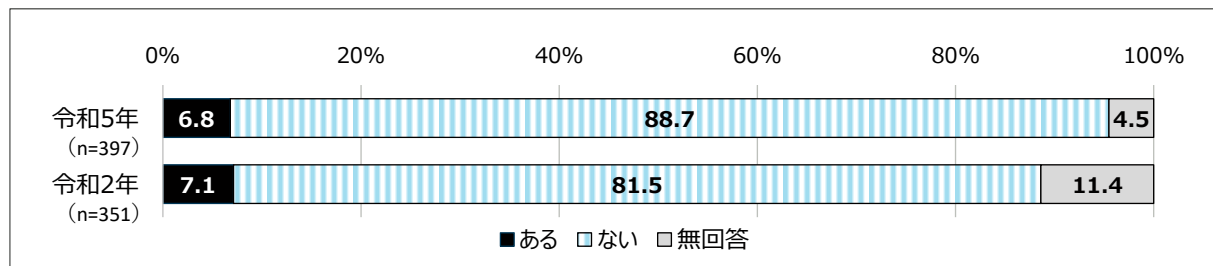
「受けている」が6.5%、「受けていない」が87.2%となっています。



⑧ 発達障がいの診断

あなたは発達障がいとして診断されたことがありますか

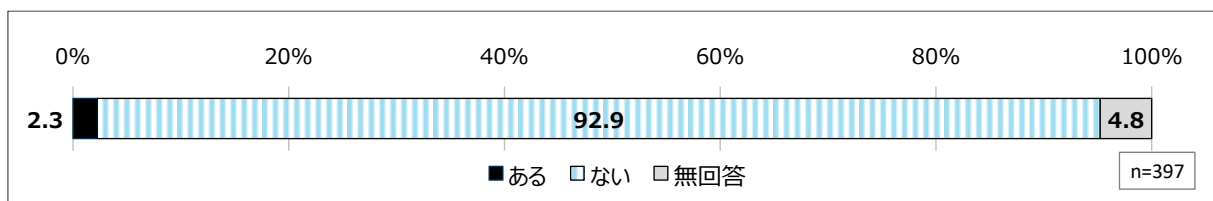
「ある」が6.8%、「ない」が88.7%となっています。



⑨ 強度行動障がい

あなたは強度行動障がいがあると言われたことはありますか

「ある」が2.3%、「ない」が92.9%となっています。

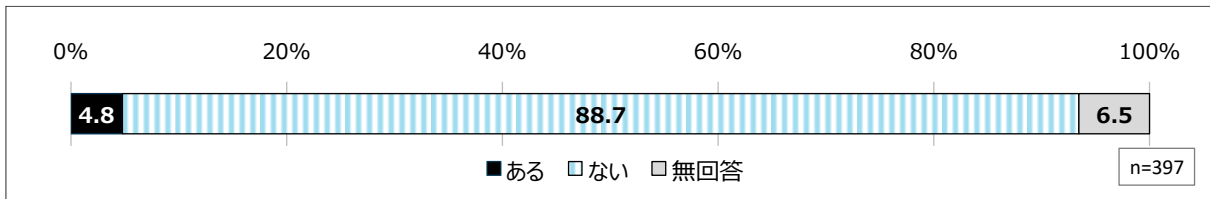


第2章 障がい者を取り巻く状況

⑩ 高次脳機能障がいの診断

あなたは高次脳機能障がいと診断されたことがありますか

「はい」が4.8%、「いいえ」が88.7%となっています。

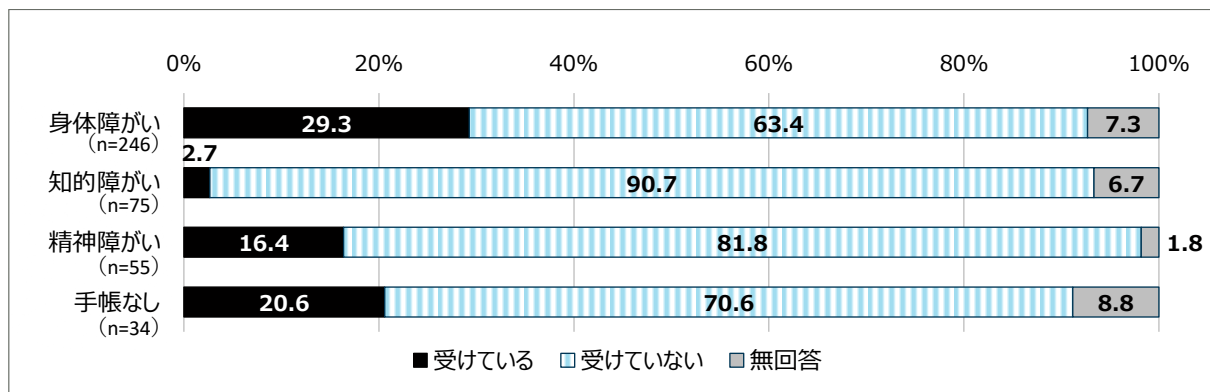
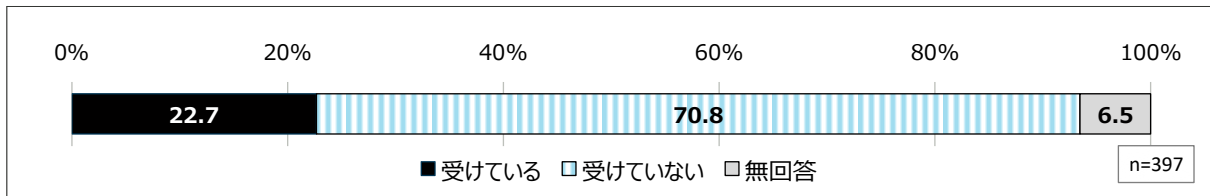


⑪ 医療的ケア

あなたは現在医療的ケアを受けていますか

「受けている」が22.7%、「受けていない」が70.8%となっています。

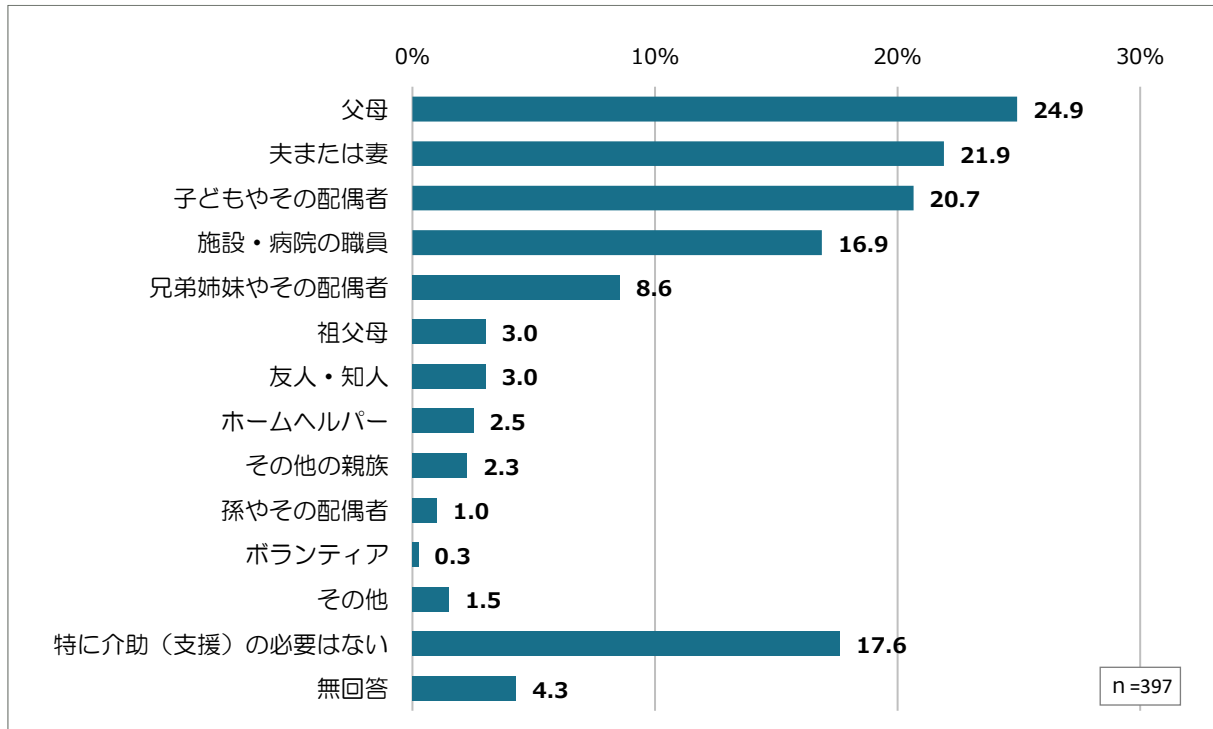
障がいの種別にみると、身体障がいでは「受けている」割合が最も高く29.3%となっていますが、身体障害者手帳所持者は高齢者の割合が高いことも影響していると考えられます。



⑫ 介助者

あなたを介助してくれる方は誰ですか（複数回答）

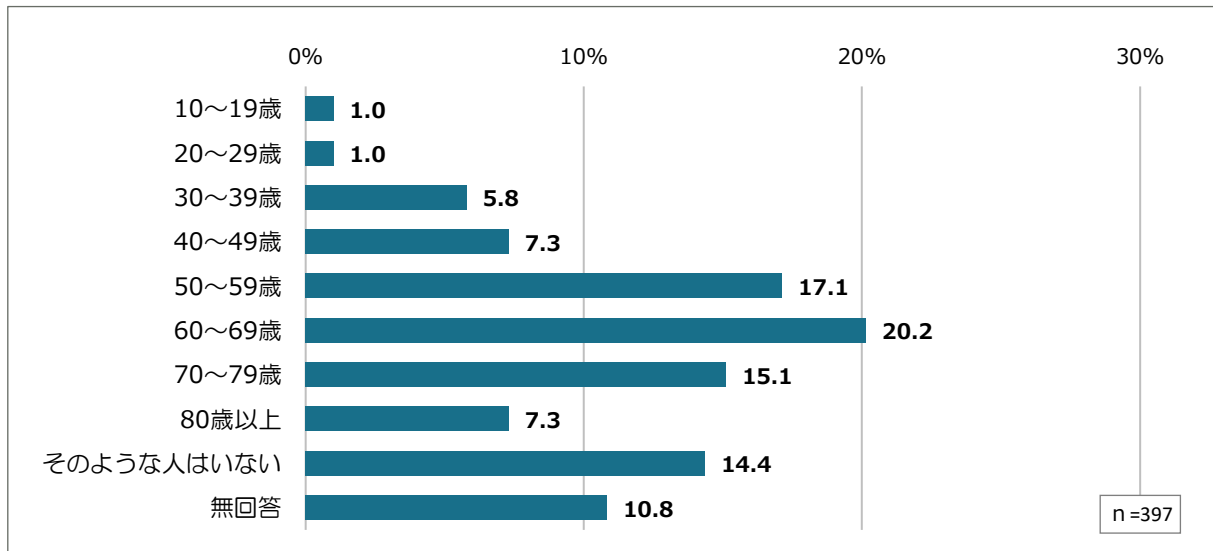
「父母」が24.9%と最も高く、次いで「夫または妻」が21.9%、「子どもやその配偶者」が20.7%で、介助者が家族である割合が高くなっています。一方で「特に介助（支援）の必要はない」が17.6%となっています。



⑬ 主な介助者の年齢

あなたを介助してくれる家族・親族で、特に中心となっている方の年齢層をお答えください

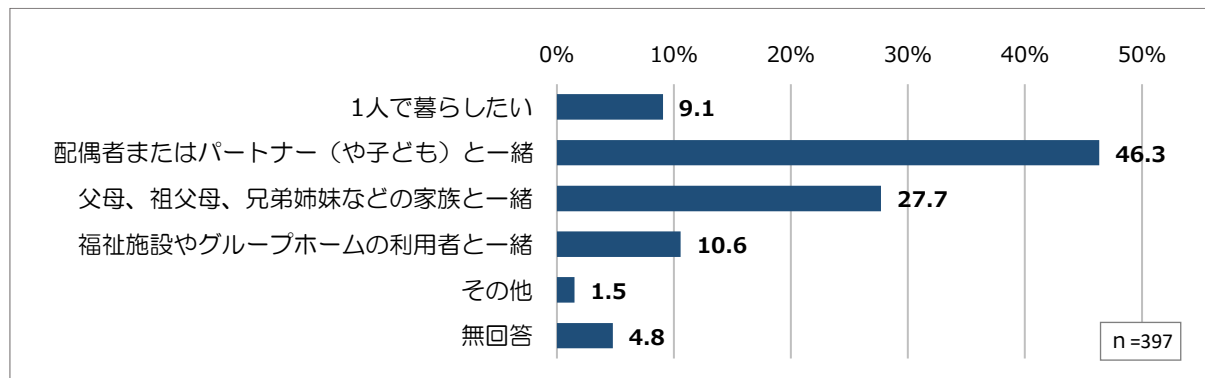
「60～69歳」が20.2%と最も高くなっています。



⑭ 将来一緒に暮らしたい人

あなたは今後3年以内にどのような暮らしをしたいと思いますか。一緒に暮らしたい人をお答えください

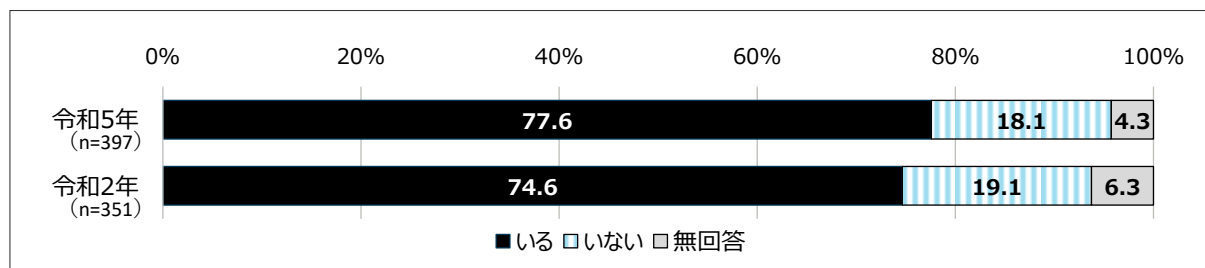
「配偶者またはパートナー（や子ども）と一緒に」が46.3%と最も高くなっています。



⑮ 相談先の有無

現在、困ったときに相談できる家族以外の人がありますか

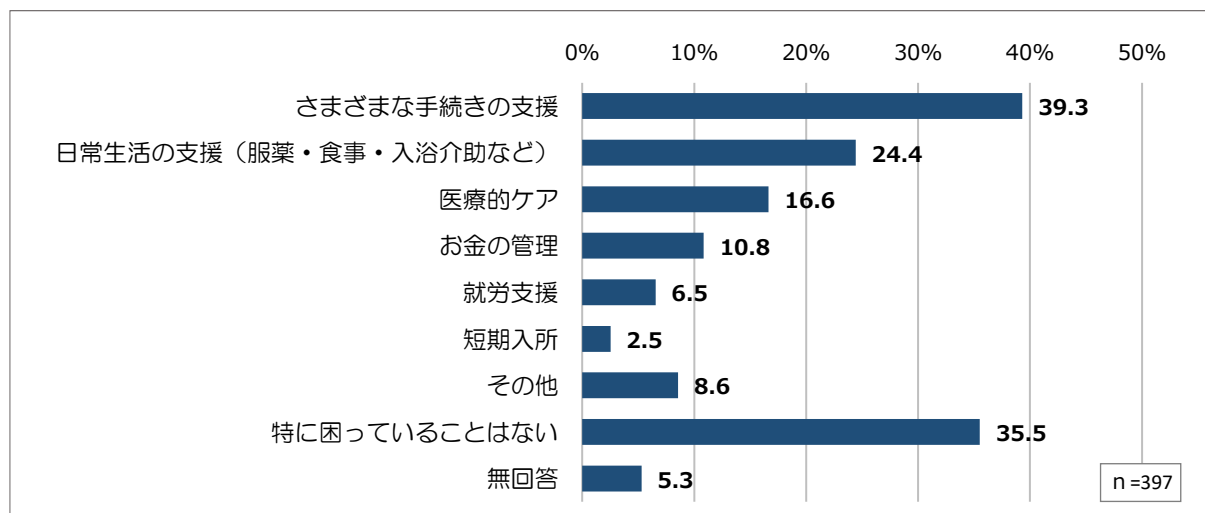
「いる」が77.6%、「いない」が18.1%となっています。



⑯ 相談したいこと

困っているときに相談したい内容はどのようなことですか（複数回答）

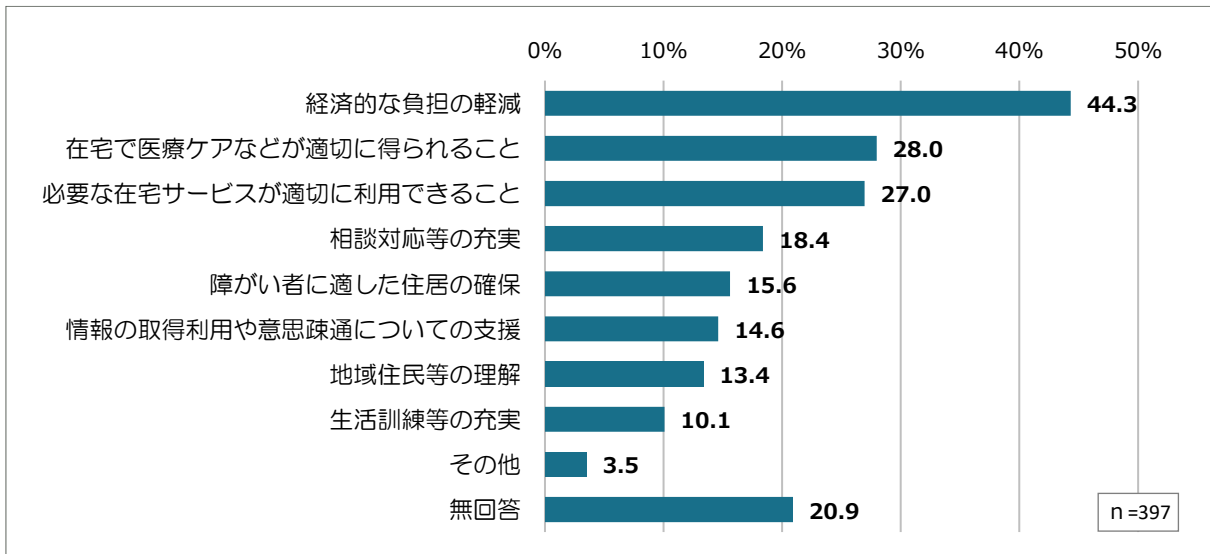
「さまざまな手続きの支援」が39.3%と最も高く、次いで「日常生活の支援（服薬・食事・入浴介助など）」が24.4%となっています。一方で「特に困っていることはない」が35.5%となっています。



⑰ 暮らしの支援

希望する暮らしを送るためには、どのような支援があればよいと思いますか（複数回答）

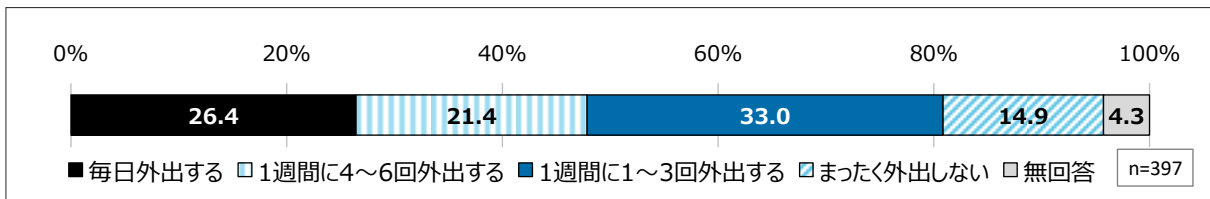
「経済的な負担の軽減」が44.3%と最も高くなっています。



⑱ 外出の頻度

あなたは、1週間にどの程度外出しますか。職場や学校への通勤・通学、病院への通院、福祉施設への通所も回数に数えてください

「1週間に1~3回外出する」が最も高く、33.0%となっています。

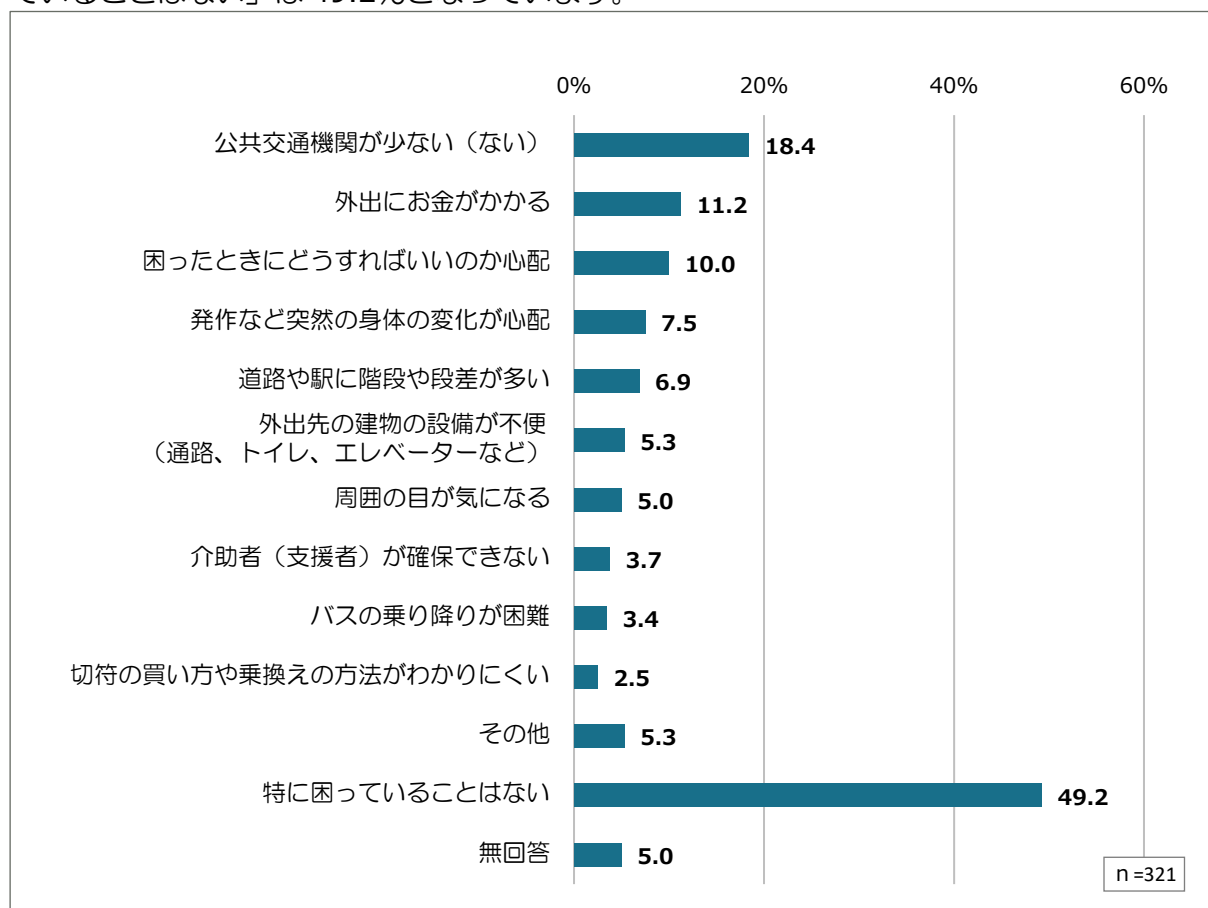


⑱ 外出時に困ること

外出するときに困ることは何ですか（複数回答）

外出の頻度で「まったく外出しない」以外を回答した方のみ

「公共交通機関がない（少ない）」が 18.4%と最も高くなっています。一方で「特に困っていることはない」は 49.2%となっています。

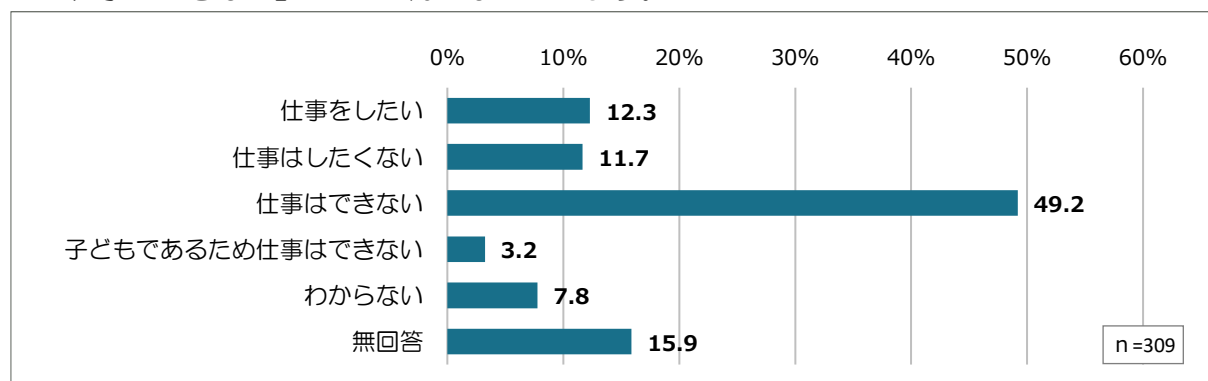


⑳ 就労意向

あなたは今後、収入を得る仕事をしたいと思いますか

日中の過ごし方で「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得て仕事をしている」と回答しなかった方のみ ※仕事をしていない方

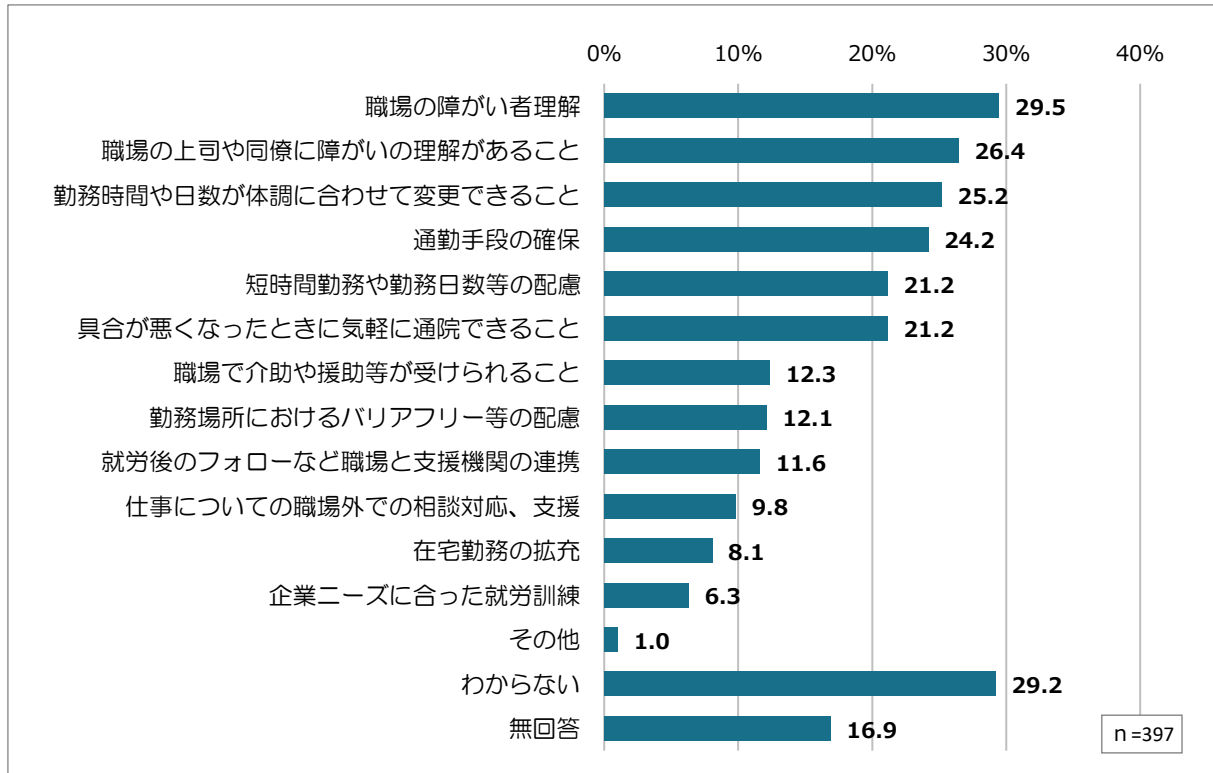
「仕事はできない」が 49.2%となっています。



① 就労支援

あなたは、障がい者の就労支援として、どのようなことが必要だと思いますか（複数回答）

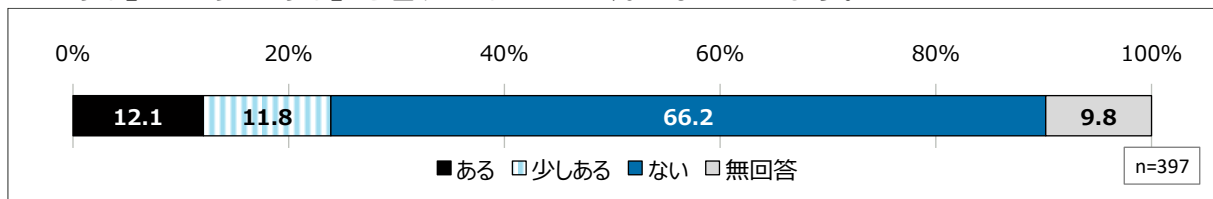
「職場の障がい者理解」が29.5%と最も高く、次いで「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」が26.4%となっています。



② 障がいによる差別

障がいがあることを理由に差別を受けたり、嫌な思いをしたことがありますか

「ある」と「少しある」を合わせると23.9%となっています。

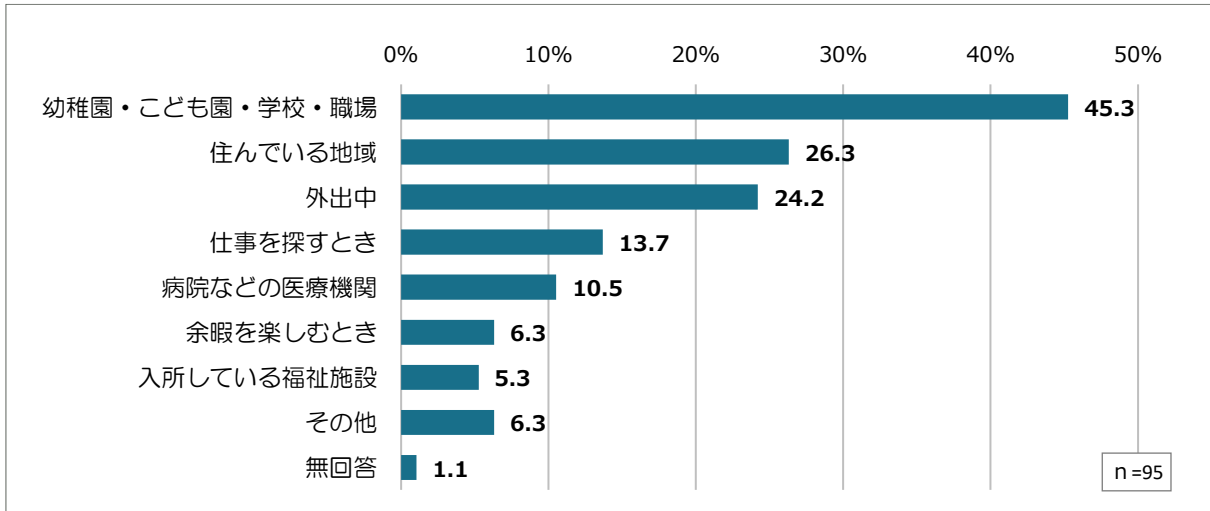


第2章 障がい者を取り巻く状況

② 差別を受けた場所

差別を受けたり、嫌な思いをしたことがあるのは、どのような場面でしたか（複数回答）

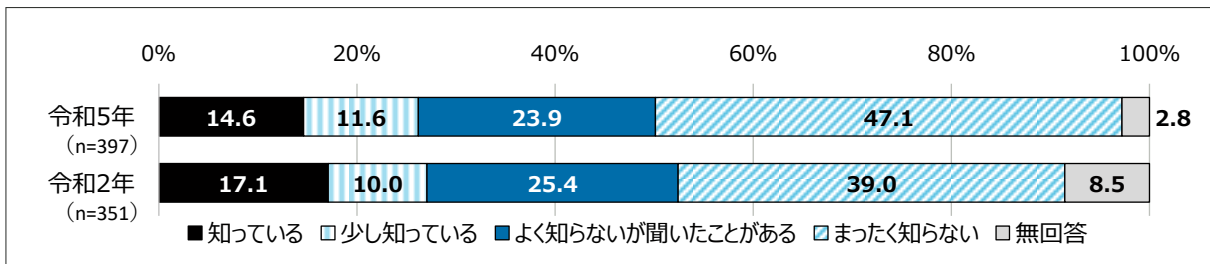
障がいによる差別で「ある」または「少しある」と回答した方のみ
「幼稚園・こども園・学校・職場」が45.3%となっています。



④ 成年後見制度の認知度

成年後見制度についてご存じですか

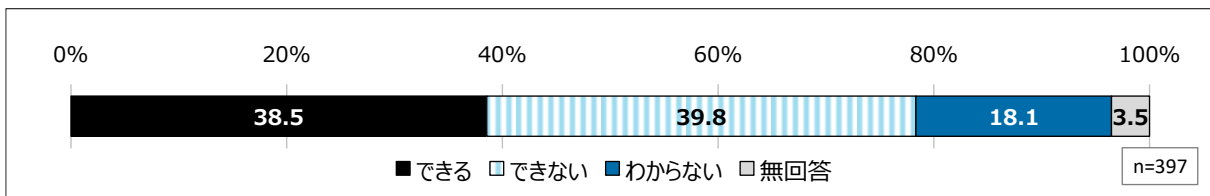
「知っている」は14.6%で、「まったく知らない」が47.1%となっています。



⑤ 災害時の避難

あなたは、地震等の災害時に1人で避難できますか

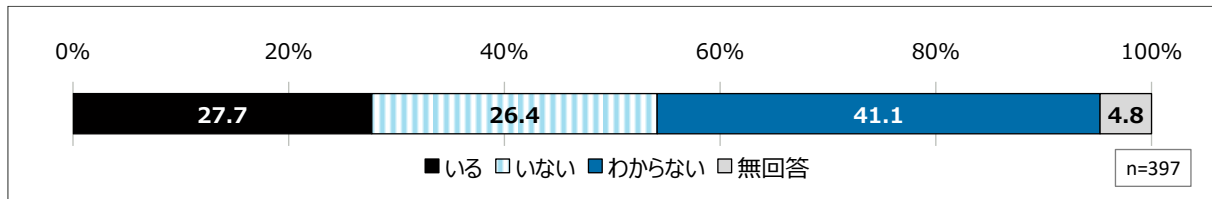
「できる」が38.5%、「できない」が39.8%となっています。



②6 近所で助けてくれる人

家族が不在の場合や1人暮らしの場合、近所にあなたを助けてくれる人はいますか

「いる」が27.7%、「いない」が26.4%で、「わからない」が41.1%となっています。



5 自由意見

今後も地域で生活を続けていくために必要だと思われることをお聞かせください

いただいた自由意見を主な内容別にまとめました（順不同）。意見の後の【】内は、ご本人の年代、所持している手帳です。

相談体制・情報提供について

- 相談窓口の充実。【30代、療育手帳】
- 情報提供。高齢者は目、耳が不自由になり、自分から情報、サービスなどを得る事が難しくなります。高齢世帯には文書などを送るだけでなく、対面で説明する、などできると思います。【70代、身体障害者手帳】
- 相談窓口を1つにしてほしい。あちこち回るのは大変。【20代、療育手帳】
- 相談や手続きの場所がバラバラで大変。1つの所でできたら助かる。【10歳未満、身体障害者手帳・療育手帳】
- 体調が悪くなかなか外に出られない。でもどうにかしたい。そのようなことを聞いてほしい。【30代、精神障害者保健福祉手帳】
- わからないことが多いので、いろいろと教えてくれる機関がまとまってほしい。【10代、療育手帳】

障がい者が暮らしやすいまちづくり

- 近くに買い物や医院があればいいと思います。ここはとても不便です。車に乗らず歩いて買い物、医者、お茶ができる場所を望みます。【年齢不明、身体障害者手帳】
- 夫婦2人暮らしです。夫はデイサービス、透析（月、水、金）で日曜以外は外出しています。デイサービスはただ行くだけ、同世代の人がいないためなのか、楽しそうではありません。私も町外から来ているので友達もいません。何が楽しくてこんな生活を続けるので

第2章 障がい者を取り巻く状況

しょうか。金銭的にも苦しんでいます。個人的に友人をつくりたいわけではないけれど、「どこに何さんがいる」くらいの知り合いにはなりたいと思ったりします。そのような人のご家族と話してみたいと思ったりします。【60代、身体障害者手帳】

- 日常の買い物に大変困っています。交通機関がありません。【80代、身体障害者手帳】
- 障がい者の働ける所をもっと増やしてほしいと思います。【50代、身体障害者手帳】
- 町のバスを使おうと思っても、停留所が遠く、足が悪く歩くことができない。せめて町民会館にバス停をつくってほしい。【80代、身体障害者手帳】
- 交通の充実が一番かと思いますが、年齢が高くなるとあまり外出もしなくなるので、現在のままでいいのでしょうか？ 【80代、身体障害者手帳】
- 土日はバスがないので移動手段がなくて困る。【30代、精神障害者保健福祉手帳】

近所づきあい、助けあいについて

- 普段、ご近所さんと仲良くしていて、何かあった場合声掛けしてもらったり、お世話になったり、お世話したりそんな日常が必要だと思います。【70代、身体障害者手帳】
- 近所づきあいをよくしておく。【60代、身体障害者手帳】
- 嫁に来て、会社の行き帰りだけで近所とは交流してこなかったため、友人といえる人が周りにいない。【50代、手帳なし】
- 家族以外の人（近所）が手を貸してくれること。【80代、身体障害者手帳】
- 周囲の方々とコミュニケーションをとりながら、お互いを思いながら生活できたらよいのではないのでしょうか。【70代、精神障害者保健福祉手帳】
- 日頃の近所付き合いなど顔が分かる関係があること。【30代、療育手帳】

障がいについての理解促進

- 職場の理解。【40代、手帳なし】
- 地域社会での相互理解。【60代、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳】
- 周りの方の正しい理解【60代、身体障害者手帳】
- 障がいの大変さを地域の方に知ってもらう。【10歳未満、身体障害者手帳】
- 自分は薬を飲んでいるけれど、見た目では障がいがあるとわかりにくいいため、仕事を見つけても仕事内容が自分に合っていないことがあり、「こんな作業もできないの？」と言われたりして精神的に負担になることが多い。仕事が長続きしない。【50代、身体障害者手帳】
- サービスを使っている様子を見ていたご近所の人から、税金の無駄遣いと言われ、サービス利用をやめるか悩んでいる。理解してもらえないことがつらい。【10代、療育手帳】
- 周囲の人達の協力。【20代、療育手帳】

福祉サービスについて

- 重度心身障害者医療費助成（県障医療制度）の所得制限の廃止。現在、1回の通院で、助成

がなければ8万円ほどかかる治療をしている。なくなったらやめるかもしれない。【40代、身体障害者手帳】

- 補装具の助成の拡充を希望します。使っている人の意見を取り入れてもらいたいです。【10歳未満、身体障害者手帳】
- 今は親と暮らしていますが、親が亡くなった後が心配。グループホームなどがあれば心強いです。【40代、療育手帳】
- 福祉サービスの充実。【70代、手帳なし】

医療について

- 通院のための交通手段。救急対応相談窓口など。毎日医師がいるさまざまな医療。【80代、身体障害者手帳】
- 在宅での医療ケアサービス。【90代、身体障害者手帳】

防災や災害対策について

- 災害時の24時間電話受付可能。【30代、療育手帳】
- 災害時に避難が迅速にできるためのお手伝い人（地域の人）があらかじめわかっていることと、対応してくれる体制がほしい。【80代、身体障害者手帳】

行政・施策について

- 定年後の行き場所の確保。老人の茶の間の間なものではなく、もっとおしゃれなカフェ的な場所。年齢、年代がランチやカフェ世代なので。趣味を続けられる、また、新しい趣味を提案してくれたり講師を招いてくれたりして、生きがいができる場所がほしい。【50代、手帳なし】
- 経済的負担の軽減。【90代、手帳なし】
- 複合施設、商業施設などで地域住民と障がい者が共にふれあえる場所があるといいと思う。杉の子のパン屋さんやカフェなどに地元の物産も販売したり、子どもが遊べる室内遊具があったり、ドッグランがあったり、お年寄りの運動教室があったりしたら、たくさんの年代の人が集まると思う。今はあちこちバラバラで何か効率がよくないと思います。【50代、手帳なし】
- 定期的に訪問したほうがいいと思う。【60代、身体障害者手帳】
- デマンドタクシーで玄関先まで迎えに来てくれる制度。今のエコバス体制は費用の無駄。交通弱者に限定すべき。地域コミュニティ（NGO）等での運行管理。【年齢不明、手帳不明】
- 町などの公的機関が定期的に訪問して、状況の把握や情報提供、助言を行うこと。ぜひお願いします。近隣の住民が見守ってくれること。【80代、身体障害者手帳】
- 行政からの支援や相談。【60代、身体障害者手帳】

その他

- これから先寝たきりにならないように願っています。【80代、身体障害者手帳】
- 友達が少ない。日常会話をする人が少ない。【70代、身体障害者手帳】
- 年々年を取るなので施設に入ろうと思っている。コミュニケーションを取るようにしたい。
【70代、身体障害者手帳】
- ストレスのない環境。特に騒音がひどいので。【40代、手帳なし】
- 途中でこの地域に来たために、地域のコミュニティに溶け込んでいないことが心配。【80代、身体障害者手帳】
- ご近所の人にいろいろ言われる。ヘルパーさんをお願いしていることが気に障るようだ。いろいろ自分でできるようになりたいが。【40代、療育手帳・精神障害者保健福祉手帳】
- つらいとき、困っているとき、大変なときに、それを支援者に対して伝えていくこと。【20代、療育手帳】
- 自分の足で歩けるように続けるには運動が必要。楽しみを持つ。【70代、身体障害者手帳】
- 今のところどうしてよいかわからない。まだ先のことだと思っているからかな？【20代、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳】

第3章 計画の基本構想

1 計画の基本構想

本計画は、「第5次聖籠町総合計画」の基本理念である「生まれて良かった住んで良かった聖籠町」をもとに「聖籠町障がい者計画」、「第7期障がい福祉計画」「第3期障がい児福祉計画」を策定し、障がいのある人もない人も全ての町民が互いに人格と個性を尊重し、支え合いながら共に地域で暮らしていけるよう、まちづくりを実現します。

2 基本理念

本計画における基本理念は前期計画で掲げられた基本理念を継承するものとします。

～誰もがその人らしく自立し、ともに生きるまちづくり～

「誰もが」

子どもから高齢者まで、ライフステージの段階すべてにおいて、

「その人らしく自立し」

その人が生まれ育ってきた生活環境の中で主体的に発達していき、

「ともに生きる」

障がいがあろうとなかろうと、お互いの差異を認めあうことが人生や社会の多様性をもたらす、豊かにする

とした「地域共生社会」の実現をめざすものとしています。

3 計画の視点

(1) 互いに支えあう社会づくり

障がいのある人もない人も地域共生社会の実現に向けて、社会のあらゆる場面において、社会的障壁を除去し、差別を解消する取組や地域の中で互いが支えあえる仕組みづくりを推進します。

(2) 障がい者の自己実現への支援

障がい者が住み慣れた地域で、一人ひとりの状況に応じた適切な支援を受けながら自らの選択と決定に基づき、安心して自立した生活ができる環境や支援体制を整備します。

4 計画の基本目標

障害者基本法では、「全ての国民が、障害の有無にかかわらず等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものである」との理念に基づき、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあう共生社会の実現をめざすとされています。

そのため、障がいのある人が、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるとともに、可能な限り意思疎通の手段や情報の取得・利用の機会が確保及び拡大が図られ、お互いに人格と個性を尊重しあえる地域共生社会の実現をめざしていきます。

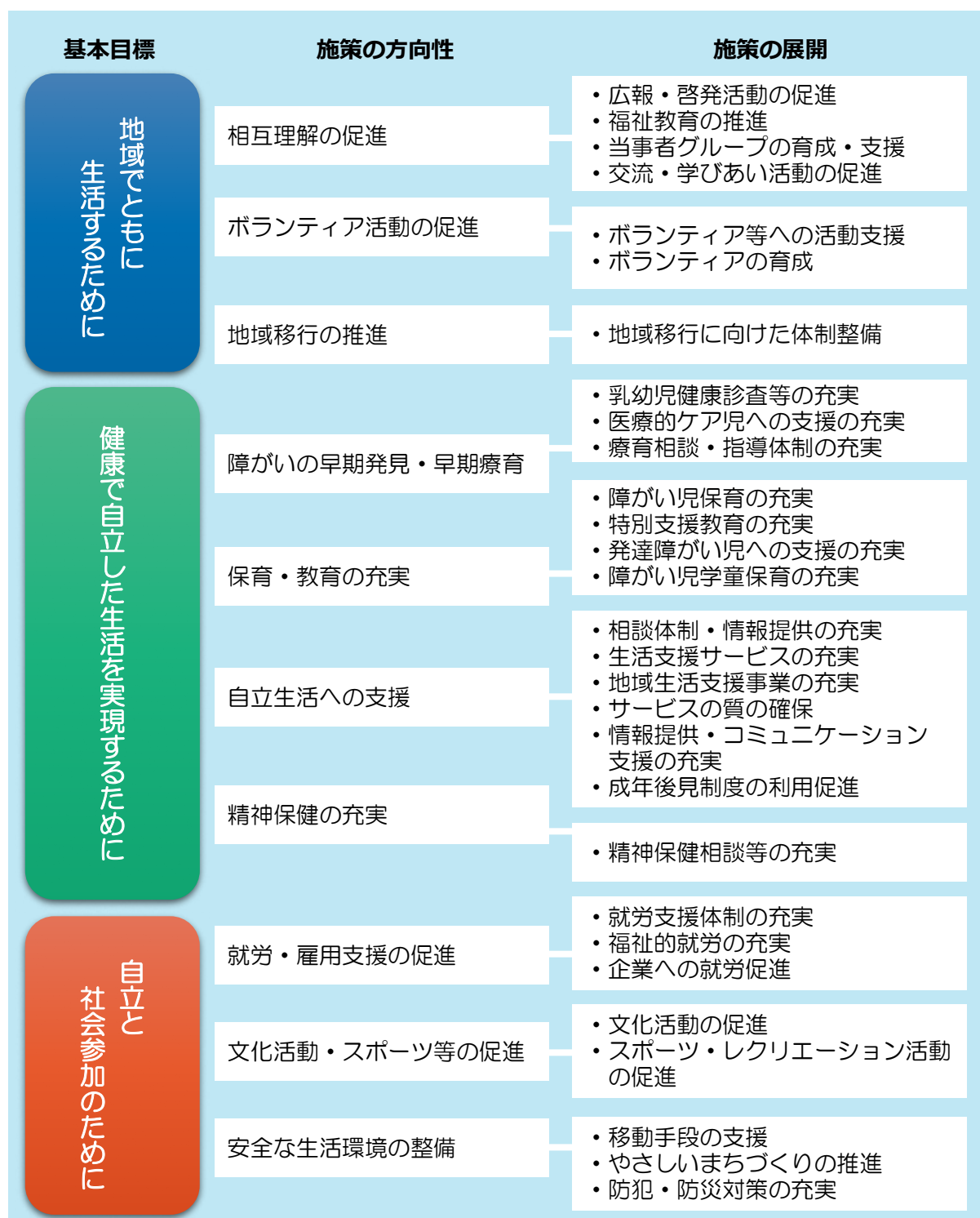
基本理念及び視点に基づき、次の3つの基本目標を掲げます。

- | | |
|---------------|--------------------------|
| 基本目標 1 | 地域でともに生活するために |
| 基本目標 2 | 健康で自立した生活を実現するために |
| 基本目標 3 | 自立と社会参加のために |

5 計画の体系

基本目標の達成をめざして施策の方向性を示し、各種の事業を推進します。

基本理念 「誰もがその人らしく自立し、ともに生きるまちづくり」



第4章 障がい者計画の施策の展開

障害者総合支援法や児童福祉法の理念を踏まえつつ、障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援や課題に対応したサービス提供体制の整備、地域共生社会の実現に向けた取組を進めていきます。

1 地域でともに生活するために

町では障がいを理由とした差別を行わないよう、障害者差別解消法等の周知に取り組んできましたが、アンケート調査では、『障がいがあることを理由に差別を受けたり、嫌な思い』をしたことがあるかについては「ある」と「少しある」を合わせ23.9%となっており、特に知的障がい者や精神障がい者が「ある」と回答しています。今後も、引き続き障がい者差別解消や虐待防止をはじめとする、権利擁護の取組の促進に向けた普及啓発を行い障がい者等が安全・安心に暮らせる地域共生社会の実現に向けて地域づくりに取り組んでいきます。

(1) 相互理解の促進

① 広報・啓発活動の促進

障がい者等が差別を受けることなく、誰もが安心して地域で暮らしていくための環境づくりを推進し、地域住民、事業者等地域社会全体への障がいに対する関心を高め、理解を深めるための情報提供の充実や啓発・広報活動を促進します。

施策名	方向性	施策の内容	主な推進主体
障がいを理由とする差別の解消の推進	充実	障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会を実現するため、人権意識の普及・啓発に努めます。また、障がいを理由とする差別の解消を推進します。	保健福祉課
障がい者虐待の防止、擁護者に対する支援	充実	相談支援専門員などに対し、常日頃から虐待防止に対する高い意識を持ち、障がい者や擁護者の支援にあたるとともに、虐待の早期発見と通報を行うことを求めます。 また、障がいのある人への虐待防止ネットワークや相談体制の構築・充実に努め、虐待の防止、早期発見・早期対応を推進します。	
地域共生社会の実現に向けた取組	充実	全ての人々が地域、暮らし、生きがいをともに作り、支えあうことができる地域共生社会の実現に向け、住民団体等に、活動への支援等を通じ、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや、障がい者及びその世帯等が抱える複合的な課題を把握し、適切な保健・医療・福祉サービスにつなげる等関係機関との連携を図ります。	
障がい者計画・障がい福祉計画に関する広報	継続	計画がすべての住民の福祉の向上につながるよう広報せいろやホームページによる情報提供を行います。	
広報せいろやホームページを活用した啓発	継続	広報せいろやパンフレット等を活用し、障がい者に対する理解と障がい福祉への認識を高めていきます。 また、ホームページ等を活用し手話の普及に努めます。	
障がい福祉のサービス・制度の周知促進	継続	障がい福祉のサービスや制度内容を掲載した聖籠町障がい福祉サービスガイドを障がい者等に配布します。 また、ホームページや広報紙を活用して各種福祉施策の情報提供とともに障がい福祉に関する情報提供を行います。	
「※障害者週間」の啓発	継続	「障害者週間」（12月3日～12月9日）の事業として、障がい者に対する理解や障がい福祉への認識を高めるため啓発活動を行います。	
各種行事における啓発活動	充実	各種行事を中心に、当事者や当事者団体など幅広い層の参加による啓発活動を推進します。	
ヘルプマーク等の利用促進・普及啓発	継続	外見からは援助や配慮を必要としていることが分かりづらい人が着用する「ヘルプマーク」で知らせることができます。マークの利用促進及び普及啓発に努めます。	

※各種施策名の方向性について

- 1 「充実」→現行の制度・事業の更なる改善を行います。
- 2 「継続」→現行の制度・事業を継続していきます。
- 3 「検討」→検討を行ったうえで、中長期的に実施するか、実施時期等については未定のものを行います。

※障害者週間

平成16年6月の障害者基本法の改正により、国民の間に広く障がい者の福祉について関心と理解を深めるとともに、障がい者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として、従来の「障害者の日」（12月9日）に代わるものとして設定された。期間は毎年12月3日から12月9日までの一週間。

第4章 障がい者計画の施策の展開

②福祉教育の推進

さまざまな心身の特性や考え方を持つすべての人が、相互に理解を深めるためのコミュニケーションや支えあいにより、誰もが安心して生活できるよう、障がいや障がい者への理解に向けた啓発を行います。また、福祉に関する講座等を開催し、障がいに関する情報提供、啓発に努めます。

施策名	方向性	施策の内容	主な推進主体
児童生徒の「体験学習」の充実	継続	学習指導要領に基づき、人間尊重を育む教育などについての体験学習やボランティア体験等を実施することなど福祉教育プログラムを行い、障がいの理解を深め福祉のこころや共に生きる力を育みます。	教育未来課 町社会福祉協議会
人権問題学習の促進	継続	人権に関する学習機会の充実に努めるとともに、より多くの住民が参加できるよう促進します。	町民課 教育未来課 社会教育課 町社会福祉協議会
福祉教育情報等の提供	検討	障がい者等への理解などが深まるよう、福祉に関するさまざまな情報提供に努めます。	社会教育課

③当事者グループの育成・支援

障がい者のさまざまな活動を促進するために、当事者団体による障がいや障がい者等に関する啓発・普及活動も重要であり、その団体活動を支援するとともに保健福祉課、町社会福祉協議会を中心に当事者グループの相談等に応じます。

施策名	方向性	施策の内容	主な推進主体
当事者グループの育成・支援	充実	イベントなどの企画、提案、会員募集	保健福祉課 町社会福祉協議会

④交流・学びあい活動の促進

障がい者等と住民との交流を通して、福祉団体や福祉施設の協力を得て、活動紹介などを行い、障がい者等への理解、福祉活動やボランティア活動を啓発します。

また、地域交流行事に参加できるよう支援するとともに、障がい者団体等によるイベントやフォーラム等の開催についても情報提供や場の提供に努めます。

障がい者やその親同士の交流や学びあいの場において、お互いの抱えている問題について理解しあい、解決のための支援に努めます。

また、手話言語条例により、手話に対する理解及び手話の普及に関する施策、手話による意思疎通の支援に関する施策を実施していきます。

施策名	方向性	施策の内容	主な推進主体
障がい者と地域の交流の促進	継続	地域行事や地域活動への障がい者の積極的な参加を進めます。	保健福祉課 町社会福祉協議会
障がい者同士の交流の促進	検討	障がいの種別に関わらず事業や行事等の活動や交流を促進して、共通理解や相互協力が図られるよう努めます。	保健福祉課
手話講習会の実施	継続	手話に対する理解及び手話の普及や手話による意思疎通の支援を行うため、手話講習会を開催します。	保健福祉課 図書館 町社会福祉協議会
授産商品「米粉パン」の学校給食への提供	継続	杉の子の家で作った「米粉パン」を聖籠町内のこども園等で給食パンとして提供します。 住民の障がい者に対する理解や障がい福祉への認識を高めるきっかけとすることで福祉教育の推進を図ります。	保健福祉課 子ども教育課 町社会福祉協議会
社会復帰講座「ホットルームとも」の実施	継続	障がいや病気といった生きづらさを持つ人達が思いを共有し、一緒に活動しながら理解を深めるための拠点として講座を開催します。 また、ボランティア等の地域住民の参加を促進し、交流を深めることで、障がい者の地域とのかかわりを強めます。	保健福祉課

(2) ボランティア活動の促進

① ボランティア等への活動支援

障がい者等が抱える問題に対して理解を深めるために、住民が各種ボランティア活動に、気軽に参加することが有効です。また障がい者自身がボランティア活動に参加し、社会に貢献していくことも重要です。社会教育をはじめ、生涯学習の幅広い分野において、町社会福祉協議会と連携して、ボランティア活動に対する理解を深め、その活動を支援していきます。

施策名	方向性	施策の内容	主な推進主体
ボランティア活動に対する住民意識の醸成	充実	町社会福祉協議会と連携して、広報誌、ホームページなどを通じボランティアに関する情報を提供し、住民のボランティア活動への参加を促進します。	保健福祉課 町社会福祉協議会
ボランティア活動の支援	継続	ボランティア団体や関係機関とのネットワーク化を推進することで、ボランティア活動の活性化を図ります。 また、ボランティア同士による交流を促進します。	保健福祉課 町社会福祉協議会

第4章 障がい者計画の施策の展開

② ボランティアの育成

現在、本町においては、町社会福祉協議会や各種ボランティア団体等の協力のもとに福祉活動を行っています。障がい福祉施策の分野や災害等に対しては、ボランティアの活動が重要となっています。住民が多様なボランティア活動に積極的に参加するための支援を行うとともに、ボランティアグループの支援やボランティアリーダーの育成により、ボランティア活動を支援していきます。

施策名	方向性	施策の内容	主な推進主体
ボランティアの育成	継続	ボランティア講座・研修の充実を図り、ボランティア体験の推進をすることで、ボランティアの育成を行います。	保健福祉課 町社会福祉協議会
ボランティアリーダーの養成	充実	手話、点訳、音訳講座等の充実を図ります。	

(3) 地域移行の推進

① 地域移行に向けた体制整備

支援を必要とする障がい者が、住居の確保、その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談や必要な支援を行います。

施策名	方向性	施策の内容	主な推進主体
障害福祉サービス	充実	障がい者の地域における自立生活を支えるため、必要とするサービスの充実を図ります。 また、提供量の確保と質の向上に取り組みます。	保健福祉課
地域生活支援事業	充実	地域の社会資源を最大限に活用した提供体制の整備に努め、必要なサービスを必要に応じて利用できるよう、事業者の確保と地域生活支援事業の充実を図ります。	

2 健康で自立した生活を実現するために

保健、福祉、教育等に関する担当課とその他の関係機関との連携により乳幼児期から全てのライフステージを通じて、切れ目のない支援を行っています。

また、障がい者等が住み慣れた地域で教育を受けることができるよう環境を整備するとともに、各関係機関との連携の強化を図り、各ライフステージにおける相談支援体制の充実や療育と教育の連携を図っていく必要があります。

(1) 障がいの早期発見・早期療育

①乳幼児健康診査等の充実

乳幼児健康診査は、疾病や障がいの早期発見と適切な保健指導のための乳幼児に対する健康診査を実施しています。健康診査から疾病や障がい疑われた場合には、精密検査として医療機関や療育専門機関への受診を勧めます。今後も、保健・医療サービスを適切に受け取ることができるよう、地域の医療機関、関連機関との連携を強化します。

施策名	方向性	施策の内容	主な推進主体
早期発見・療育体制	継続	乳幼児健康診査等において、身体、運動、精神発達を確認し、障がいの早期発見、治療、療育に対応するとともに、よりきめ細かな指導に努めます。 また、発達障がい児に対して、乳幼児期から成人期までの一貫した支援を促進するため、関係機関と連携しながら支援体制を確立していきます。	保健福祉課

②医療的ケア児への支援の充実

医療的ケアを要する障がい児に対する支援の充実を図ります。

施策名	方向性	施策の内容	主な推進主体
医療的ケア児への支援	充実	医療的ケアが日常的に必要な障がい児の育ちや生活への支援にあたっては、保健・医療や福祉、保育、教育等関係機関の連携を図りながら、早期療育体制を構築するとともに、保護者への支援に努めます。	保健福祉課 子ども教育課 教育未来課

第4章 障がい者計画の施策の展開

③療育相談・指導体制の充実

障がい児は、早期からの相談・支援が必要なため、教育や福祉等関係機関の連携を図りながら、子育てなどの不安を抱える保護者への支援体制づくりに努めています。

子どもの障がいの有無に関わらず遊びを通してともに育ちあうことと、親子共々仲間づくりができることを目的に、週1回遊び教室を行っています。特に乳幼児健康診査から、ことばの遅れや遊び不足の親子には積極的に参加を勧めていきます。

発達上で確認の必要な親子に対しては、心理判定員による発達相談会を行っています。その後は*子どもに係る専門職と連携しながら支援を行います。

施策名	方向性	施策の内容	主な推進主体
相談体制	充実	保健・福祉・教育の分野が一体となって障がい児やその保護者からの相談に対応します。それぞれの持つ機能を発揮し、地域社会との関わりを深めながら、障がい児の状況に応じた適切な支援を行います。 健康診査等において日常生活指導をわかりやすい内容で実施するとともに、必要に応じて関係機関につなげていきます。	教育未来課 保健福祉課 町社会福祉協議会
相談支援事業	充実	障がい者本人、障がい児、障がい者等の保護者または介護を行う者などからの相談に応じ、必要な情報提供や援助を行い、自立した日常生活を営むことができるよう体制を整備します。	

(2) 保育・教育の充実

①障がい児保育の充実

集団保育が可能な障がいのある未就学児童の保育に対応するため、各こども園等の施設の充実に努めます。こども園等と連携を図り、障がい児の保育を円滑にできるよう保育士としての専門的知識を深めるため、教職員の研修の充実を図ります。また、行事などの地域活動を通じて、障がい児がともに地域社会活動に参加できる機会の拡充に努めます。

施策名	方向性	施策の内容	主な推進主体
障がい児保育	継続	集団保育が可能な児童を、こども園等に受け入れ、集団保育を行います。	保健福祉課 子ども教育課 町社会福祉協議会

*子どもに係る専門職

保健師（保健福祉課）、相談支援専門員（障害支援センター）、子どもソーシャルワーカー（子ども家庭相談センター）、保育園、こども園、小学校、中学校ほか。

②特別支援教育の充実

発達障がいを含む障がい児の能力を最大限に伸ばし、持てる能力を十分発揮できるよう、一人ひとりの個性や特性など教育ニーズに応じた特別支援教育の内容や支援体制の充実を図るとともに、児童生徒の多様な可能性を生かし、豊かな人間形成を図ります。

施策名	方向性	施策の内容	主な推進主体
特別支援教育	継続	発達障がいなどにより、特別な教育的支援が必要な児童生徒について適切な指導、支援が行われるよう体制の充実を図ります。	教育未来課 保健福祉課 町社会福祉協議会

③発達障がい児への支援の充実

発達障がい児とその家族が、社会生活上必要とする知識や集団生活適応ができるよう、支援体制の整備に努めます。

施策名	方向性	施策の内容	主な推進主体
児童発達支援事業	充実	児童発達支援事業と連携しながら自らが持つ力を生きる力につなげ、充実した生活を送ることができるよう支援していきます。	保健福祉課 子ども教育課 町社会福祉協議会
教職員の専門性の向上	充実	小学校に在籍する発達障がいの可能性のある児童に対し、適切な指導や支援につなげていけるよう、教員の研修など専門性の向上を図ります。	教育未来課

④障がい児学童保育の充実

小学校児童の学童保育においては、一般の子どもと同じく、障がいのある子どもについても個々の特性に応じて通常の利用ができるよう、受け入れ体制の整備に努めます。

施策名	方向性	施策の内容	主な推進主体
障がい児学童保育	充実	障がい児の放課後の居場所づくりのため、学童保育の充実を図ります。	保健福祉課 子ども教育課 町社会福祉協議会
専門的な教育への対応	継続	支援員に対する研修や、障がいの特性に応じた教育の支援を行います。	

(3) 自立生活への支援

① 相談体制・情報提供の充実

アンケート調査では、『困ったときに相談できる家族以外の方がいますか』については「いない」が18.1%と回答しています。また、『相談したい内容』は「さまざまな手続きの支援」が39.3%、「日常生活の支援」が24.4%と回答しています。

障がい者等を取り巻く環境は多様化・複雑化しています。その中で自らの生活を自らの意思で選択・決定し、希望する生活を実現できるよう、総合的・専門的な相談支援体制の充実に努めます。

また、相談支援事業や自立支援協議会で連絡調整や生活全般にわたる相談体制の強化を図ります。

障がいに応じた情報提供ができるよう点訳、朗読、手話などのボランティアの育成を促進するとともにその活動を支援し、障がい者がより多くの手段によって情報を受け取ることができる体制づくりに努めます。

施策名	方向性	施策の内容	主な推進主体
相談支援事業	充実	障がい者の福祉サービスの利用を援助するため、必要な情報の提供や助言等を行う相談支援機能の充実に努めます。	保健福祉課 町社会福祉協議会
障害者相談員活動の充実	充実	障害者相談員の周知に努めるとともに、相談員研修の充実に努め、相談活動を充実します。	
計画相談・地域相談支援・障害児相談支援	充実	適切なサービス利用計画の作成や障害福祉サービスが利用できるよう支援するとともに、普及啓発を図ります。	
聖籠町自立支援協議会活動の推進	継続	相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場である協議会活動を推進します。	保健福祉課

② 生活支援サービスの充実

障害者総合支援法に基づいて、障がい者等の生活の質の向上をめざし、各種サービスを推進するとともに、サービス利用者本位の考え方に立って、障がい者の多様なニーズに対応する生活支援体制の整備に努めます。また、障がい者の地域生活を支えるため、年金・手当制度、医療費助成制度、税の減免制度等の周知及び活用の促進を図りながら経済的支援の充実に努めます。

施策名	方向性	施策の内容	主な推進主体
生活サポート事業	継続	介護給付支給決定者以外の方で、日常生活に関する支援を行わなければ、本人の生活に支障をきたすおそれのある方に対し、生活に関する支援・家事に対する必要な支援を行います。	保健福祉課
各種手当、助成制度の周知	充実	障がい者の生活基盤の安定を図るため、各種手当、重度心身障害者医療費助成、じん臓機能障害交通費助成、精神障害者入院費助成、特殊器具装着費助成、心身障害児（者）施設入所保護者訪問交通費助成、高齢者及び障害者住宅整備費助成、在宅重度心身障害者介護手当等の助成制度や、税の減免制度等の周知に努め、利用促進を図ります。	
障害福祉サービスの基盤整備	充実	<p>障がい者が地域で自立した生活を送ることができるよう、障害福祉サービスの基盤整備を推進します。</p> <p>身体、知的、精神の3障がいに対応できるホームヘルパーを養成するための研修の情報提供を行い、人員の確保を図ります。</p> <p>在宅での生活の中で、高齢者と障がい者、母子がふれあうことで相互理解が進み、お互いにより刺激となり、より大きな効果が得られることをめざします。</p>	

第4章 障がい者計画の施策の展開

③地域生活支援事業の充実

障がい者が住み慣れた地域で生活できるようにするためには、障害福祉サービスを充実し、自立した生活を支援していくことが重要です。

障害者総合支援法に基づく、障がい者に個別に給付を行う障害福祉サービス（介護給付・訓練等給付）に加え、地域の実情に応じて、柔軟な形態で実施する「地域生活支援事業」のサービスの確保と提供体制の強化に努めます。

施策名	方向性	施策の内容	主な推進主体
理解促進研修・啓発事業	継続	地域社会の住民に対して障がい者等に対する理解を深めるための研修・啓発事業を行います。	保健福祉課
自発的活動支援事業		障がい者等やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援事業を行います。	
相談支援事業		福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）、社会資源を活用するための支援、社会生活力を高めるための支援、*ピアカウンセリング、権利の擁護のために必要な援助、専門機関の紹介、自立支援協議会の運営等を行います。	
成年後見制度利用支援事業		成年後見制度の申し立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬の全部又は一部の助成を行います。	
成年後見制度 法人後見支援事業		<ul style="list-style-type: none"> ・法人後見実施のための研修 ・法人後見の活動を安定的に実施するための組織体制の構築 ・法人後見の適正な活動のための支援 ・その他、法人後見を行う事業所の立ち上げ支援 上記の支援を実施します。 	

※ピアカウンセリング

障がい者が、当事者同士集まり、お互いの苦しさ、辛さを話しあうことにより、辛さを分かちあい、助言しあっていくこと。

施策名	方向性	施策の内容	主な推進主体
意思疎通支援事業	継続	手話奉仕員、要約筆記奉仕員を派遣、手話奉仕員を設置する事業、点訳、音訳等による支援事業等を行います。	保健福祉課
移動支援事業		屋外での移動が困難な障がい者に対し、外出のための支援を行い、地域における自立生活及び社会参加を促進します。	
地域活動支援センター		地域の实情に応じて活動できる場、また、身近な地域の相談窓口として、地域活動支援センター事業を実施し、地域生活の支援を行います。	
日常生活用具給付等事業		重度障がい者に対し、日常生活上の便宜を図り、自立した生活を促進するため、必要な日常生活用具の給付または貸与を行います。	
手話奉仕員養成研修事業		聴覚障がい者等との交流活動の促進、町の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成研修を行います。	
訪問入浴サービス事業		居宅において入浴が困難な方に対し、訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行います。	
社会参加促進事業		<ul style="list-style-type: none"> ・自動車運転免許取得助成事業 ・自動車改造等助成事業 自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成します。	
更生訓練費給付事業		就労移行支援事業、自立訓練事業を利用している方、または、身体障害者更生援護施設に入所し更生訓練を受けている方に対し、更生訓練のための経費、通所のための経費を支給します。	
施設入所者就職支度金給付事業		身体障害者更生施設等に入所（通所）し、更生訓練を終了し、または、就労移行支援事業、就労継続支援事業を利用し、就職、自営により施設を退所することとなった方に対し、就職支度金の支給を行います。	

④サービスの質の確保

利用者が真に必要なとする障害福祉サービス等を提供していくために、県が実施する研修の活用や適切な指導監査を実施することで、障害福祉サービスの質の向上を図ります。また、町が実施主体となる地域生活支援事業の質の確保に関しては、事業を委託して実施する場合も含め、障害福祉サービスに準じた研修等への積極的な参加を促進して、資質の向上に努めるとともに、専門的な人材の養成と確保を行います。

施策名	方向性	施策の内容	主な推進主体
民生委員児童委員の活用	充実	民生委員児童委員を対象に、障害福祉サービス内容や障がい福祉に関する法改正等の説明会を実施します。これにより、障がい者の身近な相談体制の充実を図ります。	保健福祉課
障害福祉サービス等の質の向上	充実	サービスの質の確保・向上のため、従事者の専門研修受講や福祉人材の確保など事業者への支援に努めます。	

⑤情報提供・コミュニケーション支援の充実

障がい者に配慮し、できるだけ適切な活字の大きさや、わかりやすい表現の使用を進めます。

情報の入手先として多く利用されている広報等の有効活用を図るとともに、町保健福祉情報の冊子の発行や町ホームページの更なる充実など、さまざまな情報提供手段の活用に取り組みます。

情報の取得に支援が必要な障がい者等に対し、障がいの特性に応じた多様な媒体による情報提供、※情報アクセシビリティに配慮した情報発信に努めます。

また、点訳、朗読、手話、要約筆記など障がいの特性に応じた情報提供が行えるよう、コミュニケーション支援体制の整備に努めます。

施策名	方向性	施策の内容	主な推進主体
コミュニケーション支援体制の整備	継続	点訳、朗読、手話、要約筆記など障がいの特性に応じた情報提供が行えるよう、コミュニケーション支援体制の整備に努めます。	保健福祉課
町ホームページの有効活用	充実	暮らしに必要な情報を障がい者が望むときに入手できるよう、町ホームページの文字サイズの拡大機能等のアクセシビリティの向上を進めます。その際、障がい者が理解しやすいように配慮します。	保健福祉課 総務課

※情報アクセシビリティ

高齢者や障がい者の方も含め、身体の状態や能力の違いによらず、すべての人が円滑に情報機器やホームページなどのサービスを利用できる状態やその度合いのこと。

⑥※成年後見制度の利用促進

判断能力が十分でない障がい者等の財産管理や身上の監護などを行う成年後見制度の利用を進めるとともに、成年後見制度の利用にあたって、費用負担が困難な場合、成年後見制度利用支援事業を実施し、成年後見制度の利用促進を図ります。

施策名	方向性	施策の内容	主な推進主体
成年後見人制度利用支援事業	継続	認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者が成年後見制度を利用するときに、審判の申立や費用、後見人への報酬の助成等、必要な支援を行います。	保健福祉課
権利擁護の推進	充実	「親なき後」の不安を軽減、解消し、障がい者等が生涯にわたり安心して暮らせる社会を実現するため、自らの意思を表明することが困難な障がい者の成年後見制度の利用促進に向けた体制の整備に取り組むなど、権利を守る仕組みを充実します。	

※成年後見制度

判断能力が不十分な人が、財産管理や身上監護についての契約などの法律行為を行うときに、成年後見人等が本人の意思をできるだけ生かしながら、権利と財産を守り支援する制度。

(4) 精神保健の充実

①精神保健相談等の充実

専門医や保健師等による精神保健相談を通じて、精神疾患の早期発見や早期対応を行うために、医療機関との連携の強化を図ります。また、保健所・医療機関等の専門職種や、福祉・労働分野などの関係機関と連携しながら啓発・普及活動を推進し、いつでも相談できる窓口体制の整備を図ります。

さらに、各ライフステージの状況を把握しながら、住民のこころの健康づくり対策を充実するとともに、本町の実態に沿った自殺予防対策の強化を図ります。

施策名	方向性	施策の内容	主な推進主体
精神保健の充実	充実	<ul style="list-style-type: none"> ●ストレスコントロール支援 広報誌、地域での健康教育、健康相談等でストレスに関する普及啓発を行います。 自分のストレス状態に気づき、ストレスをコントロールできるよう支援します。 	保健福祉課
		<ul style="list-style-type: none"> ●こころの不調や病気、自殺予防等の周知 広報誌、地域での健康教育、健康相談等でこころの不調やこころの病気、自殺予防に関する普及啓発及び自殺予防対策を推進します。 	
		<ul style="list-style-type: none"> ●相談窓口の設置や情報提供 他職種がかかわり総合的に支援できる相談会を開催します。広報誌やホームページ等を活用し、いろいろな相談窓口を紹介します。 	
		<ul style="list-style-type: none"> ●見守り体制の強化 さまざまな立場の人が自殺の危機にある人への対応の仕方を身につけられるよう、研修会等で※ゲートキーパーの養成を行います。 これにより、地域での見守り体制の強化に努めるとともに、職域、学校等との連携を強化します。 	保健福祉課 教育未来課 社会教育課
		<ul style="list-style-type: none"> ●精神疾患の早期発見、早期対応 精神疾患の早期発見に努めるとともに、急性期に速やかに医療機関受診につながるよう相談窓口の周知と医療機関等との連携により、適切な対応に努めます。また社会復帰に向けた支援体制の整備に努めます。 	保健福祉課 町社会福祉協議会

※ゲートキーパー

悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人のこと。

3 自立と社会参加のために

地域社会における自治会などの地域活動、経済活動、文化活動、スポーツ・レクリエーション、福祉活動、ボランティア活動など幅広い分野にわたる活動全般について、障がい者の積極的な社会参加の促進が重要です。

障がい者自身の希望や能力、適性を十分に生かし、障がいの特性などに応じて活躍できるよう、雇用・就労における支援の一層の充実を図っていく必要があります。

就労・雇用については、企業などの認識と理解が深まりつつありますが、依然として障がい者の雇用の職場定着は厳しい状況となっています。そのため、障害福祉サービスの就労移行や就労継続支援の事業所と密に連携し、一般就労に向けての準備・訓練を行っています。

文化活動やスポーツ活動についても、聖籠町文化祭での作品展示や、スポネットせいろうの利用促進等、さまざまな取組を行っています。

(1) 就労・雇用支援の促進

① 就労支援体制の充実

障がい者がそれぞれのニーズと能力に応じた職業に就き、社会経済活動への参加を促進するため、能力や障がいの状況に応じた準備・訓練の機会を提供します。

また、障がい者の就労を通じた自立を促進するために、ハローワークや障害者就業・生活支援センター、特別支援学校、民間企業との連携を図り、職業相談、職業紹介、社会参加から就労に結び付くきっかけづくりなど総合的な支援に努め、雇用・就労の場の確保に努めます。また、企業や事業主に働きかけ、障がい者雇用に関する理解をより一層促進していきます。

施策名	方向性	施策の内容	主な推進主体
就労支援の促進	充実	障がい者の就労支援のための関係機関とのネットワークの強化など就労支援体制の充実に努めます。	保健福祉課 町社会福祉協議会
更生訓練費給付事業	継続	就労移行支援、自立訓練の支給決定者または身体障害者更生援護施設に入所している人に、更生訓練費を支給します。	保健福祉課

第4章 障がい者計画の施策の展開

②福祉的就労の充実

一般就労が困難であっても、生産活動に従事することは、自己実現の観点から重要であることから福祉的就労の場の整備に努めます。

施策名	方向性	施策の内容	主な推進主体
障がい者就労施設等からの物品等の優先調達	充実	障がい者就労施設等から優先的に物品等を調達することにより、障がい者就労施設等で就労する障がい者や在宅就業障がい者等の自立の促進を図ります。	保健福祉課 町社会福祉協議会
就労支援の推進	充実	障がいの程度や状況に応じた就労支援として就労継続支援事業（B型）について事業者と連携して引き続き支援を行います。	

③企業への就労促進

障がい者の個々の特性に応じたきめ細かな相談等を行うとともに、企業や事業主に対し障害者法定雇用率の達成を促し雇用機会の拡大を図ります。また、障がい者の雇用継続のため、各種助成制度の周知と有効活用を促進し、可能な限り障がい者が一般企業の職場に定着するよう推進します。

施策名	方向性	施策の内容	主な推進主体
雇用啓発活動の推進	充実	ハローワーク等関係機関が実施する就職面接会やセミナーの開催など、障がい者と事業者の双方に情報提供を行います。	保健福祉課 町社会福祉協議会
障がい者雇用の促進	充実	ハローワーク等の関係機関との連携を強化し、広く企業に対する障がい者雇用促進の働きかけを行い、雇用の安定と定着に取り組みます。	
雇用機会の拡大	充実	障害者雇用率制度について、国等の関係機関と連携して周知に努めるとともに雇用の促進を図ります。	保健福祉課

（2）文化活動・スポーツ等の促進

①文化活動の促進

障がい者が自らの生活スタイルや、日常生活の中での自主的な文化活動などへの参画は、社会参加という視点だけではなく、生活の質の向上を図り、ゆとりある生活を送るために重要であることから、多様な学習の場や機会を増やしていきます。

施策名	方向性	施策の内容	主な推進主体
創作活動の提供	充実	障がい者が自主的に文化・芸術に親しむことができるよう教養講座や創作活動など生涯学習に係る事業の充実を図ります。	保健福祉課 社会教育課
各種イベントにおける障がい者等の参加促進	検討	各種イベントや行事などの実施については、その企画段階から障がいのない人とともに障がい者等の参加を促進し、障がい者等にとっても意義のあるイベントとなるよう、実施方法についても検討していきます。	

②スポーツ・レクリエーション活動の促進

障がい者の世代に応じたスポーツ・レクリエーション活動を促進するとともに、イベント等の情報を積極的に提供し、気軽に参加できるように、スポーツ・レクリエーションなどの開催の促進を図ります。

施策名	方向性	施策の内容	主な推進主体
スポーツ・レクリエーション参加・啓発	充実	障がい者のスポーツ・レクリエーション活動の普及に向けて誰もがともに参加できるよう情報の収集・提供に努めスポーツ活動などの参加を促進します。	保健福祉課 社会教育課 町社会福祉協議会
総合型地域スポーツクラブ「スポネットせいらう」の利用促進	継続	誰もがいつでも、どこでも、いつまでも気軽にスポーツ活動に参加することができる「スポネットせいらう」の利用を促進します。	スポネットせいらう 町社会福祉協議会

(3) 安全な生活環境の整備

①移動手段の支援

障がい者等が住み慣れた地域で安心して暮らせる生活環境を実現するために、障がい者等が安全な移動ができるよう公共交通機関等の環境を整備していきます。また、バリアフリーやユニバーサルデザインの周知・啓発活動を強化し、外出機会の確保に努めます。

第4章 障がい者計画の施策の展開

施策名	方向性	施策の内容	主な推進主体
町循環バスの利用促進	継続	障がい者も安全で快適な移動手段として町循環バスを利用できるよう連携し、利用の促進を図ります。	保健福祉課 生活環境課
福祉タクシー利用扶助事業 自動車燃料費扶助事業	継続	障がい者が社会参加や通院等に利用するタクシー料金や自動車燃料費を助成することにより、社会参加の促進と負担の軽減を図ります。	保健福祉課

②やさしいまちづくりの推進

誰もが安全・安心に生活ができ、町全体を利用しやすいよう、配慮して整備を進めるとともに、公共施設はユニバーサルデザイン化等により、やさしいまちづくりを進めていきます。

施策名	方向性	施策の内容	主な推進主体
ユニバーサルデザイン化等の推進	継続	新潟県福祉のまちづくり条例に基づいたユニバーサルデザインを取り入れ、すべての住民にやさしいまちづくりを推進します。	ふるさと整備課 保健福祉課
おもいやり駐車場制度の周知・利用促進及び整備	継続	公共施設やショッピングセンター等の障がい者用駐車スペースを、障がい者等が適正に利用するために、対象者に対しステッカーを配付する事業です。 制度の周知に努めるとともに、公共施設のおもいやり駐車場対応スペースの整備を進めます。	保健福祉課 総務課 産業観光課 社会教育課 子ども教育課 ふるさと整備課 町社会福祉協議会

③防犯・防災対策の充実

アンケート調査では『地震等の災害時に1人で避難できますか』は「できない」が39.8%と『家族が不在の場合や1人暮らしの場合、近所にあなただけを助けてくれる人はいますか』は「いない」が26.4%、「わからない」が41.1%と回答しています。

地域安全活動や関連情報の提供、安全教育の充実、地域の見守り活動等の充実を図るため近隣住民、民生委員児童委員、消防団等の関係機関との連携のもとに、避難誘導、救助体制づくりを進めるなど障がい者の安全・安心な生活が確保されるよう防災対策・危機管理体制の強化を図ります。

また、新型コロナウイルス感染症など感染症の拡大を防止する行動様式の周知など地域住民をはじめ、関係団体、福祉関係者、ボランティア等の連携による支援体制の確立を図っていきます。

障がい者等に対する犯罪被害を防止するため、防犯知識の周知徹底や悪質商法等の消費者被害防止に向けた情報の提供に努めます。

第4章 障がい者計画の施策の展開

施策名	方向性	施策の内容	主な推進主体
災害発生時における相談窓口の設置・巡回相談	継続	災害発生時における相談体制を迅速に整備し、個々の事情に応じた適切な支援を図ります。また災害時ボランティアセンターと連携し、支援を図ります。	保健福祉課 町社会福祉協議会
災害時安否確認	継続	登録を希望する避難行動要支援者に対して、安否確認対象者リストを作成し、災害時にはそのリストに基づいて集落区長や民生委員児童委員等が安否を確認し、その情報をもとに適切な支援を行います。	保健福祉課 町社会福祉協議会
感染症対策に係る体制整備	充実	感染症の予防や発生時の対策について速やかに周知・啓発するとともに、サービス提供が継続できる環境整備に努めます。また、県、関係団体等と連携して感染症発生時の支援・応援体制を整備していきます。	保健福祉課

第5章 第7期障がい福祉計画

1 第6期計画の数値目標の達成状況

第6期障がい福祉計画では、令和5年度を目標年度とした数値目標を定めていました。ここでは第6期計画の計画及び実績を記載しています。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

必要に迫られ入所している現状であり、退所し地域生活へ移行することが困難である場合が多くなっています。

地域生活以降者数においては、現在の入所者の状況をみると、地域生活への移行者は0人でした。

地域生活への移行に必要な居住の場としてグループホームの整備が課題となっています。

項目	目標値	実績	考え方
令和元年度末時点の入所者数 (A)	7人	7人	令和元年度末の施設入所者数
目標年度入所者数 (B)	12人	12人	令和5年度末時点の利用者数
【目標値】 入所者削減見込み (C=A-B) 削減率 (②=C/A×100)	-5人 -71.4%	-5人 -71.4%	入所者数に係る差し引き減少見込み数
【目標値】 地域生活移行者数 (D) 地域意向率 (①=D/A×100)	0人 0.0%	0人 0.0%	施設入所からグループホーム等へ移行した者の数

(2) 地域生活支援拠点等の整備

令和3.4年度はコロナ禍により開催できませんでしたが、令和5年度以降、面的整備に向け自立支援協議会にて検討し、関係機関との連携が必要となるため、具体的な方法をさらに検証していきます。

項目	目標値	実績
令和5年度末時点での地域生活拠点確保	1か所	0か所
地域生活支援拠点の年1回以上の検証及び検討の実施	令和3年度 1回 令和4年度 1回 令和5年度 1回	令和3年度 0回 令和4年度 0回 令和5年度 1回
考え方		
相談、緊急時対応について、令和5年度末までに整備を行い既存の自立支援協議会の中で検証及び検討を行うものと想定し、上記の数値を見込んでいます。		

(3) 福祉施設から一般就労への移行等

就労移行支援事業を通じて1人一般就労しましたが、受け皿となる一般就労先の確保が課題となっています。個々の障がいの内容等に合わせた就労につなげる必要があることから、障害者雇用率、制度など引き続き周知していきます。また、町内には就労定着支援事業者がないため、実績はありませんでした。

① 福祉施設から一般就労への移行

項目	目標値	実績	考え方
令和元年度の一般就労移行数 (A)	0人	0人	令和元年度において福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、一般就労した者の数
【目標値】目標年度の一般就労者数 (B) 目標値 = B / A	1人 -倍	1人 -倍	令和5年度において福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、一般就労する者の数
(就労移行支援事業)			
令和元年度の一般就労移行者数 (A)	0人	0人	令和元年度において福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業を通じて、一般就労した者の数
【目標値】 目標年度の一般就労移行者数 (B) 目標値 = B / A	0人 -倍	1人 -倍	令和5年度において福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業を通じて、一般就労する者の数
(就労継続支援 A 型事業)			
令和元年度の一般就労移行者数 (A)	0人	0人	令和元年度において福祉施設の利用者のうち、就労継続支援 A 型事業を通じて、一般就労した者の数
【目標値】 目標年度の一般就労移行者数 (B) 目標値 = B / A	0人 -倍	0人 -倍	令和5年度において福祉施設の利用者のうち、就労継続支援 A 型事業を通じて、一般就労する者の数
(就労継続支援 B 型事業)			
令和元年度の一般就労移行者数 (A)	0人	0人	令和元年度において福祉施設の利用者のうち、就労継続支援 B 型事業を通じて、一般就労した者の数
【目標値】 目標年度の一般就労移行者数 (B) 目標値 = B / A	0人 -倍	0人 -倍	令和5年度において福祉施設の利用者のうち、就労継続支援 B 型事業を通じて、一般就労する者の数

② 就労定着支援事業の利用者数

項目	目標値	実績	考え方
令和5年度の就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数 (A)	1人	1人	令和5年度において就労移行支援事業等を通じて、一般就労する者の数
【目標値】 (A)のうち、 就労定着支援事業利用者数 (B) 目標値 = B / A	1人 100.0 %	0人 0.0%	令和5年度において就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者のうち、就労定着支援事業を利用する者の数

③ 就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所の割合

項目	目標値	実績	考え方
令和5年度末の就労定着支援事業所の数 (A)	0か所	0か所	令和5年度末における就労定着支援事業所の数
【目標値】 目標年度末の就労定着率8割以上の事業所の数 (B) 目標値 = B / A	0か所 -%	0か所 -%	令和5年度末において、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所の数

(4) 相談支援体制の充実・強化等

町が相談支援事業を委託している町社会福祉協議会と連絡会議を開催し、総合的、専門的な相談支援を実施しています。また、連携を図ることで地域の相談支援を充実・強化しました。

項目	体制の有無	
	目標値	実績
令和5年度末時点での総合的・専門的な相談支援を実施する体制の有無	有	有
令和5年度末時点での地域の相談支援体制を充実・強化を実施する体制の有無	有	有
考え方		
体制に必要な機能を検討したうえで、令和5年度末までに単独設置をめざします。		

(5) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障がい福祉に係る各種研修会に参加し、返戻事例や情報等を共有しました。

項目	有無		考え方
	目標値	実績	
令和5年度末時点での、障害福祉サービスの質の向上を図るための取組に関する事項を実施する体制構築の有無	有	有	障害福祉サービスの担当者1人が各年度研修等へ参加することを見込みました。また審査結果の共有については、事業所へ共有可能な返戻となった事例等をまとめ令和5年度末までに共有を行います。

2 第7期障がい福祉計画（令和8年度に向けた目標値）

第7期障がい福祉計画では、令和8年度を目標年度とした数値目標を定めることになって
います。

町の実情とサービス提供基盤を鑑み、国の基本指針を踏まえたうえで、目標設定を行いま
す。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

■国の基本指針■

令和8年度末において、地域生活に移行した者の成果目標を設定。

ア 令和8年度末において、令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ
移行することを基本とし、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

イ 令和8年度末において、令和4年度末時点の施設入所者の5%以上を削減すること
を基本とし、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

項目	目標値	考え方
令和4年度末時点の入所者数（A）	12人	令和4年度末時点の施設入所者数
目標年度末時点での入所者数（B）	14人	令和8年度末時点の施設入所者数
【目標値】 入所者数削減見込み（ $C=A-B$ ） 削減率（ $I=C/A \times 100$ ）	-2人 -16.7%	入所者数にかかる差引減少見込み数
【目標値】 地域生活移行者数（D） 地域移行率（ $A=D/A \times 100$ ）	0人 0.0%	施設入所からGH等へ移行した者の数

(2) 地域生活支援の充実

① 地域生活支援の充実

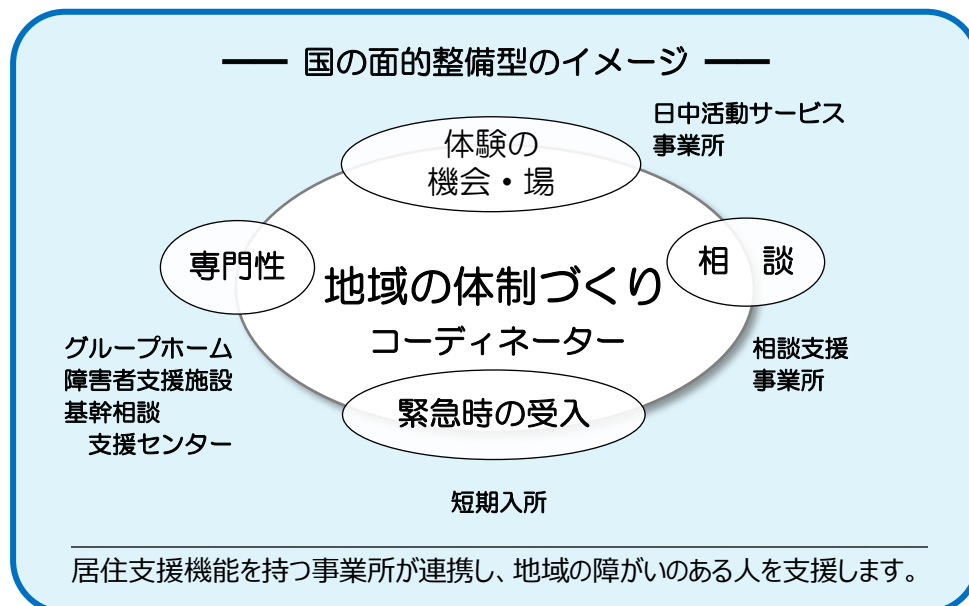
■国の基本指針■

令和8年度末までに、各市町村において地域生活支援拠点を整備（複数市町村による共同整備を含む。）するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進める。また、年1回以上、支援の実績等を踏まえた運用状況を検証及び検討する。

項目	目標値	考え方
目標年度末時点の地域生活支援拠点	1 箇所	各市町村において整備（複数市町村による共同整備を含む。）する
目標年度末時点のコーディネーターの配置人数	1 人	コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進める
年1回以上の検証及び検討の実施	令和6年度 1回 令和7年度 1回 令和8年度 1回	支援の実績等を踏まえ運用状況の検証及び検討を行う
考え方（想定される機能、体制等）		
相談、緊急時対応について、令和8年度末までに整備を行い既存の自立支援協議会の中で検証及び検討を行うものと想定し、上記の数値を見込んでいます。		

◆地域生活支援拠点「面的整備型」の整備

緊急時の対応策の検討や専門的人材の確保・養成等、県と連携を図り研修機能強化の体制づくりやそれぞれの機能の充実に向け体制を整備します。



② 強度行動障害を有する者への支援体制の充実

■国の基本指針■

令和8年度までに、各市町村又は圏域において、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。

項目	有 無	考え方
目標年度末時点での支援体制の有無	有	状況や支援ニーズの把握を行い地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めます。

(3) 福祉施設から一般就労への移行等

① 福祉施設から一般就労への移行

■国の基本指針■

就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を通じて、令和8年度中に一般就労に移行する者を令和3年度の移行実績の1.28倍以上とすることを基本とする。

具体的には、以下について、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

- ・就労移行支援事業：1.31倍以上

さらに、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本とする。

- ・就労継続支援A型事業：概ね1.29倍以上
- ・就労継続支援B型事業：概ね1.28倍以上

項目	目標値	考え方
令和3年度の一般就労移行者数（A）	0人	令和3年度において、就労移行支援事業等を通じて一般就労した者の数
【目標値】目標年度の一般就労移行者数（B） 目標値 = B/A	1人 -倍	令和8年度において、就労移行支援事業等を通じて一般就労する者の数
（就労移行支援事業）		
令和3年度の一般就労移行者数（C）	0人	令和3年度において、就労移行支援事業を通じて一般就労した者の数
【目標値】目標年度の一般就労移行者数（D） 目標値 = D/C	1人 -倍	令和8年度において、就労移行支援事業を通じて一般就労する者の数
令和4年度末の就労移行支援事業所の数（E）	0か所	直近の年度末における就労移行支援事業所の数
【目標値】目標年度の就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の数（F） 目標値 = F/E	0か所 -%	令和8年度において、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が5割以上の事業所の数
（就労継続支援A型事業）		
令和3年度の一般就労移行者数（G）	0人	令和3年度において、就労継続支援A型事業を通じて一般就労した者の数
【目標値】目標年度の一般就労移行者数（H） 目標値 = H/G	0人 -倍	令和8年度において、就労継続支援A型事業を通じて一般就労する者の数
（就労継続支援B型事業）		
令和3年度の一般就労移行者数（I）	0人	令和3年度において、就労継続支援B型事業を通じて一般就労した者の数
【目標値】目標年度の一般就労移行者数（J） 目標値 = J/I	0人 -倍	令和8年度において、就労継続支援B型事業を通じて一般就労する者の数

② 就労定着支援事業の利用者数

■国の基本指針■

令和8年度における就労定着支援事業の利用者数を、令和3年度実績の1.41倍以上とすることを基本とする。

項目	目標値	考え方
令和3年度の就労定着支援事業の利用者数 (A)	5人	令和3年度における就労定着支援事業等の利用者の数
【目標値】目標年度の就労定着支援事業利用者数 (B) 目標値 = B / A	7人 140.0%	令和8年度における就労定着支援事業等の利用者の数

③ 就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所の割合

■国の基本指針■

令和8年度において、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本とする。

※「就労定着率」の定義：

過去6年間において就労定着支援の利用を終了した者のうち、雇用された通常の事業所に42月以上78月末満の期間継続して就労している者又は就労していた者の占める割合

項目	目標値	考え方
令和4年度末の就労定着支援事業所の数 (A)	0か所	直近の年度末における就労定着支援事業所の数
【目標値】目標年度の就労定着率7割以上の事業所の数 (B) 目標値 = B / A	0か所 -%	令和8年度において、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所の数

(4) 相談支援体制の充実・強化等

■国の基本指針■

令和8年度末までに各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。

項目	目標値	考え方
目標年度末時点での基幹相談支援センターの設置	1か所	各市町村において設置する
項目	有無	考え方
目標年度末時点での地域の相談支援体制の強化を図る体制の有無	有	地域の相談事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言、地域の相談支援事業所の人材育成の支援など
目標年度末時点での個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善等を行うために必要な協議会の体制の有無	有	協議会における相談支援事業所の参画による参画による事例検討の実施など

(5) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

■国の基本指針■

令和8年度末までに都道府県及び市町村において、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築することを基本とする。

項目	有無	考え方
目標年度末時点での障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制の有無	有	障害福祉サービス等に係る各種研修の活用、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有など

3 第6期計画及び第7期障害福祉サービスの利用状況と見込量

● サービスの体系

■ 障害福祉サービス

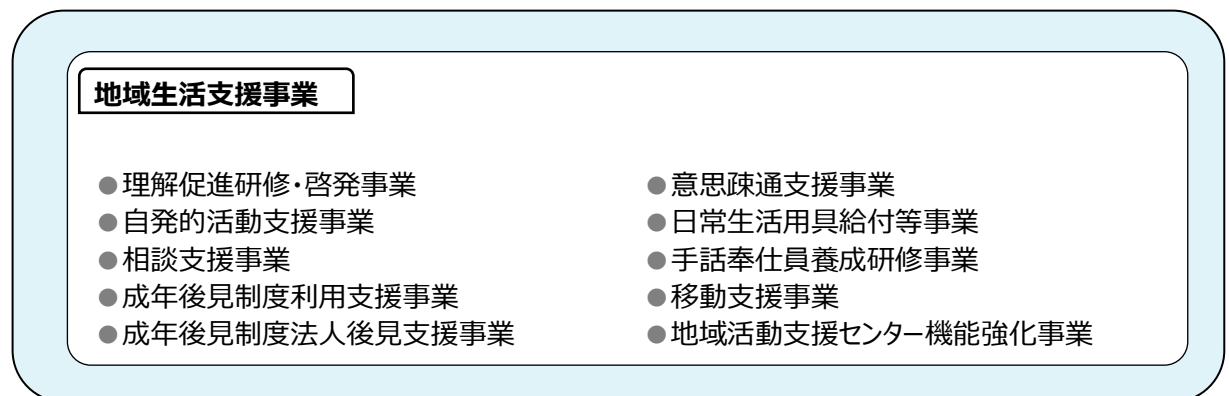
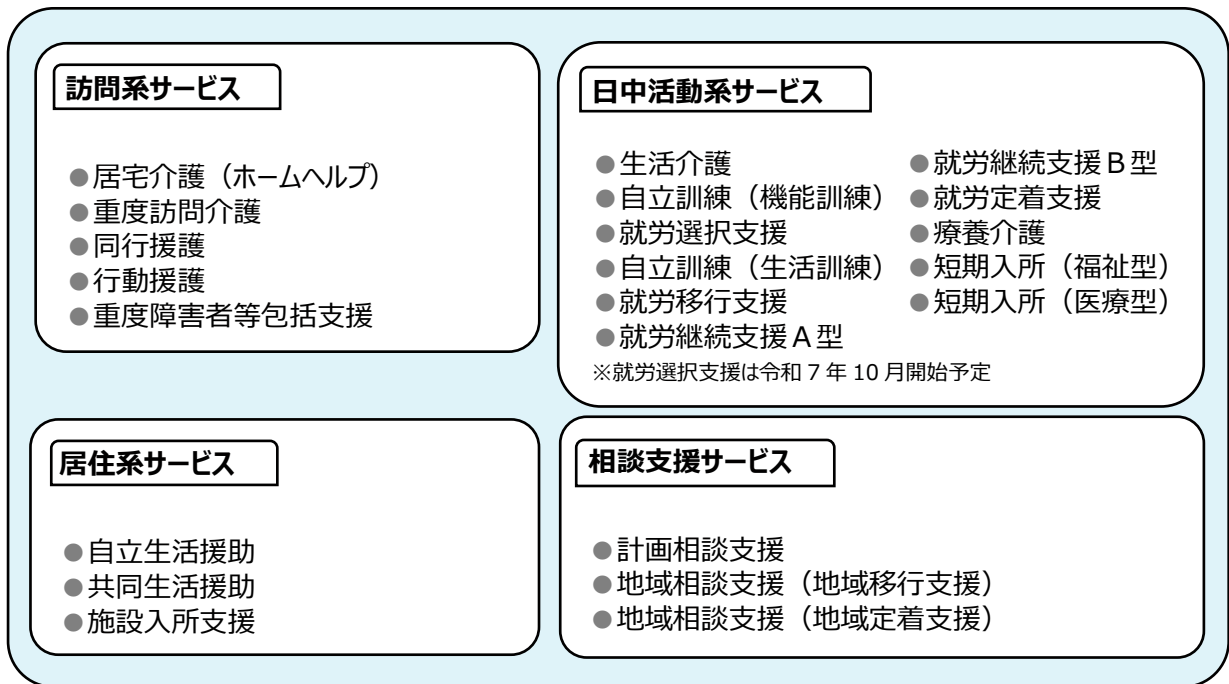
障がい者それぞれの障がい程度や、勘案すべき社会活動や介護者、住まい等の状況を踏まえて、個別に支給決定を行います。

障害福祉サービスには「訪問系サービス」「日中活動系サービス」「居住系サービス」「相談支援サービス」があります。

■ 地域生活支援事業

市町村の工夫により、利用者の方々の状況に応じて提供します。

[障害者総合支援法サービス体系]



※地域生活支援事業については、町で実施している事業です。

(1) 訪問系サービス

訪問系サービスには、「居宅介護」「重度訪問介護」「同行援護」「行動援護」「重度障害者等包括支援」があります。

《確保策》

訪問系サービスについては、だれもが望んだときにサービスを利用できるよう情報提供を行い、介護保険サービス事業者も含めた新たな事業者の参入を働きかけ、サービス提供体制の充実を図ります。

① 居宅介護

【サービス内容】

○居宅において入浴、排泄又は食事の介護などを提供します。

〈実績〉

(時間：1か月あたり延べ量、人：1か月あたり実量)

区分	単位		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
居宅介護	時間	計画	210	140	160	180
		実績	144	151	142	70
		計画比	68.6%	107.9%	88.8%	38.9%
	人	計画	14	7	8	9
		実績	6	6	6	4
		計画比	42.9%	85.7%	75.0%	44.4%

〈計画〉

(時間：1か月あたり延べ量、人：1か月あたり実量)

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	時間	100	120	140
	人	5	6	7

■考え方■

令和5年度(見込み)は、令和5年8月時点。令和5年8月時点の利用者数は4人、平均利用時間は17.5時間、アンケートによる18~64才の利用希望は0人(現在利用者含む)ですが、今後の増加を見込み、1年につき1人ずつ3年間で3人増加を見込み、一人あたりの利用時間を20時間として算定しています。

② 重度訪問介護

【サービス内容】

○居宅における入浴、排泄、食事の介護及び外出時における移動中の介護などを総合的に提供します。

〈実績〉

(時間：1か月あたり延べ量、人：1か月あたり実量)

区分	単位		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
重度訪問介護	時間	計画	0	0	0	20
		実績	0	0	0	0
		計画比	-	-	-	0.0%
	人	計画	0	0	0	1
		実績	0	0	0	0
		計画比	-	-	-	0.0%

〈計画〉

(時間：1か月あたり延べ量、人：1か月あたり実量)

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
重度訪問介護	時間	40	40	40
	人	2	2	2

■考え方■

令和5年度（見込み）は、令和5年8月時点。令和5年8月時点の利用者数は0人、平均利用時間は0時間、アンケートによる18～64才の利用希望は0人（現在利用者含む）ですが、今後の増加を見込み令和6年度計画より1人の増加を見込み、一人あたりの利用時間を20時間として算定しています。

③ 同行援護

<p>【サービス内容】</p> <p>○視覚障がいにより移動が困難な人に対し、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供、外出する際の必要な援助を提供します。</p>

〈実績〉

(時間：1か月あたり延べ量、人：1か月あたり実量)

区分	単位		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
同行援護	時間	計画	23	18	36	36
		実績	13	11	12	17
		計画比	56.5%	61.1%	33.3%	47.2%
	人	計画	1	1	2	2
		実績	1	1	1	1
		計画比	100.0%	100.0%	50.0%	50.0%

〈計画〉

(時間：1か月あたり延べ量、人：1か月あたり実量)

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
同行援護	時間	17	17	17
	人	1	1	1

■考え方■

令和5年度（見込み）は、令和5年8月時点。令和5年8月時点の利用者数は1人、平均利用時間は17時間、アンケートによる18～64才の利用希望は0人（現在利用者含む）、近年利用者の変動がないことを考慮し、令和5年実績と同数で見込んでいます。

④ 行動援護

【サービス内容】

○行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護などを提供します。

〈実績〉

(時間：1か月あたり延べ量、人：1か月あたり実量)

区分	単位		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
行動援護	時間	計画	0	0	0	20
		実績	0	0	0	0
		計画比	-	-	-	0.0%
	人	計画	0	0	0	1
		実績	0	0	0	0
		計画比	-	-	-	0.0%

〈計画〉

(時間：1か月あたり延べ量、人：1か月あたり実量)

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
行動援護	時間	20	20	20
	人	1	1	1

■考え方■

令和5年度(見込み)は、令和5年8月時点。令和5年8月時点の利用者数は0人、平均利用時間は0時間、アンケートによる18～64才の利用希望は1人(現在利用者含む)であることを考慮して、今後の増加を見込み、令和5年度計画と同数で見込んでいます。

⑤ 重度障害者等包括支援

<p>【サービス内容】 ○居宅介護等の障害福祉サービスを包括的に提供します。</p>
--

〈実績〉

(時間：1か月あたり延べ量、人：1か月あたり実量)

区分	単位		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
重度障害者等 包括支援	時間	計画	0	0	0	20
		実績	0	0	0	0
		計画比	-	-	-	0.0%
	人	計画	0	0	0	1
		実績	0	0	0	0
		計画比	-	-	-	0.0%

〈計画〉

(時間：1か月あたり延べ量、人：1か月あたり実量)

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
重度障害者等包括支援	時間	20	20	20
	人	1	1	1

■考え方■

令和5年度(見込み)は、令和5年8月時点。令和5年8月時点の利用者数は0人、平均利用時間は0時間、アンケートによる18~64才の利用希望は1人(現在利用者含む)であることを考慮して、今後の増加を見込み、令和5年度計画と同数で見込んでいます。

(2) 日中活動系サービス

日中活動系サービスには、「生活介護」「自立訓練：機能訓練」「就労選択支援」「自立訓練：生活訓練（日中型・宿泊型）」「就労移行支援」「就労継続支援A型・B型」「就労定着支援」「療養介護」「短期入所（福祉型・医療型）」があります。

《確保策》

日中活動系サービスについては、介護保険サービス事業者を含む新たな事業者の参入を働きかけます。特に、就労移行支援や就労継続支援B型など一般就労につながるサービスの提供を確保するとともに、既存事業者のサービスの質の向上及び新規事業者の参入について働きかけます。

① 生活介護

【サービス内容】

○昼間、食事や入浴、排泄の介護及び日常生活上の支援、生産活動の機会等を提供します。

〈実績〉

(1か月あたり実量)

区分	単位		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
生活介護	人日	計画	480	420	440	460
		実績	407	418	442	461
		計画比	84.8%	99.5%	100.5%	100.2%
	人	計画	24	21	22	23
		実績	19	20	21	21
		計画比	79.2%	95.2%	95.5%	91.3%

〈計画〉

(1か月あたり実量)

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人日	484	506	528
	人	22	23	24

■考え方■

令和5年度（見込み）は、令和5年8月時点。令和5年8月時点の利用者数は24人、平均利用日数は22日、アンケートによる18～64才の利用希望は11人（現在利用者含む）。今後の増加を見込み、1年につき1人ずつ3年間で3人増加を見込み、一人あたりの利用日数を22日として算定しています。

② 自立訓練（機能訓練）

<p>【サービス内容】 ○理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーション、日常生活上の相談支援等を実施します。 ○通所による訓練を原則としつつ、個別支援計画の進捗状況に応じ、訪問による訓練を組み合わせて提供します。</p>
--

〈実績〉

（1か月あたり実量）

区分	単位		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
自立訓練 (機能訓練)	人日	計画	19	0	0	0
		実績	0	0	0	0
		計画比	0.0%	-	-	-
	人	計画	1	0	0	0
		実績	0	0	0	0
		計画比	0.0%	-	-	-

〈計画〉

（1か月あたり実量）

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立訓練 (機能訓練)	人日	0	0	0
	人	0	0	0

■考え方■

令和5年度（見込み）は、令和5年8月時点。令和5年8月時点の利用者数は0人、平均利用時間は0時間、アンケートによる18～64才の利用希望は6人（現在利用者・生活訓練利用者含む）ですが、アンケートでの利用希望が生活訓練のものと想定し、令和8年度まで利用なしと見込んでいます。

③ 就労選択支援【新設】

【サービス内容】

○就労を希望する人に、職種、労働条件、能力、適性、就労後の合理的配慮について就労アセスメントを行い、結果を参考に就労支援をめざします。

〈計画〉

(1か月あたり実量)

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労選択支援	人	0	1	1

■考え方■

令和7年10月1日から開始予定、就労継続支援B型の新規利用者と同数を見込んでいます。

④ 自立訓練（生活訓練：日中型）

<p>【サービス内容】</p> <p>○食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援や日常生活上の相談支援等を実施します。</p> <p>○通所による訓練を原則としつつ、個別支援計画の進捗状況に応じ、訪問による訓練を組み合わせて提供します。</p>

〈実績〉

（1か月あたり実量）

区分	単位		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
自立訓練 (生活訓練 :日中型)	人日	計画	240	153	153	170
		実績	122	160	170	152
		計画比	50.8%	104.6%	111.1%	89.4%
	人	計画	12	9	9	10
		実績	7	8	8	7
		計画比	58.3%	88.9%	88.9%	70.0%

〈計画〉

（1か月あたり実量）

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立訓練 (生活訓練：日中型)	人日	176	198	220
	人	8	9	10

■考え方■

令和5年度（見込み）は、令和5年8月時点。令和5年8月時点の利用者数は7人、平均利用日数は21.7日、アンケートによる18～64才の利用希望は6人（生活訓練・現在利用者含む）。今後の増加を見込み、1年につき1人ずつ3年間で3人増加を見込み、一人あたりの利用日数を22日として算定しています。

⑤ 自立訓練（生活訓練：宿泊型）

【サービス内容】

- 居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上するための支援、生活等に関する相談支援等を実施します。
- 昼夜を通じた訓練を実施するとともに、地域移行に向けた関係機関との連絡調整を行います。

〈実績〉

(1か月あたり実量)

区分	単位		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
自立訓練 (生活訓練 : 宿泊型)	人日	計画	93	30	30	30
		実績	28	37	60	59
		計画比	30.1%	123.3%	200.0%	196.7%
	人	計画	3	1	1	1
		実績	1	1	2	2
		計画比	33.3%	100.0%	200.0%	200.0%

〈計画〉

(1か月あたり実量)

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立訓練 (生活訓練：宿泊型)	人日	60	60	60
	人	2	2	2

■考え方■

令和5年度（見込み）は、令和5年8月時点。令和5年8月時点の利用者数は2人、平均利用日数は29.5日、アンケートによる18～64才の利用希望は6人（生活訓練・現在利用者含む）。近年の利用者数の推移を考慮し、令和8年度まで増減なしと見込み、一人あたりの利用日数を30日として算定しています。

⑥ 就労移行支援

<p>【サービス内容】</p> <p>○一般就労等への移行に向けて、事業所内や企業における作業や実習、適性にあった職場探し、就労後の職場定着のための支援等を実施します。</p> <p>○通所によるサービスを原則としつつ、個別支援計画の進捗状況に応じ、職場訪問等によるサービスを組み合わせて提供します。</p>
--

〈実績〉

(1か月あたり実量)

区分	単位		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
就労移行支援	人日	計画	120	80	80	80
		実績	93	57	31	19
		計画比	77.5%	71.3%	38.8%	23.8%
	人	計画	6	4	4	4
		実績	5	4	2	2
		計画比	83.3%	100.0%	50.0%	50.0%

〈計画〉

(1か月あたり実量)

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労移行支援	人日	30	40	50
	人	3	4	5

■考え方■

令和5年度(見込み)は、令和5年8月時点。令和5年8月時点の利用者数は2人、平均利用日数は9.5日、アンケートによる18~64才の利用希望は7人(現在利用者含む)。今後の増加を見込み、1年につき1人ずつ3年間で3人増加を見込み、一人あたりの利用日数を10日として算定しています。

⑦ 就労継続支援A型

【サービス内容】

○通所により、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった方について、一般就労への移行に向けて支援します。

〈実績〉

(1か月あたり実量)

区分	単位		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
就労継続支援 (A型)	人日	計画	120	100	100	120
		実績	106	91	80	84
		計画比	88.3%	91.0%	80.0%	70.0%
	人	計画	6	5	5	6
		実績	5	5	4	4
		計画比	83.3%	100.0%	80.0%	66.7%

〈計画〉

(1か月あたり実量)

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労継続支援 (A型)	人日	105	105	105
	人	5	5	5

■考え方■

令和5年度(見込み)は、令和5年8月時点。令和5年8月時点の利用者数は4人、平均利用日数は21日、アンケートによる18～64才の利用希望は6人(現在利用者含む)。近年の利用者数の推移を考慮し、令和6年度に1人利用増を見込み、一人あたりの利用日数を21日として算定しています。

⑧ 就労継続支援B型

<p>【サービス内容】 ○通所により、就労や生産活動の機会を提供（雇用契約は結ばない）するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった方について、一般就労等への移行に向けて支援します。</p>

〈実績〉

（1か月あたり実量）

区分	単位		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
就労継続支援 (B型)	人日	計画	1,100	912	912	931
		実績	851	789	743	771
		計画比	77.4%	86.5%	81.5%	82.8%
	人	計画	55	48	48	49
		実績	46	45	44	44
		計画比	83.6%	93.8%	91.7%	89.8%

〈計画〉

（1か月あたり実量）

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労継続支援 (B型)	人日	810	828	846
	人	45	46	47

■考え方■

令和5年度（見込み）は、令和5年8月時点。令和5年8月時点の利用者数は44人、平均利用日数は17.5日、アンケートによる18～64才の利用希望は34人（現在利用者含む）。今後の増加を見込み、1年につき1人ずつ3年間で3人増加を見込み、一人あたりの利用日数を18日として算定しています。

⑨ 就労定着支援

【サービス内容】

○就労移行支援などを利用して一般就労へ移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応できるように支援する費用の給付を行います。

〈実績〉

(1か月あたり実量)

区分	単位		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
就労定着支援	人	計画	3	4	4	4
		実績	3	5	4	4
		計画比	100.0%	125.0%	100.0%	100.0%

〈計画〉

(1か月あたり実量)

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労定着支援	人	5	6	7

■考え方■

令和5年度(見込み)は、令和5年8月時点。令和5年8月時点の利用者数は4人、アンケートによる18～64才の利用希望は9人(現在利用者含む)。今後の増加を見込み、1年につき1人ずつ3年間で3人増加を見込んで算定しています。

⑩ 療養介護

<p>【サービス内容】 ○病院等への長期入院による医学的管理のもと、食事や入浴、排泄等の介護や日常生活上の相談支援等を提供します。</p>
--

〈実績〉

(1か月あたり実量)

区分	単位		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
療養介護	人	計画	5	5	5	5
		実績	5	5	5	5
		計画比	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

〈計画〉

(1か月あたり実量)

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
療養介護	人	5	5	5

■考え方■

令和5年度（見込み）は、令和5年8月時点。令和5年8月時点の利用者数は5人、アンケートによる18～64才の利用希望は1人（現在利用者含む）。近年利用者の変動がないことを考慮し利用人数を見込んでいます。

⑪ 短期入所（福祉型）

【サービス内容】

○入浴、排泄又は食事等の介護を提供します。

〈実績〉

(1か月あたり実量)

区分	単位		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
短期入所 (福祉型)	人日	計画	32	25	30	30
		実績	10	9	8	9
		計画比	31.3%	36.0%	26.7%	30.0%
	人	計画	8	5	6	6
		実績	2	2	2	4
		計画比	25.0%	40.0%	33.3%	83.3%

〈計画〉

(1か月あたり実量)

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
短期入所（福祉型）	人日	15	18	21
	人	5	6	7

■考え方■

令和5年度（見込み）は、令和5年8月時点。令和5年8月時点の利用者数は4人、平均利用日数は2.3日、アンケートによる18～64才の利用希望は11人（現在利用者含む）。今後の増加を見込み、1年につき1人ずつ3年間で3人増加を見込み、一人あたりの利用日数を3日として算定しています。

⑫ 短期入所（医療型）

<p>【サービス内容】</p> <p>○短期的に施設へ入所し、医学管理の下で日常生活の介護や機能訓練などを受けられます。</p>
--

〈実績〉

（1か月あたり実量）

区分	単位		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
短期入所 (医療型)	人日	計画	-	0	0	0
		実績	0	0	0	0
		計画比	-	-	-	-
	人	計画	-	0	0	0
		実績	0	0	0	0
		計画比	-	-	-	-

〈計画〉

（1か月あたり実量）

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
短期入所（医療型）	人日	0	0	0
	人	0	0	0

■考え方■

令和5年度（見込み）は、令和5年8月時点。令和5年8月時点の利用者数は0人アンケートによる18～64才の利用希望は11人（現在利用者含む）。アンケートでの利用希望が短期入所（福祉型）であるとし、利用無しと見込んでいます。

(3) 居住系サービス

居住系サービスには、「自立生活援助」「共同生活援助（グループホーム）」「施設入所支援」があります。

《確保策》

居住系サービスについては、障がい者の地域生活移行支援の観点と障がい者の高齢化、今後家族がいなくなるという課題から、特に共同生活援助に関して事業者の参入を働きかけます。

また、事業者が参入したいという意思があったときに、市民の理解を得てすぐ事業開始に動けるよう、地域住民の障がいの特性や障がい福祉についての認識を高めていきます。

① 自立生活援助

【サービス内容】

○障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障がいや精神障がいのある人などについて、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がいのある人の理解力、生活力等を補う観点から、適時に適切な支援を行います。

〈実績〉

(1か月あたり実量)

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
自立生活援助	計画	1	0	0	0
	実績	0	0	0	0
	計画比	0.0%	-	-	-

〈計画〉

(1か月あたり実量)

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	人	0	0	0

■考え方■

3年間で地域移行が見込まれるものがないため、0人と見込んでいます。

② 共同生活援助（グループホーム）

【サービス内容】

○家事、食事等の日常生活上の支援、食事・入浴・排泄等の介護、日常生活における相談を支援します。

〈実績〉

（1か月あたり実量）

区分	単位		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
共同生活援助 (グループホーム)	人	計画	6	8	9	10
		実績	4	5	4	3
		計画比	66.7%	62.5%	44.4%	30.0%

〈計画〉

（1か月あたり実量）

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
共同生活援助 (グループホーム)	人	4	5	6

■考え方■

令和5年度（見込み）は、令和5年8月時点。令和5年8月時点の利用者数は3人、アンケートによる18～64才の利用希望は7人（現在利用者含む）。今後の増加を見込み、1年につき1人ずつ3年間で3人増加を見込んでいます。

③ 施設入所支援

【サービス内容】

○夜間における入浴、排泄又は食事の介護等を提供することを目的として、障害者支援施設において、必要な介護、支援等を実施します。

〈実績〉

(1か月あたり実量)

区分	単位		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
施設入所支援	人	計画	8	11	11	12
		実績	10	10	11	12
		計画比	125.0%	90.9%	100.0%	100.0%

〈計画〉

(1か月あたり実量)

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
施設入所支援	人	13	14	14

■考え方■

令和5年度(見込み)は、令和5年8月時点。令和5年8月時点の利用者数は12人、アンケートによる18～64才の利用希望は14人(現在利用者含む)。入所施設の待機者及び今後の増加を見込み、令和6年と令和7年で1人ずつの増加を見込んでいます。

(4) 相談支援サービス

相談支援サービスには、「計画相談支援」「地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）」があります。

《確保策》

相談支援については、障害福祉サービス利用者の状況を踏まえながら、適切なサービス利用ができるよう、事業者の確保に努めます。

【サービス内容】
○計画相談支援 障害福祉サービスの利用希望者が、適切にサービスが利用できるように「サービス等利用計画」を作成し、サービス利用状況の確認、調整をします。
【サービス内容】
○地域相談支援（地域移行支援） 施設や病院での長期入所・入院から地域への生活に移行する人に住居の確保や新生活の準備等について相談などの支援を行います。
【サービス内容】
○地域相談支援（地域定着支援） 常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等の相談をします。

《実績》

（1か月あたり実量）

区分	単位		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
計画相談支援	人	計画	22	25	27	29
		実績	28	26	26	29
		計画比	127.3%	104.0%	96.3%	100.0%
地域相談支援 (地域移行支援)	人	計画	0	0	0	0
		実績	0	0	0	0
		計画比	-	-	-	-
地域相談支援 (地域定着支援)	人	計画	0	0	0	0
		実績	0	0	0	0
		計画比	-	-	-	-

〈計画〉

(1か月あたり実量)

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人	32	35	38
地域相談支援 (地域移行支援)	人	0	0	0
地域相談支援 (地域定着支援)	人	0	0	0

■考え方■

○計画相談支援

令和5年度（見込み）は、令和5年8月時点。令和5年8月時点の利用者数は29人、アンケートによる18～64才の利用希望は55人（現在利用者含む）。各サービスの見込み量の変化を考慮し、利用数を見込んでいます。

○地域相談支援（地域移行支援）

長期入院者及び、施設入所者について、今後地域に移行する者が見込まれないため、0人としています。

○地域相談支援（地域定着支援）

長期入院者及び、施設入所者について、今後地域に移行する者が見込まれないため、0人としています。

(5) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

① 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数

〈実績〉

(1年あたり実量)

区分	単位		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
協議の場の 開催回数	回数 (回)	計画	2	2	2
		実績	0	0	4
		計画比	0.0%	0.0%	200.0%

〈計画〉

(1年あたり実量)

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
協議の場の 開催回数	回数 (回)	2	2	2

■考え方■

既存の自立支援協議会を活用し、必要に応じ医療関係者の出席を求めることを想定しています。

② 保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数

〈実績〉

(1年あたり実量)

区分	単位		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
関係者の 参加者数	人数 (人)	計画	11	11	11
		実績	0	0	10
		計画比	0.0%	0.0%	90.9%

〈計画〉

(1年あたり実量)

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
関係者の 参加者数	人数 (人)	10	10	10

■考え方■

自立支援協議会の委員数として見込みました。

③ 保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数

〈実績〉

(1年あたり実量)

区分	単位		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
目標設定 及び評価の 実施回数	回数 (回)	計画	1	1	1
		実績	0	0	1
		計画比	0.0%	0.0%	100.0%

〈計画〉

(1年あたり実量)

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
目標設定及び 評価の実施回数	回数 (回)	1	1	1

■考え方■

年2回の自立支援協議会の内1回で目標設定、評価を行うものと見込みました。

④ 精神障がい者の地域移行支援

〈実績〉

(1年あたり実量)

区分	単位		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
地域移行支援	人数 (人)	計画	0	0	0
		実績	0	0	0
		計画比	-	-	-

〈計画〉

(1年あたり実量)

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域移行支援	人数 (人)	0	0	0

■考え方■

現在入所・長期入院中の精神障がい者の内、3年間で地域移行が見込まれる者がいないため、0人と見込みました。

⑤ 精神障がい者の地域定着支援

〈実績〉

(1年あたり実量)

区分	単位		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
地域定着支援	人数 (人)	計画	0	0	0
		実績	0	0	0
		計画比	-	-	-

〈計画〉

(1年あたり実量)

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域定着支援	人数 (人)	0	0	0

■考え方■

現在入所・長期入院中の精神障がい者の内、3年間で地域移行が見込まれる者がいないため、0人と見込みました。

⑥ 精神障がい者の共同生活援助

〈実績〉

(1年あたり実量)

区分	単位		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
共同生活援助	人数 (人)	計画	2	3	4
		実績	1	1	1
		計画比	50.0%	33.3%	25.0%

〈計画〉

(1年あたり実量)

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
共同生活援助	人数 (人)	2	3	4

■考え方■

現在利用者1人、今後本人の生活環境を整えるために利用を進めることがあるため、令和6年度から1人ずつの増加を見込んでいます。

⑦ 精神障がい者の自立生活援助

〈実績〉

(1年あたり実量)

区分	単位		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
自立生活援助	人数 (人)	計画	0	0	0
		実績	0	0	0
		計画比	-	-	-

〈計画〉

(1年あたり実量)

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	人数 (人)	0	0	0

■考え方■

現在入所・長期入院中の精神障がい者の内、3年間で地域移行が見込まれる者がいないため、0人と見込みました。

⑧ 精神障がい者の自立訓練（生活訓練）【新設】

〈計画〉

(1年あたり実量)

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立訓練（生活訓練）	人数 (人)	8	9	10

■考え方■

④自立訓練（生活訓練：日中）の対象者が精神障がい者となっているため、同数を見込んでいます。

4 発達障がい者（児）等に対する支援

(1)ペアレントトレーニング等への支援

ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の受講者への支援に努めます。

〈実績〉

(1年あたり実量)

区分	単位		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
ペアレントトレーニングや ペアレントプログラム等の支 援プログラム等の受講者数 (保護者)及び実施者数 (支援者)	人	計 画	0	0	0
		実 績	0	0	0
		計画比	-	-	-

〈計画〉

(1年あたり実量)

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントトレーニングや ペアレントプログラム等の支 援プログラム等の受講者数(保護者) 及び実施者数(支援者)	人	0	0	0

■考え方■

保健師や相談員が個々の家庭に対し支援を行っていること、またペアレントトレーニング等を行うための専門職の確保が難しく開催を予定していないことから0人としました。

(2) ピアサポート活動への支援

発達障がいのある人の特性を踏まえ、支援するとともに、その保護者に対しても支援となるよう取り組みます。

〈実績〉

(1年あたり実量)

区分	単位		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
ピアサポートの活動への 参加人数	人	計画	0	0	0
		実績	0	0	0
		計画比	-	-	-

〈計画〉

(1年あたり実量)

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ピアサポートの活動への参加人数	人	0	0	0

■考え方■

ペアレントトレーニング等を行うための専門職の確保が難しく開催を予定していないことから0人としました。

(3) 相談支援体制の充実・強化のための取組

① 地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言

〈実績〉

(1年あたり実量)

区分	単位		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
専門的な指導・ 助言件数	件	計画	0	0	1
		実績	0	0	1
		計画比	-	-	100.0%

〈計画〉

(1年あたり実量)

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
専門的な指導・助言件数	件	1	1	1

② 地域の相談支援事業者の人材育成の支援

〈実績〉 (1年あたり実量)

区分	単位		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
支援件数	件	計画	0	0	1
		実績	0	0	1
		計画比	-	-	100.0%

〈計画〉 (1年あたり実量)

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
支援件数	件	1	1	1

③ 地域の相談機関との連携強化の取組の実施

〈実績〉 (1年あたり実量)

区分	単位		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
取組の実施回数	回	計画	0	0	1
		実績	0	0	1
		計画比	-	-	100.0%

〈計画〉 (1年あたり実量)

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
取組の実施回数	回	1	1	1

④ 個別事例の支援内容の検証の実施

〈計画〉 (1年あたり実量)

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
検証の実施回数	回	1	1	1

⑤ 基幹相談センターにおける主任相談支援専門員の配置数

〈計画〉 (1年あたり実量)

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
主任相談支援専門員の配置数	人	0	0	1

⑥ 協議会における相談支援事業所の参画による事例検討の実施回数（頻度）及び参加事業者・機関数

〈計画〉

（1年あたり実量）

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
事例検討の実施回数（頻度）及び参加事業者・機関数	回	2	2	2
	団体	2	2	2

⑦ 協議会の専門部会の設置数及び実施回数（頻度）

〈計画〉

（1年あたり実量）

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
協議会の専門部会の設置数及び実施回数（頻度）	部会	0	0	0
	回	0	0	0

(4) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組

① 県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数

〈実績〉

（1年あたり実量）

区分	単位		令和3年度	令和4年度	令和5年度 （見込み）
市町村職員の参加人数	人	計画	1	1	1
		実績	1	1	1
		計画比	100.0%	100.0%	100.0%

〈計画〉

（1年あたり実量）

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
市町村職員の参加人数	人	1	1	1

② 障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の共有

〈実績〉

(1年あたり実量)

区分		有無	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
回数(回)	計画	有	0	0	1
	実績	有	0	0	1
	計画比	-	-	-	100.0%

〈計画〉

(1年あたり実量)

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
回数(回)	1	1	1

5 地域生活支援事業の実績と見込量

(1) 理解促進研修・啓発事業

《確保策》

自立支援協議会や町内事業所等と連携して行います。

【事業内容】

○地域社会の町民に対して障がい者等に対する理解を深めるための研修・啓発事業です。

- ア. 教室等開催 イ. 事業所訪問 ウ. イベント開催 エ. 広報活動
オ. その他形式

〈実績〉

区分	単位	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
理解促進研修・ 啓発事業	実施の 有無	計 画	有	有	有	有
		実 績	有	無	有	有

〈計画〉

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	実施の 有無	有	有	有

■考え方■

手話講座の開催を見込み有としました。

(2) 自発的活動支援事業

《確保策》

障がい者団体や自立支援協議会、町内事業所等と連携して行います。

【事業内容】

○障がい者等やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援事業です。

- | | | |
|-----------|---------------|-------------|
| ア. ピアサポート | イ. 災害対策 | ウ. 孤立防止活動支援 |
| エ. 社会活動支援 | オ. ボランティア活動支援 | カ. その他形式支援 |

《実績》

区分	単位		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
自発的活動 支援事業	実施の 有無	計 画	有	有	有	有
		実 績	有	有	有	有

《計画》

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自発的活動支援事業	実施の 有無	有	有	有

■考え方■

社会復帰支援講座の開催を見込み有としました。

(3) 相談支援事業

相談支援事業には、「障害者相談支援事業」「基幹相談支援センター等機能強化事業」「住宅入居等支援事業」があります。

《確保策》

相談支援事業については、相談支援事業所との連携を強化するとともに、幅広いニーズに対応できる体制を整備します。

基幹相談支援センターについては、今後相談件数が増加することや相談内容が多様化することを踏まえ、今後の事業所及び相談支援専門員の確保・育成の必要性が高まることが想定されるため、設置の検討を行って行きます。

① 相談支援事業

【事業内容】	
○福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）、社会資源を活用するための支援、社会生活力を高めるための支援、※ピアカウンセリング、権利の擁護のために必要な援助、専門機関の紹介、地域自立支援協議会の運営等を行います。	

〈実績〉

(1年あたり実量)

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
障害者 相談支援事業	か所	計 画	1	1	1
		実 績	1	1	1
		計画比	100.0%	100.0%	100.0%
基幹相談 支援セン ター	設置の 有無	計 画	無	無	無
		実 績	無	無	無

〈計画〉

(1年あたり実量)

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者相談支援事業	実施見 込か所	1	1	1
基幹相談支援 センター	設置の 有無	無	無	有

■考え方■

○障害者相談支援事業の実施見込か所

現在1か所であり、増減なしと見込みました。

○基幹相談支援センター設置の有無

関係機関のネットワークの形成及び相談支援体制の拠点として設置の検討を行います。

※ピアカウンセリング

障がい者が、当事者同士集まり、お互いの苦しさ、辛さを話しあうことにより、辛さを分かちあい、助言しあっていくことです。

② 基幹相談支援センター等機能強化事業

【事業内容】

- 専門的な相談支援等を要する困難ケース等への対応をします。
- 地域自立支援協議会を構成する相談支援事業者等に対する専門的な指導、援助等をします。

〈実績〉

区分	単位		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	計画	無	無	無	無
		実績	無	無	無	無

〈計画〉

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	無	無	有

■考え方■

総合的な相談業務を実施し、地域の実情に応じて相談支援体制の強化の取組について検討していきます。

③ 住宅入居等支援事業

【事業内容】

- 不動産業者に対する物件斡旋依頼及び家主との入居契約手続き等の支援、また、地域において公的保証人制度がある場合には、必要に応じてその利用支援をします。《入居支援》
- 夜間を含め、緊急に対応が必要となる場合における相談支援、関係機関との連絡・調整等必要な支援をします。《24時間支援》
- 居住支援のための関係機関によるサポート体制の調整をします。

〈実績〉

区分	単位		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
住宅入居等 支援事業	実施の 有無	計 画	無	無	無	無
		実 績	無	無	無	無

〈計画〉

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無

■考え方■

実施予定が無いため、無しと見込みました。

(4) 成年後見制度利用支援事業

《確保策》

社会福祉士や相談員等と連携し、利用者の把握に努め、必要なサービスを提供できるよう予算の確保に努めます。

【事業内容】

○成年後見制度の申し立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成します。

〈実績〉

(1年あたり実量)

区分	単位		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
成年後見制度 利用支援事業	実利用 見込 人数	計 画	5	2	2	2
		実 績	0	0	0	1
		計画比	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%

〈計画〉

(1年あたり実量)

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度 利用支援事業	実利用 見込人数	2	2	2

■考え方■

本町において、成年後見制度を利用される方に高齢者が多く、障がい者の利用が少ないため、成年後見報酬助成について、2件の利用を見込みました。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業**【事業内容】**

- 法人後見実施のための研修
- 法人後見の活動を安定的に実施するための組織体制の構築
- 法人後見の適正な活動のための支援
- その他、法人後見を行う事業所の立ち上げ支援

〈実績〉

区分	単位		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	計画	有	無	無	無
		実績	無	無	無	無

〈計画〉

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	有	有	有

■考え方■

法人後見業務や制度の活用にむけての支援事業を見込みました。

(6) 意思疎通支援事業

意思疎通支援事業には、「手話通訳者・要約筆記者派遣事業」「手話通訳者設置事業」があります。

《確保策》

意思疎通支援事業については、手話通訳者や要約筆記者を把握するとともに、人材の育成、確保に努めます。また、意思疎通支援事業を周知し、サービスの利用を促進します。

【事業内容】

○手話奉仕員、要約奉仕員を派遣、手話奉仕員を設置する事業、点訳、音訳等による支援事業等をします。

〈実績〉

(1年あたり実量)

区分	単位		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
手話通訳者・ 要約筆記者派 遣事業	件	計 画	3	2	2	2
		実 績	0	0	2	0
		計画比	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%
手話通訳者 設置事業	人	計 画	0	0	0	0
		実 績	0	0	0	0
		計画比	-	-	-	-

〈計画〉

(1年あたり実量)

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者・ 要約筆記者派遣事業	実利用 見込件数	1	1	1
手話通訳者設置事業	実設置 見込人数	0	0	0

■考え方■

○手話通訳者・要約筆記者派遣事業

近年の利用傾向から見込みました。

○手話通訳者設置事業

対象者が限られていることから、必要な際は奉仕員の派遣により対応することとし、0人と見込みました。

(7) 日常生活用具給付等事業

《確保策》

日常生活用具給付等事業については、障がい者のニーズに対応した効果的な供給体制の整備に努めます。

【事業内容】

○日常生活上の便宜を図るため、重度障がい者に日常生活動作補助用具を給付します。

《実績》

(1年、1か月あたり実量)

区分	単位		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
介護訓練 支援用具	件	計画	4	2	2	2
		実績	0	2	0	1
		計画比	0.0%	100.0%	0.0%	50.0%
自立生活 支援用具	件	計画	6	2	2	2
		実績	0	2	2	2
		計画比	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%
在宅療養等 支援用具	件	計画	4	2	2	2
		実績	5	1	2	3
		計画比	125.0%	50.0%	100.0%	150.0%
情報・意思 疎通支援用具	件	計画	13	12	12	12
		実績	9	1	1	4
		計画比	69.2%	8.3%	8.3%	33.3%
排泄管理 支援用具	件 (月分)	計画	30	25	25	25
		実績	23.1	24.5	22.8	23.5
		計画比	77.0%	98.0%	91.2%	94.0%
居宅生活動作 補助用具 (住宅改修費)	件	計画	1	0	0	1
		実績	1	0	0	1
		計画比	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%

第5章 第7期障がい福祉計画

〈計画〉

(1年、1か月あたり実量)

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護訓練支援用具	件	2	2	2
自立生活支援用具	件	2	2	2
在宅療養等支援用具	件	2	2	2
情報・意思疎通支援用具	件	2	2	2
排泄管理支援用具	件 (月分)	23.5	23.5	23.5
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件	1	1	1

■考え方■

現在のサービス利用者数に、近年の利用状況や今後の利用見込み等を勘案して設定しました。

(8) 手話奉仕員養成研修事業**【事業内容】**

○聴覚障がい者等との交流活動の促進、町の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成研修を行います。

〈実績〉

(1年あたり実量)

区分	単位		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
手話奉仕員 養成研修 事業	実養成講習 終了者数 (登録者)	計 画	2	0	0	1
		実 績	0	0	0	0
		計画比	0.0%	-	-	0.0%

〈計画〉

(1年あたり実量)

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話奉仕員 養成研修事業	実養成講習 終了者数 (登録者)	0	0	0

■考え方■

実施予定がないため、無しと見込みました。

(9) 移動支援事業

《確保策》

移動支援事業については、事業者へ委託し、見込量を確保しますが、今後のニーズと多様化する障がい者の相談内容などを考慮し、委託可能事業者の調査、把握を行います。

【事業内容】

○社会生活上必要不可欠な外出、余暇活動等の社会参加のための外出時の移動を支援します。

〈実績〉

(時間：1年あたり延べ量、人：1年あたり実量)

区分	単位		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
移動支援事業	延べ時間	計画	607	105	140	140
		実績	105	110	120	112
		計画比	17.3%	104.8%	85.7%	80.0%
	利用人数	計画	12	3	4	4
		実績	3	4	4	4
		計画比	25.0%	133.3%	100.0%	100.0%

〈計画〉

(時間：1年あたり延べ量、人：1年あたり実量)

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業	延べ利用 見込時間	150	150	150
	実利用 見込人数	5	5	5

■考え方■

現在のサービス利用者数に、近年の利用状況や今後の利用見込み等を勘案して設定しました。

延べ時間については、1人当たり30時間として算定しました。

(10) 地域活動支援センター機能強化事業

《確保策》

地域活動支援センター機能強化事業については、事業者に委託し、見込量を確保しますが、今後のニーズと多様化する障がい者の相談内容などを考慮し、委託可能事業者の調査、把握を行います。

① 基礎的事業

【事業内容】

○通所により、創作的活動、生産活動の機会を提供します。

《実績》

(1年あたり実量)

区分	単位		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
基礎的事業 (聖籠町)	か所	計画	0	0	0	0
		実績	0	0	0	0
		計画比	-	-	-	-
	利用 人数	計画	0	0	0	0
		実績	0	0	0	0
		計画比	-	-	-	-
基礎的事業 (他市町村)	か所	計画	1	1	1	1
		実績	2	2	2	3
		計画比	200.0%	200.0%	200.0%	300.0%
	利用 人数	計画	3	1	1	1
		実績	2	3	3	6
		計画比	66.7%	300.0%	300.0%	600.0%

《計画》

(1年あたり実量)

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基礎的事業 (聖籠町)	実施見込 か所	0	0	0
	実利用 見込人数	0	0	0
基礎的事業 (他市町村)	実施見込 か所	3	3	3
	実利用 見込人数	6	6	6

■考え方■

町に事業所なし。利用者、事業所ともに増減なしと見込みました。

関連市町村：胎内市、新発田市、新潟市

② 機能強化事業

<p>【事業内容】</p> <p>○基礎事業の実施とともに、専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等の事業や地域において雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。</p>

〈実績〉

（1年あたり実量）

区分	単位		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
機能強化事業 (聖籠町)	か所	計画	0	0	0	0
		実績	0	0	0	0
		計画比	-	-	-	-
	利用 人数	計画	0	0	0	0
		実績	0	0	0	0
		計画比	-	-	-	-
機能強化事業 (他市町村)	か所	計画	1	1	1	1
		実績	2	2	2	3
		計画比	200.0%	200.0%	200.0%	300.0%
	利用 人数	計画	3	1	1	1
		実績	2	3	3	6
		計画比	66.7%	300.0%	300.0%	600.0%

〈計画〉

（1年あたり実量）

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
機能強化事業 (聖籠町)	実施見込 か所	0	0	0
	実利用 見込人数	0	0	0
機能強化事業 (他市町村)	実施見込 か所	3	3	3
	実利用 見込人数	6	6	6

■考え方■

町に事業所なし。利用者、事業所ともに増減なしと見込みました。

関連市町村：胎内市、新発田市、新潟市

(11) 任意事業

任意事業には、「訪問入浴サービス事業」「更生訓練給付事業」「施設入所者就職支度金給付事業」「生活サポート事業」「社会参加促進事業（自動車運転免許取得助成事業・自動車改造助成事業）」「日中一時支援事業」があります。

《確保策》

任意事業については、障がい者のニーズに対応した効果的な供給体制の整備に努めます。

① 訪問入浴サービス事業

【事業内容】

○居宅を訪問し、浴槽を提供して行われる入浴の介護です。

〈実績〉

(1年あたり実量)

区分	単位		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
訪問入浴 サービス事業	利用 人数	計 画	2	1	1	1
		実 績	0	0	0	0
		計画比	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

〈計画〉

(1年あたり実量)

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問入浴サービス事業	人	1	1	1

■考え方■

新規利用者1人を見込みました。

② 更生訓練給付事業

【事業内容】
 ○更生訓練のための経費、通所のための経費を支給します。

〈実績〉

(1年あたり実量)

区分	単位		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
更生訓練 給付事業	給付 件数	計 画	280	280	280	280
		実 績	253	246	192	162
		計画比	90.4%	87.9%	68.6%	57.9%

〈計画〉

(1年あたり実量)

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
更生訓練給付事業	件	200	200	200

■考え方■

現在のサービス利用者数に、近年の利用状況や今後の利用見込み等を勘案して設定しました。

③ 施設入所者就職支度金給付事業

【事業内容】

○就職支度金を支給します。

〈実績〉

(1年あたり実量)

区分	単位		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
施設入所者 就職支度金 給付事業	給付 件数	計画	1	1	1	1
		実績	0	0	0	0
		計画比	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

〈計画〉

(1年あたり実量)

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
施設入所者就職 支度金給付事業	件	1	1	1

■考え方■

新規利用者1人を見込みました。

④ 生活サポート事業

<p>【事業内容】</p> <p>○生活に関する支援・家事に対する必要な支援を実施します。</p>

〈実績〉

(1年あたり実量)

区分	単位		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
生活サポート事業	時間	計画	10	10	10	10
		実績	0	0	0	0
		計画比	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

〈計画〉

(1年あたり実量)

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活サポート事業	時間	10	10	10

■考え方■

新規利用として10時間を見込みました。

⑤ 社会参加促進事業（自動車運転免許取得助成事業・自動車改造助成事業）

【事業内容】

○自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

〈実績〉

(1年あたり実量)

区分	単位		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
社会参加促進事業						
自動車運転 免許取得 助成事業	件	計画	1	1	1	1
		実績	0	0	0	0
		計画比	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
自動車改造 助成事業	件	計画	1	1	1	1
		実績	0	2	0	0
		計画比	0.0%	200.0%	0.0%	0.0%

〈計画〉

(1年あたり実量)

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
社会参加促進事業				
自動車運転免許 取得助成事業	件	1	1	1
自動車改造助成事業	件	1	1	1

■考え方■

近年の実績に基づき、1件の申請を見込みました。

⑥ 日中一時支援事業

【事業内容】

○日中活動の場を提供し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者を日常介助している家族の一時的な負担削減を図ります。

〈実績〉

(1年あたり実量)

区分	単位		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
日中一時支援事業	人日	計画	120	120	120	120
		実績	63	32	24	40
		計画比	52.5%	26.7%	20.0%	33.3%

〈計画〉

(1年あたり実量)

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中一時支援事業	人日	40	40	40

■考え方■

現在のサービス利用者数に、近年の利用状況や今後の利用見込み等を勘案して設定しました。

6 第7期障害福祉サービス計画一覧（令和8年度に向けた目標量）

訪問系サービス		（時間：1か月あたり延べ量、人：1か月あたり実量）		
区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	時間	100	120	140
	人	5	6	7
重度訪問介護	時間	40	40	40
	人	2	2	2
同行援護	時間	17	17	17
	人	1	1	1
行動援護	時間	20	20	20
	人	1	1	1
重度障害者等包括支援	時間	20	20	20
	人	1	1	1
日中活動系サービス		（1か月あたり実量）		
区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人日	484	506	528
	人	22	23	24
自立訓練 （機能訓練）	人日	0	0	0
	人	0	0	0
就労選択支援	人	0	1	1
自立訓練 （生活訓練：日中型）	人日	176	198	220
	人	8	9	10
自立訓練 （生活訓練：宿泊型）	人日	60	60	60
	人	2	2	2
就労移行支援	人日	30	40	50
	人	3	4	5
就労継続支援（A型）	人日	105	105	105
	人	5	5	5
就労継続支援（B型）	人日	810	828	846
	人	45	46	47
就労定着支援	人	5	6	7
療養介護	人	5	5	5
短期入所（福祉型）	人日	15	18	21
	人	5	6	7
短期入所（医療型）	人日	0	0	0
	人	0	0	0

第5章 第7期障がい福祉計画

居住系サービス (1か月あたり実量)				
区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	人	0	0	0
共同生活援助 (グループホーム)	人	4	5	6
施設入所支援	人	13	14	14
相談支援サービス (1か月あたり実量)				
区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人	32	35	38
地域相談支援 (地域移行支援)	人	0	0	0
地域相談支援 (地域定着支援)	人	0	0	0
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 (1年あたり実量)				
区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	回数(回)	2	2	2
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	人数(人)	10	10	10
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	回数(回)	1	1	1
精神障がい者の地域移行支援	人数(人)	0	0	0
精神障がい者の地域定着支援	人数(人)	0	0	0
精神障がい者の共同生活援助	人数(人)	2	3	4
精神障がい者の自立生活援助	人数(人)	0	0	0
精神障がい者の自立訓練 (生活訓練)【新設】	人数(人)	8	9	10
ペアレントトレーニング等への支援 (1年あたり実量)				
区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数(保護者)及び実施者数(支援者)	人	0	0	0
ピアサポート活動への支援 (1年あたり実量)				
区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ピアサポートの活動への参加人数	人	0	0	0

相談支援体制の充実・強化のための取組 (1年あたり実量)				
区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言	件	1	1	1
地域の相談支援事業者の人材育成の支援	件	1	1	1
地域の相談機関との連携強化の取組の実施	回	1	1	1
個別事例の支援内容の検証の実施	回	1	1	1
基幹相談センターにおける主任相談支援専門員の配置数	人	0	0	1
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討の実施回数(頻度)及び参加事業者・機関数	回	2	2	2
	団体	2	2	2
協議会の専門部会の設置数及び実施回数(頻度)	部会	0	0	0
	回	0	0	0
障害福祉サービス等の質を向上させるための取組 (1年あたり実量)				
区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数	人	1	1	1
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の共有	回数(回)	1	1	1

第5章 第7期障がい福祉計画

地域生活支援事業		(1年あたり実量)			
区分		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業		実施の有無	有	有	有
自発的活動支援事業		実施の有無	有	有	有
相談支援事業	障害者相談支援事業	実施見込か所	1	1	1
	基幹相談支援センター	設置の有無	無	無	有
	基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	無	無	有
	住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無
成年後見制度利用支援事業		実利用見込人数	2	2	2
成年後見制度法人後見支援事業		実施の有無	有	有	有
意思疎通支援事業	手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実利用見込件数	1	1	1
	手話通訳者設置事業	実設置見込人数	0	0	0
日常生活用具給付等事業	介護訓練支援用具	件	2	2	2
	自立生活支援用具	件	2	2	2
	在宅療養等支援用具	件	2	2	2
	情報・意思疎通支援用具	件	2	2	2
	排泄管理支援用具	件(月分)	23.5	23.5	23.5
	居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	件	1	1	1
手話奉仕員養成研修事業		実養成講習終了者数(登録者)	0	0	0
(時間：1年あたり延べ量、人：1年あたり実量)					
移動支援事業		延べ利用見込時間	150	150	150
		実利用見込人数	5	5	5

地域生活支援事業		(1年あたり実量)				
区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度		
地域活動支援センター機能強化事業	基礎的事業 (聖籠町)	実施見込 か所	0	0	0	
		実利用 見込人数	0	0	0	
	基礎的事業 (他市町村)	実施見込 か所	3	3	3	
		実利用 見込人数	6	6	6	
	機能強化事業 (聖籠町)	実施見込 か所	0	0	0	
		実利用 見込人数	0	0	0	
	機能強化事業 (他市町村)	実施見込 か所	3	3	3	
		実利用 見込人数	6	6	6	
	任意事業		(1年あたり実量)			
	区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
訪問入浴サービス事業	人	1	1	1		
更生訓練給付事業	件	200	200	200		
施設入所者就職 支度金給付事業	件	1	1	1		
生活サポート事業	時間	10	10	10		
社会参加促進事業	自動車運転免許 取得助成事業	件	1	1	1	
	自動車改造 助成事業	件	1	1	1	
日中一時支援事業	人日	40	40	40		

第6章 第3期障がい児福祉計画

1 第2期計画の数値目標の達成状況

第2期障がい児福祉計画では、令和2年度を目標年度とした数値目標を定めていました。ここでは第2期計画の計画及び実績を記載しています。

(1) 障がい児支援の提供体制

児童発達支援センターについて町単独で設置予定はありませんでしたが、児童発達支援センターについては、保健師また保育所等訪問支援は保健師及び子ども家庭センターが担い、町内の子どもを対象とする保健師の活動により、さまざまな課題の早期発見、早期対応、切れ目のない継続した支援に努めており、課題によっては、保健・医療・福祉・教育とネットワークを組んだ相談支援を行っています。

保育所等訪問支援や重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービスについては、必要性が高まった場合は、近隣医療機関・事業者に協力いただいています。

項目	目標値	実績	考え方
児童発達支援センターの設置	0か所	0か所	各市町村に少なくとも1か所以上設置する。
保育所等訪問支援の提供体制	0か所	0か所	各市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援の確保	0か所	0か所	各市町村に少なくとも1か所以上確保する。
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービスの確保	0か所	0か所	各市町村に少なくとも1か所以上確保する。

(2) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置等

保健師で1人医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置し、必要に応じて関係者による個別ケースの情報共有を行っています。

項目	協議の場等の有無	
	目標値	実績
令和5年度末時点での協議の場	有	有
令和5年度末時点での医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	有	有
考え方		
<p>子ども教育課で設置の就学支援協議会で、就学に関し介助員や医療的支援が必要な子どもかどうか協議しています。なお、就学支援以外についても協議し、医療的支援が必要な場合、保健師や障害者相談支援センター等で協議しています。</p>		

2 第3期障がい児福祉計画（令和8年度に向けた目標値）

第2期障がい児福祉計画では、令和5年度を目標年度とした数値目標を定めることになっています。

町の実情とサービス提供基盤を鑑み、国の基本指針を踏まえたうえで、目標設定を行います。

(1) 障がい児支援の提供体制

■国の基本指針■

令和8年度末までに、各市町村に下記について整備することを基本とし、地域の実情を踏まえて設定する。

- ・児童発達支援センター：少なくとも1か所以上
- ・障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築する。
- ・主に重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス：1か所以上

項目	目標値	考え方
目標年度末時点での児童発達支援センターの設置	0か所	各市町村に少なくとも1か所以上設置する
目標年度末時点での障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制	有	全市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築する
目標年度末時点での保育所等訪問支援の提供体制の確保	0か所	
目標年度末時点での主に重症心身障害児を支援する児童発達支援の確保	0か所	各市町村に少なくとも1か所以上確保する
目標年度末時点での主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービスの確保	0か所	各市町村に少なくとも1か所以上確保する

■考え方■

児童発達支援センターについて、町単独で設置予定はありませんが、町内の子どもを対象とする保健師の活動により、さまざまな課題の早期発見、早期対応、切れ目のない継続した支援に努めており、課題によっては、保健・医療・福祉・教育とネットワークを組んだ相談支援を行っていきます。

保育所等訪問支援や重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービスについては、必要性が高まった場合は、民間事業者の誘致や近隣市町村との連携などによる体制整備を検討していきます。

(2) 医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置等

■国の基本指針■

令和8年度末までに、各市町村に保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等による協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とし、地域の実情を踏まえて設定。

項目	協議の場等の有無	考え方
目標年度末時点での協議の場	有	各市町村に設ける
目標年度末時点での医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	有	コーディネーターを配置することを基本とする
考え方		
子ども教育課で設置の就学支援協議会で、就学に関し介助員や医療的支援が必要な子どもかどうか協議しています。なお、就学支援以外についても協議し、医療的支援が必要な場合、保健師や障害支援センター等で協議しています。		

3 障がい児支援

障がい児支援には、「児童発達支援」「放課後等デイサービス」「保育所等訪問支援」「居宅訪問型児童発達支援」「障害児相談支援」「福祉型障害児入所施設」「医療型障害児入所施設」があります。

障がい児支援

- 児童発達支援
- 放課後等デイサービス
- 保育所等訪問支援
- 居宅訪問型児童発達支援
- 障害児相談支援
- 福祉型障害児入所施設
- 医療型障害児入所施設

※医療型児童発達支援は児童発達支援に令和6年4月に一元化

《見込量の考え方》

本町の特色として、保護者が就労等で保育や養育ができない放課後や長期休暇中に過ごす場として、障がいのあるなしに関わらず、共に成長できるように、園児は「預かり保育」、小学生は「放課後児童クラブ」を整備し、可能な範囲で受け入れを行い、その子の特性を考慮したサービスに努めています。

しかしながら、「放課後児童クラブ」での活動が難しい子については、近隣の自治体にある「放課後等デイサービス」を利用させていただいています。

その他の障がい児のサービスについても現在町内に事業所はありませんが、保健師による全数訪問や、乳幼児健康診査を町直営で実施し、さまざまな課題の早期発見、早期対応をし、継続した支援に努めており、必要に応じ、近隣市の事業所への受け入れをお願いしています。

また、子どもの発達に関する相談は、随時保健師等の子どもに関わる専門職が受け、必要に応じ、週1回の療育教室（あそび教室）や家庭での関わり、保育園、こども園、小・中学校、特別支援学校等での様子を確認しながらきめ細やかな指導を行っています。

《確保策》

障がい児が健常児と同様の教育・支援を受けられ、共に成長していくことは重要であると考えており、「預かり保育」や「放課後児童クラブ」を利用いただくことが望ましいと考えています。

また、その他の障がい児サービス利用については、その児にとって最も望ましいサービスが何かを第一に考え、適時適切なサービス利用となるよう相談支援事業者と連携し、サービス事業者との調整を図っていきます。

① 児童発達支援

【サービス内容】

○日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を実施します。

〈実績〉

(1か月あたり実量)

区分	単位		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
児童発達支援	人日	計画	24	5	5	5
		実績	0	0	0	0
		計画比	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	人	計画	6	1	1	1
		実績	0	0	0	0
		計画比	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

〈計画〉

(1か月あたり実量)

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人日	10	10	10
	人	2	2	2

■考え方■

令和5年度(見込み)は、令和5年8月時点。令和5年8月時点の利用者数は0人、アンケートの利用希望は1人(現在利用者含む)ですが、今後の増加を見込み、令和6年度から2人利用としました。平均利用日数を5日として算定しています。

② 放課後等デイサービス

<p>【サービス内容】</p> <p>○自立した日常生活を送れるようにするための訓練を行ったり、創作活動、地域交流の機会の提供などを行います。</p> <p>○学校との連携・協働による支援をします。</p>

〈実績〉

(1か月あたり実量)

区分	単位		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
放課後等 デイサービス	人日	計 画	150	115	115	115
		実 績	115	191	247	268
		計画比	76.7%	166.1%	214.8%	233.0%
	人	計 画	15	10	10	10
		実 績	12	14	14	15
		計画比	80.0%	140.0%	140.0%	150.0%

〈計画〉

(1か月あたり実量)

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
放課後等デイサービス	人日	324	378	432
	人	18	21	24

■考え方■

令和5年度(見込み)は、令和5年8月時点。令和5年8月時点の利用者数は15人、平均利用人日は17.9日、アンケートによる利用希望は13人(現在利用者含む)ですが、近年の利用状況から今後の増加を見込み、1年につき3人ずつ3年間で9人増加を見込み、一人あたりの利用日数を18日間として算定しています。

③ 保育所等訪問支援

【サービス内容】
 ○障がい児が集団生活を営む施設を訪問し、当該施設における障がい児以外の児童との集団生活への対応のための専門的な支援の提供を行います。

〈実績〉

(1か月あたり実量)

区分	単位		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
保育所等 訪問支援	人日	計画	0	5	5	5
		実績	0	0	0	0
		計画比	-	0.0%	0.0%	0.0%
	人	計画	0	1	1	1
		実績	0	0	0	0
		計画比	-	0.0%	0.0%	0.0%

〈計画〉

(1か月あたり実量)

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保育所等訪問支援	人日	5	5	5
	人	1	1	1

■考え方■

令和5年度(見込み)は、令和5年8月時点。令和5年8月時点の利用者数は0人、アンケートによる利用希望は2人(現在利用者含む)。現在利用がないことを考慮し1人の利用を見込んでいます。平均利用日数は5日として算定しています。

④ 居宅訪問型児童発達支援

【サービス内容】
 ○障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知的技能の付与等の支援を実施します。
 重症心身障害児などの重度の障がい児等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児が対象です。

〈実績〉

(1か月あたり実量)

区分	単位		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
居宅訪問型 児童発達支援	人日	計画	4	0	0	0
		実績	0	0	0	0
		計画比	0.0%	-	-	-
	人	計画	1	0	0	0
		実績	0	0	0	0
		計画比	0.0%	-	-	-

〈計画〉

(1か月あたり実量)

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅訪問型 児童発達支援	人日	0	0	0
	人	0	0	0

■考え方■

令和5年度(見込み)は、令和5年8月時点。令和5年8月時点の利用者数は0人、アンケートによる利用希望は2人(現在利用者含む)。現在利用がないこと、近隣に事業所がないことを踏まえ0人としました。

⑤ 障害児相談支援

【サービス内容】

○障害児支援利用援助

障がい児又は保護者の意向を踏まえて障害児支援利用計画を作成します。

○継続障害児支援利用援助

利用しているサービス等の利用状況を検証し、障害児支援利用計画の見直しを行います。

〈実績〉

(1か月あたり実量)

区分	単位		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
障害児 相談支援	人	計画	3	3	3	3
		実績	3	5	5	5
		計画比	100.0%	166.7%	166.7%	166.7%

〈計画〉

(1か月あたり実量)

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害児相談支援	人	6	7	8

■考え方■

令和5年度（見込み）は、令和5年8月時点。令和5年8月時点の利用者数は5人、アンケートによる利用希望は14人（現在利用者含む）。今後増加が見込まれることから、1年につき1人ずつ3年間で3人増加を見込んでいます。

⑥ 福祉型障害児入所施設

【サービス内容】

○障害児入所施設に入所する障がい児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行う。

〈計画〉

(1か月あたり実量)

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
福祉型障害児入所施設	人	1	1	1

■考え方■

アンケートによる利用希望は0人ですが、入所待機者を1人見込み、令和6年度から1人利用としました。

⑦ 医療型障害児入所施設

【サービス内容】

○障害児入所施設又は指定医療機関に入所等をする障がい児に対して、保護、日常生活指導及び知識技能の付与並びに治療を行う。

〈計画〉

(1か月あたり実量)

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
医療型障害児入所施	人	0	0	0

■考え方■

アンケートによる利用希望は0人、また利用見込みもないため0人としました。

4 医療的ケア児等コーディネーターの配置人数

日常生活に医療や支援を要する状態にある対象児に、保険、医療・福祉、保育、教育等の他職種連携によって、専門的なサービスが適切に提供できるコーディネーターを配置します。

〈実績〉

(1年あたり実量)

区分	単位		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	人	計画	0	0	1
		実績	1	1	1
		計画比	0.0%	0.0%	100.0%

〈計画〉

(1年あたり実量)

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	人	1	1	1

■考え方■

コーディネーター研修を受けている保健師を1人配置していることから、1人を見込んでいます。

5 第3期障害児福祉サービス計画一覧（令和8年度に向けた目標量）

障がい児支援 (1か月あたり実量)				
区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人日	10	10	10
	人	2	2	2
放課後等デイサービス	人日	324	378	432
	人	18	21	24
保育所等訪問支援	人日	5	5	5
	人	1	1	1
居宅訪問型 児童発達支援	人日	0	0	0
	人	0	0	0
障害児相談支援	人	6	7	8
福祉型障害児入所施設	人	1	1	1
医療型障害児入所施設	人	0	0	0
医療的ケア児等コーディネーターの配置 (1年あたり実量)				
区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	人	1	1	1

第7章 計画の推進

1 サービスの円滑な利用促進

(1) 情報提供と啓発の促進

必要とする障害福祉サービスを誰もが適切に利用できるよう、サービス内容や利用手続きなどの情報を、今後も引き続き、広報やパンフレット、ホームページ等により、周知していきます。

また、65歳以上の要支援・要介護認定者が介護保険のサービスへの移行ができるよう事業者に関する適切な情報提供・相談体制の充実に努め、利用者の円滑な利用を促進します。

(2) サービスの質の確保

サービス利用者がそれぞれに自己選択や自己決定が図れるよう、量的及び、質の高いサービス提供を行うことが必要です。そのため、サービス事業者による人材確保や資質の向上をより促進するとともに、県や関係機関等との連携を通じて専門従事者等の養成・確保、資質の向上に努めます。

(3) 企業・事業所等の雇用促進

障がいや障がい者に関心を持ち、理解と認識を深めるとともに、障がい者の雇用を積極的に推進することや障害福祉サービス事業所への業務発注などが行われるよう促進します。

また、従業員のボランティア活動への参加の奨励や地域社会への貢献活動等を促進していきます。

(4) 災害や感染症対策等への支援

事業所に対して災害を想定した避難訓練への支援や日頃からの備えに関する意識啓発を行います。

また、感染症拡大防止の観点から「新しい生活様式」を実践していただくよう関係機関、県、庁内関係、課内との連携を図ります。

(5) 町民・事業者・地域等との協議の推進

障がい者団体やボランティアグループ、地域組織、サービス提供事業者、保健・医療機関など、さまざまな団体との協働体制に取り組み、障がい者にとって暮らしやすいまちづくりの一層の推進を図るため、福祉・保健・保育・教育・就労などの幅広い分野の連携や地域内の多様な社会資源のネットワークの構築をめざしていきます。

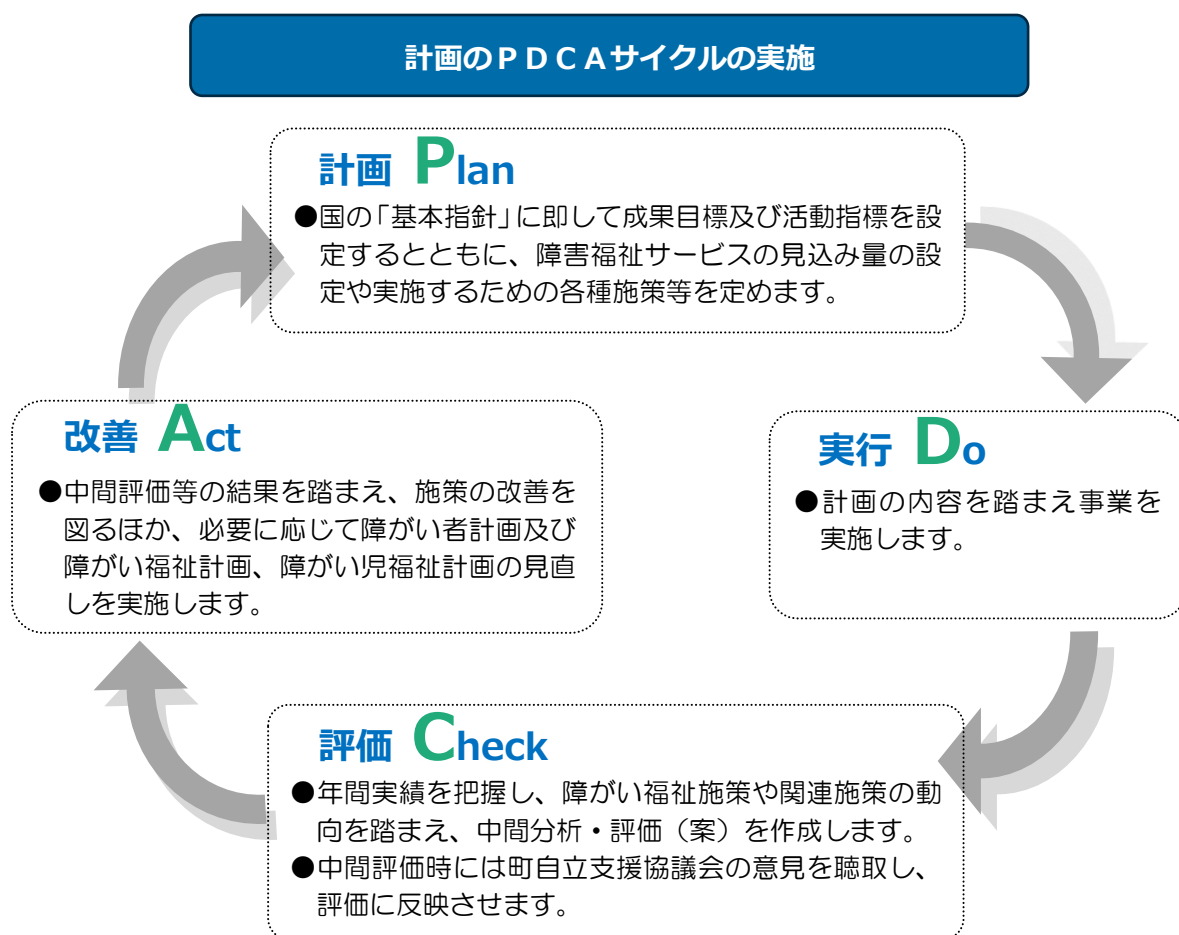
2 計画の達成状況の点検及び評価

(1) 点検及び評価

計画を確実に推進するため、関係機関、団体、障がいのある人などと連携を図りながら、計画の総合的、効果的な推進を図ります。

また、事業の実施状況の確認等にあたっては、相談支援事業者、福祉サービス事業者、保健医療関係機関、教育関係機関や障がい当事者団体等との連携を図るとともに、聖籠町自立支援協議会で地域の実情や課題等について協議を行っていきます。

計画の実効性を高めていくため、PDCAサイクルを効果的に活用した好事例など、他自治体の情報を共有しながら適切な進捗管理を行っていきます。



(2) 評価結果の周知

障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するため、庁内及び関係機関、県や下越圏域等との幅広い情報交換を図ることで、圏域でのサービス提供や施設整備についての調整を図り、その結果について、聖籠町自立支援協議会等を通じ、公表していきます。

資料編

1 聖籠町障害福祉計画策定委員会 名簿

(敬称略)

職名	氏名	所属	備考
委員	木戸 利秋	日本福祉大学社会福祉学部教授	
委員	長谷川 ミワ	聖籠町手をつなぐ親の会	
委員	久保田 弥生	聖籠町精神障害者家族会松の会	
委員	荒井 武士	障害者相談員	
委員	高橋 静子	生活介護・就労継続支援（B型）事業所 杉の子の家 施設長	
委員	渡邊 恭子	相談支援事業所 d e e d 相談支援専門員	
委員	高山 尚雄	特別養護老人ホームはすがた園 施設長	
委員	皆川 謙二	新発田地域振興局 健康福祉環境部地域福祉課 課長	
委員	村上 尚男	日本海エル・エヌ・ジー株式会社 総務部課長	
委員	飯田 一雄	聖籠町社会福祉協議会 事務局長	
アドバイザー	本田 恵	聖籠町社会福祉協議会 障害者支援センター長	
事務局	松井 博	聖籠町保健福祉課 課長	
事務局	勝見 英徳	聖籠町保健福祉課 課長補佐	
事務局	三浦 和幸	聖籠町保健福祉課 主任	

2 聖籠町障害福祉計画策定委員会審議経過

年 月 日	内 容
【第1回】 令和5年7月25日	(1) 聖籠町障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の基本指針及び変更点について (2) アンケート調査実施について (3) 策定に係るスケジュール案について
【第2回】 令和5年10月27日	(1) アンケート調査結果報告について (2) 第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の実績について
【第3回】 令和5年12月26日	聖籠町障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画計画（案）について
【第4回】 令和6年3月26日	聖籠町障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画計画（最終案）について